

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年 8月20日

【届出者の氏名又は名称】 株式会社日立製作所

【届出者の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目 6番 6号

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目 6番 6号

【電話番号】 03-3258-1111

【事務連絡者氏名】 法務本部 部長代理 海保 太郎

【代理人の氏名又は名称】 該当事項なし

【代理人の住所又は所在地】 該当事項なし

【最寄りの連絡場所】 該当事項なし

【電話番号】 該当事項なし

【事務連絡者氏名】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社日立製作所  
(東京都千代田区丸の内一丁目 6番 6号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜一丁目 8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」、「当社」及び「当会社」とは、株式会社日立製作所をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日立マクセル株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務諸表が米国の会社の財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付けが米国外で設立された会社であり、その役員の大部分が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社をして米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。
- (注10) 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注11) 本書中の記載には、当会社又は日立グループの今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する記述を含んでいます。将来予想に関する記述は、当会社又は日立グループが本書提出日現在において合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等の結果は見通しと大きく異なることがあります。その要因のうち、主なものは以下のとおりです。
- ・ 主要市場（特に日本、アジア、米国及びヨーロッパ）における経済状況及び需要の急激な変動
  - ・ 製品需給の変動（特に情報通信システム部門、電子デバイス部門及びデジタルメディア・民生機器部門）
  - ・ 価格競争の激化（特に情報通信システム部門、電子デバイス部門及びデジタルメディア・民生機器部門）
  - ・ 新技術を用いた製品の開発、タイムリーな市場投入、低コスト生産を実現する当会社及び子会社の能力
  - ・ 急速な技術革新（特に情報通信システム部門、電子デバイス部門及びデジタルメディア・民生機器部門）
  - ・ 為替相場変動（特に円/ドル、円/ユーロ相場）
  - ・ 原材料価格の急激な変動
  - ・ 製品需給、為替相場及び原材料価格変動に対応する当会社及び子会社の能力
  - ・ 主要市場（特に日本、アジア、米国及びヨーロッパ）における社会状況及び貿易規制等各種規制
  - ・ 自社特許の保護及び他社特許の利用の確保（特に情報通信システム部門、電子デバイス部門及びデジタルメディア・民生機器部門）
  - ・ 当会社、子会社又は持分法適用会社に対する訴訟その他の法的手続
  - ・ 製品やサービスに関する欠陥・瑕疵等
  - ・ 事業構造改善施策の実施
  - ・ 製品開発等における他社との提携関係
  - ・ 資金調達環境
  - ・ 日本の株式相場変動

## 第 1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

日立マクセル株式会社

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3 【買付け等の目的】

#### ( 1 ) 本公開買付けの概要

当社は、現在、間接保有分0.30%を合わせて対象者の発行済株式総数の51.67%を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が保有する自己株式を除きます。）を本公開買付けにより取得することといたしました。本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。

なお、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行ったとのことでありませ

#### ( 2 ) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社並びに当社の子会社及び関連会社からなる日立グループは、情報通信システム、電子デバイス、電力・産業システム、デジタルメディア・民生機器、高機能材料、物流及びサービス他、金融サービスの7部門に亘って、製品の開発、生産及び販売からサービスの提供に至るまで幅広い事業活動を展開しています。

現在、日立グループは、昨年度後半から継続している世界的・構造的な不況という厳しい経営環境の中で、今後の成長軸を確保するためには、日立グループ全体のリソース配分の最適化を図り、事業ポートフォリオの再構築の加速化を図ることが喫緊の課題と考えており、高信頼・高効率な情報通信技術に支えられた社会インフラである「社会イノベーション事業」に注力していく方針です。

日立グループは、かかる「社会イノベーション事業」強化の観点から、今後は、モータ、インバータ、パワー半導体と並ぶ産業のキーデバイスであり、かつ、情報通信システム、電力システム、環境・産業・交通システム、社会・都市システム等の事業を中心とした「社会イノベーション事業」やハイブリッド・電気自動車などの環境対応型自動車システム事業を支えるコアデバイスとなる「リチウムイオン電池事業」にも経営資源を注力することが必要と考えております。

一方、対象者は、昭和36年に日東電気工業株式会社（現日東電工株式会社）から乾電池、磁気テープ部門が分離独立して、マクセル電気工業株式会社として操業を開始し、昭和39年に当社の連結子会社になり、社名を日立マクセル株式会社に変更しました。現在、対象者は、中期経営計画において「未踏への挑戦」を長期ビジョンと位置づけ、中期ミッションである「成長への変革」に向けて、収益性の向上と新たな成長に向けた事業ポートフォリオの変革を加速しています。具体的には、今後、高い成長性と収益性が見込まれる「電池」「光学部品」「機能性材料」を重点強化3事業として経営リソースを集中投下し、独自技術による他社差別化と製品の高出加価値化を推進すること、基幹事業である「情報メディア」については、新製品投入や原価低減施策により事業を再構築し、収益性の向上を図ることとしています。

対象者は、注力事業の一つである「電池」事業の主要製品であるリチウムイオン電池に関して、従来からの主力分野である携帯電話向け製品に加え、電動工具や電動二輪車への展開を目指し、従来の角形に加え新規に円筒形やラミネートタイプの製品の開発に取り組むなど、着実に事業を拡大してきています。平成21年2月には、民生用途だけでなく、自動車用、産業用への使用にも適合した電池の電極材を供給するための、対象者の技術の粋を集めた高速・高精度塗布システムを導入した新電極工場を建設致しました。

日立グループと対象者は、これまでも、「リチウムイオン電池事業」において連携を強化して参りました。例えば、従来より、当社及び対象者は、民生用途のリチウムイオン電池の開発において、当社の研究所を活用するなどの協業をしてきました。

また、平成16年には、日立グループで設立した自動車用リチウムイオン電池の開発・販売会社である日立ピークルエナジー株式会社に、対象者と当社がともに出資し、これまでに対象者が民生用小型リチウムイオン電池の開発・製造で蓄積した技術的経験を活かし、高い信頼性と安全性を備えた自動車用リチウムイオン電池の研究開発に連携して取り組むとともに、設計・開発・製造に関しても協力関係を構築することにより、成果を挙げて参りました。

さらに、日立グループは、当社公表の平成21年4月17日付「リチウムイオン電池事業の推進について」のとおり、リチウムイオン電池をはじめとする二次電池を用いたシステム事業を中核事業の一つとして推進するため、対象者、新神戸電機株式会社及び日立ピークルエナジー株式会社などグループ会社と、全体最適化を指向した事業戦略の下にさらなる連携を図ることとし、これまで累計6億セルを出荷し、リコール（回収・修理）ゼロという優れた実績を持つ民生用リチウムイオン電池、先駆的商品化を進める車載用リチウムイオン電池など、高い品質と実績を有するリチウムイオン電池関連事業の強化を進めていくこととしました。また平成21年4月1日付で日立グループのリチウムイオン電池に係る事業を横断的に統括する組織として電池事業統括推進本部を設置いたしました。その他、日立グループは、次世代電池材料の研究組織である次世代電池研究センターを新設するなどしています。

しかし、リチウムイオン電池を中心とした二次電池に関する事業分野は、使用する製品の市場拡大とその用途拡大によって、高い成長が見込まれる一方、最終製品の価格低下圧力の高い民生用においては、参入企業の増加とともに競争が激化することが懸念されております。また、自動車分野、産業分野においては、リチウムイオン電池を基盤としたグローバルな環境・省エネに関するトータルシステムの構築が求められており、内燃機関による駆動システムの電動化や、化石燃料に代わる新エネルギーの実用化に際し、リチウムイオン電池をはじめとする二次電池は必要不可欠です。かかる顧客ニーズに機動的に対応できる体制の整備が、リチウムイオン電池事業における日立グループの成長性・収益力の向上のため不可欠な要素となっております。

こうした状況の中、当社と対象者は、平成21年3月末頃から両社の企業価値を向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び対象者は、当社が対象者を完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、対象者が日立グループとの連携を更に強化し、日立グループ及び対象者を一体として運営することが、当社の社会イノベーション事業及びリチウムイオン電池事業並びに対象者の「電池」事業及びその他の全ての事業においてシナジーを実現し、対象者の企業価値のみならず日立グループ全体の企業価値を拡大するために非常に有益であるとの結論に至りました。

具体的には、

まず、今後展開が予想される産業分野におけるシステムソリューションの提案に際して強力な構成要素となると期待される、対象者が獲得してきた民生分野でのリチウムイオン電池の製品開発力、量産技術その他のリチウムイオン電池分野における有形・無形の財産と、当社のシステム力及び広範な事業基盤とを積極的に結合し、連携を更に一層強固なものにすることで、自動車分野、産業分野、鉄道車両向けなどでのリチウムイオン電池を用いた製品開発力のアップと新たな用途開拓のスピードアップを図り、この分野での競争を優位に進めることができるものと考えております。同時に、モータ、インバータ、パワー半導体と並ぶ社会イノベーション事業の重要なキーデバイスであるリチウムイオン電池事業を拡大し、これらと社会・産業システムを一体化したソリューション提案も充実させることで、当社の産業分野におけるシステムソリューションはリチウムイオン電池を展開する他の民生機器メーカーに対しては、大きな差異化技術となると考えられます。

また、研究開発において、今後成長が期待される車載向け、産業・社会インフラ向け市場は、とりわけ当社の研究リソースを製品・サービスへと応用する機会が多く、対象者及び当社の協業を具体的な業績成果へと結実させ易い分野であるため、両社の一体となった運営に基づくより緊密な技術協力により、大きな相乗効果が発揮されるものと考えられます。

さらに、成長が期待されるリチウムイオン電池事業においては、競合企業も経営資源を集中投下してくることが想定されますが、当社は、当社と対象者との資本関係を強化することにより、対象者が、当社の強固な財務基盤を活かしたさらなる信用補完を受け、より大規模な投資に向けて機動的な判断を実施できるようになることにより、激化する競合企業との競争にも十分に対応することができるものと考えられます。

加えて、対象者と当社との資本関係を強化することにより、車載用の大型リチウムイオン電池の製造を担う日立ビークルエナジー株式会社等の他のグループ会社と対象者との間で、製造ラインの共用による投資負担の軽減やコスト競争力の強化など、日立グループ内の経営基盤をこれまで以上に活用したより抜本的な対応が可能となると考えられます。

また、当社が対象者を完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することは、「電池」事業以外の対象者の事業においても有益と考えられます。

具体的には、対象者が高いマーケットシェアを誇るコンピュータテープや放送用ビデオテープと、当社の情報通信システムグループが注力しているストレージや放送通信機器について、これまでは機器とメディアを両社が別々で開発していましたが、今後、対象者及び当社が連携し、お互いの専門性を活かしつつ開発リソースを集中させることで、製品開発力のスピードアップやさらなる顧客獲得が期待できるだけでなく、これまで以上に顧客にとって価値ある最適なソリューションの提供が可能と考えられます。また、対象者が注力している光学部品事業の主力製品であるカメラレンズや光ピックアップレンズについても、日立グループが製品化している指静脈認証システム、防犯監視用カメラシステム、車載用カメラ、BD/DVD/CD全互換ドライブなどと、開発段階から協力することにより他社との差別化を図ることができ、製品競争力強化が期待できます。さらに、対象者の機能性材料事業における粘着テープや粘着技術は、日立グループが展開する自動車分野、エレクトロニクス分野においてさらなる競争力強化が期待できるほか、血液測定器などの医療機器やDNA解析用のバイオビーズなどのバイオ材料・部材についても、医療分野での相乗効果が発揮でき、新しい市場の開拓が期待できます。加えて、対象者がこれまでワールドワイドで培ってきた「マクセル」ブランドや販路を活用することにより、日立グループの民生機器の販売力強化も大いに期待できます。

このように、当社と対象者との資本関係を強化することにより、対象者が行う「電池」事業を含めた全ての事業において、事業の一体運営により全体最適化が図られ、当社あるいは対象者が単独で実施し得る研究開発、設備投資等の経営資源の投下を上回る大規模かつ効率的な投資が可能となるものと考えられます。

なお、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の自主性・独立性を尊重し、対象者の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、対象者の事業の強化を図っていきます。

当社は、対象者の完全子会社化後、対象者が日立グループとの連携強化及び経営資源の有効活用を通じて研究開発力や生産性の強化などを実現することで、対象者の重点領域における事業の成長の安定化を図って参ります。当社は、このように、対象者と日立グループとの連携強化により対象者の事業基盤及び経営基盤を強化することが、対象者、ひいては日立グループ全体の企業価値向上につながるものと考えております。

また、対象者公表の平成21年8月19日付「剰余金の配当に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合で、かつ、その後に予定されている当社による対象者の完全子会社化が実施される日が平成22年4月1日以降の日となることを条件に、平成22年3月期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）の期末配当を無配とすることを決議したとのことです。対象者公表の平成21年8月19日付「剰余金の配当に関するお知らせ」によれば、当社による対象者の完全子会社化が実施される日が平成22年4月1日以降の日となる場合には、平成22年3月31日を基準日とする期末配当を行うと、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、上記決議をしたとのことです。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けの公正性を担保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成21年7月28日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「当社算定書」といいます。）を取得いたしました（なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 920円から1,214円

類似会社比較法 1,280円から1,463円

DCF法 1,498円から1,923円

まず市場株価平均法では、平成21年7月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日終値、直近1週間平均、直近1ヶ月平均、直近3ヶ月平均及び直近6ヶ月平均を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を920円から1,214円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,280円から1,463円までと分析しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,498円から1,923円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した当社算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成21年7月28日の執行役社長の決定によって、本買付価格を1株当たり金1,740円と決定いたしました。

なお、本買付価格である1株当たり金1,740円は、平成21年7月24日(注1)の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の普通取引終値の1,214円に対して、43.3%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成21年6月25日から平成21年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,171円(小数点以下四捨五入)に対して48.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成21年4月27日から平成21年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,104円(小数点以下四捨五入)に対して57.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成21年1月26日から平成21年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値920円(小数点以下四捨五入)に対して89.1%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります(注2)。

(注1) 上記執行役社長の決定の日の前日である平成21年7月27日に日立グループの事業再編に関する報道があり、同日の対象者の株価が上昇したことを踏まえ、同日の前営業日である平成21年7月24日を基準としてプレミアムを計算しております。過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値に対するプレミアムの計算についても同様です。

(注2) 上記平成21年7月27日の日立グループの事業再編に関する報道及びその翌日である平成21年7月28日の当社による本公開買付けに係る公表の後、対象者の株価が上昇し、本書提出日前日に至るまで、対象者の株価は本買付価格に近接する価格にて推移しております。そのため、本買付価格である1株当たり金1,740円は、本書提出日前日である平成21年8月19日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の普通取引終値の1,728円に対して、0.7%(小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成21年7月21日から平成21年8月19日まで)の普通取引終値の単純平均値1,610円(小数点以下四捨五入)に対して8.1%(小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成21年5月20日から平成21年8月19日まで)の普通取引終値の単純平均値1,293円(小数点以下四捨五入)に対して34.6%(小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成21年2月20日から平成21年8月19日まで)の普通取引終値の単純平均値1,059円(小数点以下四捨五入)に対して64.3%(小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっております。

他方、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した財務アドバイザーである日興シティグループ証券株式会社(以下「日興シティグループ証券」といいます。)を第三者算定機関に選定し、本買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、対象者の株式価値の算定を依頼し、日興シティグループ証券より、対象者の株式価値に関する株式価値算定書(以下「対象者算定書」といいます。)を平成21年7月21日に取得したとのことです(なお、対象者は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得していないとのことです。)

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者算定書では、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、対象者の株式価値につき分析されているとのことであり、同社は、市場株価法、類似公開企業乗数比較法、類似公開買付事例におけるプレミアム分析法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者算定書における各手法における対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりであるとのことです。

すなわち、市場株価法では、平成21年7月17日を基準日として、対象者の東京証券取引所市場第一部株価終値の1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月平均を基に、1株当たりの株式価値の範囲を909円から1,150円までと算定しているとのことです。類似公開企業乗数比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を1,066円から1,782円までと算定しているとのことです。次に類似公開買付事例におけるプレミアム分析法では、平成19年9月以降に公表された公開買付事例のうち、親会社による上場子会社株式に対する公開買付事例を抽出し、公開買付前一定期間の株価終値の平均値に対するプレミアムの状況を分析した結果、1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月平均に対するプレミアムは、それぞれ約53%、約42%及び約32%となり、かかるプレミアムを対象者の該当期間の株価終値の平均値に適用し、1株当たりの株式価値の範囲を1,151円から1,820円までと算定しているとのことです。最後に、DCF法では、対象者の将来の収益予測や事業投資計画等を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を1,544円から1,788円までと算定しているとのことです。

また、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、平成21年7月22日開催の取締役会において、日興シティグループ証券より、対象者算定書の説明を受けているとのことです。

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者取締役会は、財務アドバイザーである日興シティグループ証券及び法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言を踏まえて、対象者算定書の内容、本公開買付けの諸条件、当社の有する経営資源の活用可能性及び対象者が当社の完全子会社となることにより対象者に生じうる業務面及び財務面のシナジー効果等を考慮しつつ、対象者取締役会が設置した特別委員会の答申内容を尊重して慎重に検討した結果、本公開買付けを通じて当社の完全子会社となることが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本買付価格その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して適切な価格により合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、以上の理由により、対象者取締役会は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議したとのことです。

#### 対象者における独立した第三者委員会の設置

加えて、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者取締役会は、平成21年6月26日、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、特別委員会を設置し、本公開買付けに対して表明すべき意見の内容の検討にあたって、特別委員会に対し諮問することを決議したとのことです。そして対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者はその特別委員会の委員として、当社及び対象者からの独立性を有する、川又良也氏(弁護士、京都大学名誉教授)、山本裕二氏(公認会計士、株式会社ヒューロン コンサルティング グループ代表取締役社長)、平成21年6月まで対象者の社外取締役に就任していた三吉暹氏及び吉川照彦氏、並びに対象者社外取締役である堀内哲夫氏の合計5名を選定しているとのことです。

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、特別委員会は、平成21年7月1日より、対象者の少数株主の利益保護に十分留意しつつ、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益に資するか否かの観点、並びに従業員を含む全てのステークホルダーの利益に資するか否かの観点から、対象者取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行ったとのことであり、また、特別委員会は、かかる検討にあたり、対象者の財務アドバイザーである日興シティグループ証券が対象者に対して提出した対象者算定書を参考にするとともに、日興シティグループ証券から対象者の株式価値評価に関する説明を受けているとのことです。対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、特別委員会は、かかる経緯の下、対象者取締役会からの諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年7月22日に、対象者取締役会に対して、本公開買付けが、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益に資すると判断することは合理的であり、また本買付価格は、対象者の少数株主の利益に一定の配慮がなされており、妥当な価格の範囲内に収まっていると判断することが合理的であるとの答申を全会一致で行ったとのことです。

#### 独立した法律事務所からの助言

さらに、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者取締役会は、当社及び対象者から独立した法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選定しており、本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているとのことです。

#### 取締役会に出席した取締役全員の承認

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行っており、かかる取締役会においては、中村道治氏及び内ヶ崎功氏を除く取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で当該決議を行ったとのことです。なお、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者取締役のうち、当社の取締役を兼務している中村道治氏及び当社の子会社の取締役を兼務している内ヶ崎功氏については、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。

#### 買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期間である33営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、本買付価格の公正性を担保しております。

#### (4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付け及びその後の一連の手続により、遅くとも平成22年4月頃までを目処に、対象者を完全子会社とする予定です。

本公開買付けにより、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付け後に、対象者との間で、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにより、当社が対象者の発行済株式の全て（当社が保有する対象者株式を除きます。）を取得することを企図しております。本株式交換においては、当社を除く対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の対価として当社の株式を交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった対象者株式を含む対象者の全株式（当社が保有している対象者株式を除きます。）は全て当社の株式と交換され、当社の株式1株以上を割り当てられた対象者の株主の皆様は、当社の株主となります。なお、本株式交換は、会社法第796条第3項本文に定める簡易株式交換により、当社における株主総会の承認を受けずに実施される予定です。また、本株式交換は、会社法第784条第1項に定める略式株式交換により、対象者における株主総会の承認を受けずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、当社と対象者それぞれの株主の皆様が利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に当社と対象者が協議の上で決定いたしますが、本株式交換により対象者の株主の皆様が受け取る対価（当社の株式。但し、当社の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。以下同じです。）を決定するに際しての対象者株式の評価は、本公開買付けの対象者の普通株式の買付価格と同一の価格を基準にする予定です。

本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主の皆様は、会社法その他関連法令の手續に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができます。この場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

ただし、本公開買付けの決済後一定の基準日時点の対象者における米国人株主の保有割合（米国1933年証券法（Securities Act of 1933）に従い算定されます。）が10%を超え、本株式交換の実施により当社に米国1933年証券法（Securities Act of 1933）に基づく登録届出書提出義務が発生する場合には、当社は、以下の方法により、対象者を完全子会社とすることを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更することを内容とする定款一部変更を行うこと、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付すことを内容とする定款一部変更を行うこと、及び当該全部取得条項が付された対象者株式の全部（対象者の保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを対象者に要請する予定です。

また、本臨時株主総会において上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる対象者の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、上記の定款一部変更を行うことを付議議案に含む本種類株主総会を開催することも要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において、上記各議案に賛成する予定です。

上記各手續が実行された場合には、対象者の発行する全ての株式は全部取得条項付の株式とされた上で、全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち、交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合は当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること（対象者がその全部又は一部を買い取ることを含みます。）によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却価格（及びその結果株主の皆様へ交付されることになる金銭の額）については、本買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、当社は、対象者に対し、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなるよう、当社以外の本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対して交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(イ)上記の対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すことを内容とする定款一部変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ロ)上記の全部取得条項が付された株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(イ)又は(ロ)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

当社は、上記各手続に関して、本公開買付け後の当社の対象者株式の保有状況、当社以外を対象者の株主の皆様を対象者株式の保有状況、又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、当社は、当社以外を対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法により、対象者を完全子会社とすることを予定しております。この場合に当該対象者の株主の皆様に交付される金銭の額についても、本買付価格と同一の価格を基準として算定される予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

#### (5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続を実行することにより、当社は対象者を完全子会社とすることを企図していますので、その場合、対象者の株式は東京証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を東京証券取引所及び大阪証券取引所において取引することができなくなります。

#### (6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

#### (7) その他

なお、当社は、社会イノベーション事業を強化するため、本公開買付けの開始と同時に、いずれも現在当社の連結子会社である、株式会社日立情報システムズ、日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社、株式会社日立システムアンドサービス及び株式会社日立プラントテクノロジーの各社を当社の完全子会社とすることを目的として、各社の株券等に対する公開買付けを実施します。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成21年8月20日（木曜日）から平成21年10月8日（木曜日）まで（33営業日）
公告日	平成21年8月20日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金1,740円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>当社は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成21年7月28日に当社算定書を取得いたしました（なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法 920円から1,214円 類似会社比較法 1,280円から1,463円 DCF法 1,498円から1,923円</p> <p>まず市場株価平均法では、平成21年7月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日終値、直近1週間平均、直近1ヶ月平均、直近3ヶ月平均及び直近6ヶ月平均を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を920円から1,214円までと分析しております。</p> <p>次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,280円から1,463円までと分析しております。</p>

最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,498円から1,923円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した当社算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成21年7月28日の執行役社長の決定によって、本買付価格である1株当たり金1,740円と決定いたしました。なお、本買付価格である1株当たり金1,740円は、平成21年7月24日(注1)の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の普通取引終値の1,214円に対して、43.3% (小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成21年6月25日から平成21年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,171円(小数点以下四捨五入)に対して48.6% (小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成21年4月27日から平成21年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値1,104円(小数点以下四捨五入)に対して57.6% (小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成21年1月26日から平成21年7月24日まで)の普通取引終値の単純平均値920円(小数点以下四捨五入)に対して89.1% (小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります(注2)。

(注1) 上記執行役社長の決定の日の前日である平成21年7月27日に日立グループの事業再編に関する報道があり、同日の対象者の株価が上昇したことを踏まえ、同日の前営業日である平成21年7月24日を基準としてプレミアムを計算しております。過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値に対するプレミアムの計算についても同様です。

(注2) 上記平成21年7月27日の日立グループの事業再編に関する報道及びその翌日である平成21年7月28日の当社による本公開買付けに係る公表の後、対象者の株価が上昇し、本書提出日前日に至るまで、対象者の株価は本買付価格に近接する価格にて推移しております。そのため、本買付価格である1株当たり金1,740円は、本書提出日前日である平成21年8月19日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の普通取引終値の1,728円に対して、0.7% (小数点以下第二位四捨五入)、過去1ヶ月間(平成21年7月21日から平成21年8月19日まで)の普通取引終値の単純平均値1,610円(小数点以下四捨五入)に対して8.1% (小数点以下第二位四捨五入)、過去3ヶ月間(平成21年5月20日から平成21年8月19日まで)の普通取引終値の単純平均値1,293円(小数点以下四捨五入)に対して34.6% (小数点以下第二位四捨五入)、過去6ヶ月間(平成21年2月20日から平成21年8月19日まで)の普通取引終値の単純平均値1,059円(小数点以下四捨五入)に対して64.3% (小数点以下第二位四捨五入)のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっております。

<p>算定の経緯</p>	<p>(買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>対象者は、当社の連結子会社であり、日立グループと対象者は、これまでも、「リチウムイオン電池事業」において連携を強化して参りました。しかし、リチウムイオン電池を中心とした二次電池に関する事業分野は、使用する製品の市場拡大とその用途拡大によって、高い成長が見込まれる一方、最終製品の価格低下圧力の高い民生用においては、参入企業の増加とともに競争が激化することが懸念されております。また、自動車分野、産業分野においては、リチウムイオン電池を基盤としたグローバルな環境・省エネに関するトータルシステムの構築が求められており、内燃機関による駆動システムの電動化や、化石燃料に代わる新エネルギーの実用化に際し、リチウムイオン電池をはじめとする二次電池は必要不可欠です。かかる顧客ニーズに機動的に対応できる体制の整備が、リチウムイオン電池事業における日立グループの成長性・収益力の向上のため不可欠な要素となっております。</p> <p>こうした状況の中、当社と対象者は、平成21年3月末頃から両社の企業価値を向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び対象者は、当社が対象者を完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、対象者が日立グループとの連携を更に強化し、日立グループ及び対象者を一体として運営することが、当社の社会イノベーション事業及びリチウムイオン電池事業並びに対象者の「電池」事業及びその他の全ての事業においてシナジーを実現し、対象者の企業価値のみならず日立グループ全体の企業価値を拡大するために非常に有益であるとの結論に至ったことから、当社は、本公開買付けを実施することとし、以下の経緯により本買付価格について決定いたしました。</p> <p><b>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</b> 当社は本買付価格を決定するにあたり、平成21年5月頃に当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、野村證券より当社算定書を平成21年7月28日に取得しております(なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得していません。)</p> <p><b>当該意見の概要</b> 野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法 920円から1,214円 類似会社比較法 1,280円から1,463円 DCF法 1,498円から1,923円</p> <p><b>当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯</b> 当社は、野村證券から取得した当社算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成21年7月28日の執行役社長の決定によって、本買付価格を1株当たり金1,740円と決定いたしました。</p>
--------------	--

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

当社は、本公開買付けの公正性を担保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本買付価格の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成21年7月28日に当社算定書を取得いたしました(なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。)

当社は、野村證券から取得した当社算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成21年7月28日の執行役社長の決定によって、本買付価格を1株当たり金1,740円と決定いたしました。

他方、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した財務アドバイザーである日興シティグループ証券を第三者算定機関に選定し、本買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、対象者の株式価値の算定を依頼し、日興シティグループ証券より、対象者算定書を平成21年7月21日に取得したとのことです(なお、対象者は、本買付価格の公正性に関する評価(フェアネスオピニオン)を取得していないとのことです。)

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者算定書では、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、対象者の株式価値につき分析されているとのことであり、同社は、市場株価法、類似公開企業乗数比較法、類似公開買付事例におけるプレミアム分析法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者算定書における各手法における対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりであるとのことです。

すなわち、市場株価法では、平成21年7月17日を基準日として、対象者の東京証券取引所市場第一部株価終値の1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月平均を基に、1株当たりの株式価値の範囲を909円から1,150円までと算定しているとのことです。類似公開企業乗数比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を1,066円から1,782円までと算定しているとのことです。次に類似公開買付事例におけるプレミアム分析法では、平成19年9月以降に公表された公開買付事例のうち、親会社による上場子会社株式に対する公開買付事例を抽出し、公開買付前一定期間の株価終値の平均値に対するプレミアムの状況を分析した結果、1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月平均に対するプレミアムは、それぞれ約53%、約42%及び約32%となり、かかるプレミアムを対象者の該当期間の株価終値の平均値に適用し、1株当たりの株式価値の範囲を1,151円から1,820円までと算定しているとのことです。最後に、DCF法では、対象者の将来の収益予測や事業投資計画等を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を1,544円から1,788円までと算定しているとのことです。

また、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、平成21年7月22日開催の取締役会において、日興シティグループ証券より、対象者算定書の説明を受けているとのことです。

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者取締役会は、財務アドバイザーである日興シティグループ証券及び法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言を踏まえて、対象者算定書の内容、本公開買付けの諸条件、当社の有する経営資源の活用可能性及び対象者が当社の完全子会社となることにより対象者に生じうる業務面及び財務面のシナジー効果等を考慮しつつ、対象者取締役会が設置した特別委員会の答申内容を尊重して慎重に検討した結果、本公開買付けを通じて当社の完全子会社となることが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本買付価格その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して適切な価格により合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、以上の理由により、対象者取締役会は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議したとのことです。

#### 対象者における独立した第三者委員会の設置

加えて、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者取締役会は、平成21年6月26日、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、特別委員会を設置し、本公開買付けに対して表明すべき意見の内容の検討にあたって、特別委員会に対し諮問することを決議したとのことです。そして対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者はその特別委員会の委員として、当社及び対象者からの独立性を有する、川又良也氏(弁護士、京都大学名誉教授)、山本裕二氏(公認会計士、株式会社ヒューロン コンサルティング グループ代表取締役社長)、平成21年6月まで対象者の社外取締役に就任していた三吉暹氏及び吉川照彦氏、並びに対象者社外取締役である堀内哲夫氏の合計5名を選定しているとのことです。

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、特別委員会は、平成21年7月1日より、対象者の少数株主の利益保護に十分留意しつつ、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益に資するか否かの観点、並びに従業員を含む全てのステークホルダーの利益に資するか否かの観点から、対象者取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行ったとのことであり、また、特別委員会は、かかる検討にあたり、対象者の財務アドバイザーである日興シティグループ証券が対象者に対して提出した対象者算定書を参考にするとともに、日興シティグループ証券から対象者の株式価値評価に関する説明を受けているとのこと。対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、特別委員会は、かかる経緯の下、対象者取締役会からの諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年7月22日に、対象者取締役会に対して、本公開買付けが、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益に資すると判断することは合理的であり、また本買付価格は、対象者の少数株主の利益に一定の配慮がなされており、妥当な価格の範囲内に収まっていると判断することが合理的であるとの答申を全会一致で行ったとのこと。です。

#### 独立した法律事務所からの助言

さらに、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者取締役会は、当社及び対象者から独立した法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選定しており、本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているとのこと。です。

#### 取締役会に出席した取締役全員の承認

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行っており、かかる取締役会においては、中村道治氏及び内ヶ崎功氏を除く取締役全員が出席し、出席取締役の全会一致で当該決議を行ったとのこと。です。なお、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者取締役のうち、当社の取締役を兼務している中村道治氏及び当社の子会社の取締役を兼務している内ヶ崎功氏については、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのこと。です。

#### 買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期間である33営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、本買付価格の公正性を担保しております。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
44,928,859(株)	- (株)	- (株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成21年8月6日に提出した第64期第1四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(99,532,133株)から、本書提出日現在において公開買付者が保有する対象者株式の数(51,132,131株)及び同四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在において対象者が保有する自己株式の数(3,471,143株)の合計数を控除した対象者株式の数(44,928,859株)になります。

## 5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	449,288
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(d)	511,321
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成21年3月31日現在)(個)(j)	960,161
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	46.77
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(44,928,859株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、各特別関係者の所有株券等(ただし、特別関係者である対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成21年3月31日現在)(個)(j)」は、対象者が平成21年8月6日に提出した第64期第1四半期報告書に記載された平成21年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、対象者の発行している全ての株式(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)を本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在の対象者の発行済株式総数(99,532,133株)から、同四半期報告書に記載された平成21年6月30日現在において対象者が保有する自己株式の数(3,471,143株)を控除した対象者株式の数(96,060,990株)に係る議決権の数(960,609個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

## 6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

## 7 【応募及び契約の解除の方法】

### (1) 【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しています。

ジョインベスト証券株式会社（復代理人） 東京都港区港南二丁目15番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

なお、復代理人であるジョインベスト証券株式会社による応募の受付は、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法によって行います。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人又は復代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の株主名簿管理人である東京証券代行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人又は復代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、復代理人であるジョインベスト証券株式会社では、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

応募の受付に際し、公開買付代理人又は復代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。復代理人による受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は、後記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により、応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し  
印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

福祉手帳(各種) 外国人登録証明書 旅券(パスポート)

国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

本人確認書類は、有効期限内である必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できる必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらかじめ原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

復代理人であるジョインベスト証券株式会社に新規に口座を開設する場合、同社のホームページ

(<https://www.joinvest.jp/>)より、口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。公開買付代理人を通じて株券等の応募をされた応募株主等が契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに応募の受付を行った公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて株券等の応募をされた応募株主等が契約の解除をする場合は、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続を行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

ジョインベスト証券株式会社(復代理人) 東京都港区港南二丁目15番1号

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

ジョインベスト証券株式会社(復代理人) 東京都港区港南二丁目15番1号

## 8 【買付け等に要する資金】

### (1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	78,176,214,660
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(円)(b)	310,000,000
その他(c)	14,000,000
合計(a) + (b) + (c)	78,500,214,660

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(44,928,859株)に1株当たりの買付価格(1,740円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

#### 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

#### 【届出日前の借入金】

##### イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

##### ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1				
2	銀行	株式会社みずほコーポレート銀行（東京都千代田区丸の内一丁目3番3号） （注1）	コミットメントライン契約（注2）	363,000,000（注3）
計(b)				363,000,000

（注1）株式会社みずほコーポレート銀行は、シンジケーション方式によるコミットメントライン契約に基づき、同契約における全貸付人により、全貸付人のために委託された業務を行うエージェントである。

（注2）コミットメントライン契約の概要は以下のとおりです。

貸付方法 貸付極度額を上限とする契約期間内における貸付

未使用貸付極度額 3,630億円（平成21年8月20日現在）

年利率 基準金利にスプレッドを加算した利率

契約期限 平成22年2月2日

担保提供 なし

貸付人 株式会社みずほコーポレート銀行（東京都千代田区丸の内一丁目3番3号）

株式会社三菱東京UFJ銀行（東京都千代田区丸の内二丁目7番1号）

株式会社三井住友銀行（東京都千代田区有楽町一丁目1番2号）

住友信託銀行株式会社（大阪府大阪市中央区北浜四丁目5番33号）

みずほ信託銀行株式会社（東京都中央区八重洲一丁目2番1号）

三菱UFJ信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目4番5号）

中央三井信託銀行株式会社（東京都港区芝三丁目33番1号）

株式会社京都銀行（京都府京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地）

株式会社中国銀行（岡山県岡山市北区丸の内一丁目15番20号）

株式会社常陽銀行（茨城県水戸市南町二丁目5番5号）

株式会社京葉銀行（千葉県千葉市中央区富士見一丁目11番11号）

株式会社山陰合同銀行（島根県松江市魚町10番地）

株式会社千葉銀行（千葉県千葉市中央区千葉港1番2号）

株式会社西日本シティ銀行（福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号）

株式会社肥後銀行（熊本県熊本市練兵町1番地）

株式会社北洋銀行（北海道札幌市中央区大通西三丁目11番地）

株式会社みちのく銀行（青森県青森市勝田一丁目3番1号）

（注3）公開買付者は、株式会社みずほコーポレート銀行より、本公開買付け、並びに株式会社日立情報システムズ、日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社、株式会社日立システムアンドサービス及び株式会社日立プラントテクノロジー各社の株券等に対する公開買付けに要する資金として、注2記載の各貸付人が、公開買付者に対し、注2記載のコミットメントライン契約に定める融資条件に従い、合計金3,630億円を限度として貸し付ける義務を負っており、注2記載の各貸付人が、公開買付者に対し、融資を行う用意のあることを証明する旨の証明書を取得しております。

□ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

363,000,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(注) 公開買付者は、株式会社日立情報システムズ、日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社、株式会社日立システムアンドサービス及び株式会社日立プラントテクノロジー各社の株券等に対しても平成21年8月20日付で公開買付けを開始しております。なお、本公開買付けに要する資金の見積額は金78,500,214,660円、株式会社日立情報システムズの株券等に対する公開買付けに要する資金の見積額は金60,878,912,800円、日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社の株券等に対する公開買付けに要する資金の見積額は金79,008,174,100円、株式会社日立システムアンドサービスの株券等に対する公開買付けに要する資金の見積額は金26,349,514,100円、株式会社日立プラントテクノロジーの株券等に対する公開買付けに要する資金の見積額は金38,698,905,060円であり、これらの各公開買付けに要する資金の見積額の合計は金283,435,720,720円です。

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

## 9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

## 10 【決済の方法】

### (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
ジョインベスト証券株式会社（復代理人） 東京都港区港南二丁目15番1号

### (2) 【決済の開始日】

平成21年10月16日（金曜日）

### (3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付代理人を通じて応募された方には、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。復代理人であるジョインベスト証券株式会社を通じて応募された方には、同社のホームページ(<https://www.joinvest.jp/>)に記載される方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

### (4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びマないしソ、第2号、第3号イないしチ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

## 第2 【公開買付者の状況】

## 1 【会社の場合】

## (1) 【会社の概要】

## 【会社の沿革】

年 月	沿 革
明治 43 .	久原鋳業所日立鋳山付属の修理工場として発足
大正 9 . 2	日立 亀戸の両工場を擁し、(株)日立製作所として独立
10 . 2	日本汽船(株)より笠戸造船所を譲受、笠戸工場増設
昭和 10 . 5	共成冷機工業(株) (後に日立プラント建設(株)に商号変更) に資本参加
12 . 5	国産工業(株)を吸収合併、戸塚工場など7工場増設
14 . 4	多賀工場新設、日立工場より日立研究所独立
15 . 9	水戸工場新設
17 . 4	中央研究所新設
18 . 9	理研真空工業(株)を吸収合併、茂原工場増設
19 . 3	亀有工場より清水工場独立
12	多賀工場より栃木工場独立
22 . 4	(株)日之出商会 (現(株)日立ハイテクノロジーズ) 設立
24 . 5	東日本繊維機械(株) (現(株)日立メディコ) 設立
25 . 2	日東運輸(株) (現(株)日立物流) 設立
30 . 5	日立家庭電器販売(株) (後に(株)日立家電に商号変更) 設立
31 . 10	日立金属工業(株) (現日立金属(株))、日立電線(株)分離独立
11	日立機電工業(株)設立
32 . 6	日立工場より国分工場独立
34 . 2	横浜工場新設
10	Hitachi New York, Ltd. (現Hitachi America, Ltd.) 設立
35 . 6	(株)日本ビジネスコンサルタント (現(株)日立情報システムズ) に資本参加
8	日立月販(株) (後に日立クレジット(株)に商号変更) 設立
36 . 2	多賀工場より那珂工場独立
8	マクセル電気工業(株) (現日立マクセル(株)) に資本参加
37 . 8	勝田工場新設
8	神奈川工場新設
38 . 2	亀戸工場より習志野工場独立
4	日立化成工業(株)分離独立
41 . 2	機械研究所新設
43 . 2	多賀工場より佐和工場独立、横浜工場より東海工場独立、神奈川工場より小田原工場独立
44 . 2	ソフトウェア工場新設
4	青梅工場新設
8	大みか工場新設
12	日立建設機械製造(株) (現日立建機(株)) 分離独立
45 . 5	高崎工場新設
9	日立ソフトウェアエンジニアリング(株)設立
46 . 4	日立電子(株)より旭工場を譲受
6	生産技術研究所新設
48 . 2	システム開発研究所新設
49 . 6	土浦工場新設
11	亀戸工場を移転し、中条工場と改称
57 . 6	Hitachi Europe Ltd. 設立
60 . 4	基礎研究所新設
平成 1 . 2	Hitachi Asia Pte. Ltd. (現Hitachi Asia Ltd.) 設立
3 . 2	佐和工場を自動車機器事業部に統合
8	勝田工場を素形材事業部に統合、戸塚工場を情報通信事業部に統合、那珂工場を計測器事業部に統合
4 . 2	横浜工場及び東海工場をAV機器事業部に統合
8	家庭電器、コンピュータ及び電子デバイス担当部門の組織を工場単位から事業部単位へ変更
5 . 2	半導体設計開発センタ、武蔵工場及び高崎工場を半導体事業部に統合
8	清水工場を空調システム事業部に統合、中条工場及び習志野工場を産業機器事業部に統合
6 . 8	家電事業本部及び情報映像メディア事業部を統合して家電・情報メディア事業本部と改称
10	日立(中国) 有限公司設立
7 . 2	電力・電機、家電・情報メディア、情報及び電子部品事業を事業グループとして編成し、併せて研究開発部門の一部と営業部門を事業グループに統合
4	(株)日立家電を吸収合併

年 月	沿 革
平成 11. 4	事業グループを再編し、それぞれを実質的独立会社として運営する経営体制に変更
12. 10	日立クレジット(株)が日立リース(株)と合併し、日立キャピタル(株)に商号変更
13. 10	計測器事業及び半導体製造装置事業を会社分割により分割し、(株)日立ハイテクノロジーズとして再編
14. 4	産業機械システム事業を会社分割により分割し、(株)日立インダストリイズとして再編
10	家電事業を会社分割により分割し、日立ホーム・アンド・ライフ・ソリューション(株)として再編
	産業機器事業を会社分割により分割し、(株)日立産機システムとして再編
	ディスプレイ事業を会社分割により分割し、(株)日立ディスプレイズを設立
	通信機器事業を会社分割により分割し、(株)日立コミュニケーションテクノロジーとして再編
	(株)ユニシアジェックス( (株)日立ユニシアオートモティブに商号変更 ) を株式交換により完全子会社化
15. 1	米国IBM社からハードディスクドライブ事業を買収し、Hitachi Global Storage Technologies Netherlands B.V.として営業開始
4	システムLSIを中心とする半導体事業を会社分割により分割し、(株)ルネサステクノロジを設立
6	委員会等設置会社(現委員会設置会社)に移行
16. 10	トキコ(株)及び(株)日立ユニシアオートモティブを吸収合併
	ATM(現金自動取引装置)を中心とする情報機器事業を会社分割により分割し、日立オムロンターミナルソリューションズ(株)を設立
18. 4	社会・産業インフラ事業を会社分割により分割し、日立プラント建設(株)、日立機電工業(株)及び(株)日立インダストリイズと統合し、(株)日立プラントテクノロジーとして再編
	日立ホーム・アンド・ライフ・ソリューション(株)が(株)日立空調システムと合併し、日立アプライアンス(株)に商号変更
12	クラリオン(株)を株式の公開買付けにより連結子会社化
19. 7	原子力関連事業を会社分割により分割し、日立GEニュークリア・エナジー(株)として再編
21. 3	日立工機(株)を株式の公開買付けにより連結子会社化
	(株)日立国際電気を株式の公開買付けにより連結子会社化
21. 7	(株)日立コミュニケーションテクノロジーを吸収合併
	オートモティブシステム事業を会社分割により分割し、日立オートモティブシステムズ(株)を設立
	コンシューマ事業を会社分割により分割し、日立コンシューマエレクトロニクス(株)を設立

## 【会社の目的及び事業の内容】

### イ 会社の目的

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 電気機械器具の製造及び販売
- 2 産業機械器具の製造及び販売
- 3 車輛の製造及び販売
- 4 通信並びに電子機械器具の製造及び販売
- 5 照明並びに家庭用機械器具の製造及び販売
- 6 光学並びに医療機械器具の製造及び販売
- 7 計量器その他一般機械器具の製造及び販売
- 8 前各号に掲げた製品に関連する材料の製造及び販売
- 9 ソフトウェアの作成及び販売
- 10 マルチメディア関連の映像、ソフトウェア並びにデータの作成及び販売
- 11 前各号に掲げた製品の賃貸及び保守サービス
- 12 電気の供給
- 13 情報通信、情報処理及び情報提供のサービス並びに放送
- 14 インターネットを利用した商取引及び決済処理の請負
- 15 バイオテクノロジーに関する研究開発成果の提供
- 16 前各号についてのコンサルティング
- 17 工業所有権及びノーハウの実施許諾
- 18 前各号に関連するエンジニアリングの請負
- 19 建設工事の設計、監理及び請負
- 20 金銭の貸付、債権の買取、債務の保証及び投資顧問
- 21 介護保険法による居宅サービス事業、居宅介護支援事業及び介護療養型医療施設の運営

## 22 前各号に関連する一切の事業

### □ 事業の内容

当会社、連結子会社及び持分法適用会社から成る日立グループは、情報通信システム、電子デバイス、電力・産業システム、デジタルメディア・民生機器、高機能材料、物流及びサービス他、金融サービスの7部門に亘って、製品の開発、生産、販売、サービスに至る幅広い事業活動を展開している。なお、当会社は主に情報通信システム及び電力・産業システム部門において、製品の製造及び販売・サービスに携わっている。

### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成21年8月20日現在

資本金の額	発行済株式の総数
282,033,991,613円	3,368,126,056株

【大株主】

平成21年6月30日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総 数に対する所有 株式 の数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	191,335	5.68
ナツ クムコ (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	C/O Citibank New York, 111 Wall Street, New York NY, U.S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13 号)	180,130	5.35
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4G)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	175,708	5.22
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	139,698	4.15
日立グループ社員持株会	東京都千代田区丸の内一丁目6番 6号	109,768	3.26
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番 6号	98,173	2.91
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番 1号	71,361	2.12
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行)	P.O. Box 351 Boston, Massachusetts 02101 U. S.A. (東京都中央区月島四丁目16番13 号)	52,288	1.55
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番 1号	48,159	1.43
株式会社日立製作所(自己株式)	東京都千代田区丸の内一丁目6番 6号	43,827	1.30
計	-	1,110,450	32.97

(注1) 所有株式の数の千株未満は切捨てて表示している。

(注2) ナツ クムコは、当会社のADR(米国預託証券)の預託銀行であるシティバンク、エヌ・エイの株式名義人である。

(注3) 第一生命保険相互会社の所有株式数には、同社が退職給付信託に拠出している6,560千株を含めて記載している(当該株式の株主名簿上の名義は、「みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 第一生命保険口」である。)

(注4) 当社は、株券等の大量保有の状況に関する報告書の写しの送付を受けているが、平成21年6月30日現在における実質保有状況が確認できないため、上表には含めていない。報告書の内容は次のとおりである。

保有者	三菱UFJ信託銀行株式会社 他3名
報告義務発生日	平成20年10月13日
保有株券等の数	169,748,898株
保有割合	5.04%

保有者	ドッチ・アンド・コックス
報告義務発生日	平成21年5月15日
保有株券等の数	148,580,900株
保有割合	4.41%

【役員の職歴及び所有株式の数】

イ 取締役

平成21年 8月20日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役会議長	監査委員長 (常勤)	崎山 忠道	昭和16年 6月13日	昭和39年 4月 当会社入社 平成11年 4月 監査室長 13年 6月 日立建機(株)取締役 専務執行役員 15年 4月 同社代表取締役 取締役副社長 6月 同社代表執行役 執行役副社長 兼取締役 18年 4月 同社取締役 6月 当会社取締役 21年 6月 当会社取締役会議長	30
取締役	指名委員長 報酬委員長	川村 隆	昭和14年 12月19日	昭和37年 4月 当会社入社 平成 4年 6月 日立工場長 7年 6月 取締役 9年 6月 常務取締役 11年 4月 代表取締役 取締役副社長 15年 4月 取締役(平成19年 6月退任) 6月 日立ソフトウェアエンジニア リング(株)取締役会長兼代表執 行役員 17年 6月 日立プラント建設(株)(現(株)日立 プラントテクノロジー)取締役 会長 18年 6月 日立ソフトウェアエンジニア リング(株)取締役会長 19年 6月 日立マクセル(株)取締役会長 21年 4月 当会社代表執行役 執行役会長 兼執行役社長 6月 当会社代表執行役 執行役会長 兼執行役社長兼取締役	73
取締役	監査委員 (常勤)	中村 道治	昭和17年 9月 9日	昭和42年 4月 当会社入社 平成13年 4月 研究開発本部長 15年 6月 執行役専務 16年 4月 代表執行役 執行役副社長 19年 4月 フェロー 20年 6月 取締役	77
取締役		三好 崇司	昭和22年 9月25日	昭和45年 4月 当会社入社 平成15年 4月 財務部門長 6月 執行役 16年 4月 執行役専務 6月 執行役専務兼取締役 18年 4月 代表執行役 執行役副社長兼取 締役 19年 4月 取締役(平成19年 6月退任) 6月 Hitachi Global Storage Technologies, Inc. 取締役会 長 20年 4月 (株)日立システムアンドサービ ス執行役副社長 6月 同社代表執行役 執行役社長兼 取締役 21年 4月 当会社代表執行役 執行役副社 長 6月 当会社代表執行役 執行役副社 長兼取締役	44
取締役	指名委員 監査委員	太田 芳枝	昭和17年 9月 1日	平成 3年12月 石川県副知事 6年 7月 労働省大臣官房政策調査部長 7年 6月 同省婦人局長 10年 7月 (財)21世紀職業財団理事長 17年 7月 同財団顧問(現職) 19年 6月 当会社取締役	10

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	指名委員	大橋 光夫	昭和11年 1月18日	平成9年3月 昭和電工(株)代表取締役社長 17年1月 同社代表取締役会長 19年3月 同社取締役会長(現職) 6月 当会社取締役	11
取締役	監査委員 報酬委員	野見山 昭彦	昭和9年 6月15日	平成14年9月 新日鉱ホールディングス(株)代 表取締役社長 15年6月 同社代表取締役 取締役会長 18年6月 同社相談役(現職) 19年6月 当会社取締役	5
取締役	監査委員 報酬委員	宮原 賢次	昭和10年 11月5日	平成8年6月 住友商事(株)代表取締役社長 13年6月 同社代表取締役会長 19年6月 同社相談役(現職) 当会社取締役	5
取締役	指名委員 報酬委員	本林 徹	昭和13年 1月5日	昭和38年4月 東京弁護士会登録 46年7月 森綜合法律事務所パートナー 平成14年4月 日本弁護士連合会会長(平成16 年3月退任) 18年6月 当会社取締役 20年4月 井原・本林法律事務所パート ナー(現職)	28
取締役		上野 健夫	昭和17年 2月9日	昭和39年4月 当会社入社 平成12年4月 営業統括本部副本部長 13年6月 日立ピアメカニクス(株)代表取 締役 取締役社長 19年6月 同社顧問(現職) 当会社取締役	42
取締役		太宰 俊吾	昭和14年 1月20日	平成15年4月 日立建機(株)代表取締役社長 6月 同社代表執行役 執行役社長兼 取締役 18年4月 同社取締役会長兼代表執行役 20年4月 同社取締役会長(現職) 6月 当会社取締役	14
取締役		本多 義弘	昭和17年 10月13日	平成12年6月 日立金属(株)代表取締役 取締役 社長 15年6月 同社代表執行役 執行役社長兼 取締役 18年6月 同社取締役会長(現職) 19年6月 当会社取締役	17
計					356

(注1) 所有株式数の千株未満は切捨てて表示している。

(注2) 取締役太田芳枝、大橋光夫、野見山昭彦、宮原賢次及び本林徹は、会社法第2条第15号に定める社外取締役である。

□ 執行役

平成21年 8月20日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表執行役 執行役会長兼 執行役社長	統括	川村 隆	「イ 取締役」に記載している。	同左		73
代表執行役 執行役副社長	営業、グループ国際、輸出管理、新事業担当	森 和廣	昭和21年 10月7日	昭和44年4月 平成11年2月 15年6月 16年4月 18年4月 19年1月	当会社入社 中部支社長 執行役 執行役常務 執行役専務 代表執行役 執行役副社長	35
代表執行役 執行役副社長	電力事業、電機事業、都市開発システム事業、オートモティブシステム事業、品質保証、生産技術担当	中西 宏明	昭和21年 3月14日	昭和45年4月 平成15年4月 6月 16年4月 17年6月 18年4月 21年4月	当会社入社 国際事業部門長 執行役常務 執行役専務 執行役専務 Hitachi Global Storage Technologies, Inc. 取締役会長兼CEO 当会社執行役副社長(平成18年12月退任) 当会社代表執行役 執行役副社長	37
代表執行役 執行役副社長	経営企画、環境戦略、人財、法務・コミュニケーション、ブランド、経営オーデイト担当	八丁地 隆	昭和22年 1月27日	昭和45年4月 平成15年4月 6月 16年4月 18年4月 19年6月 21年4月	当会社入社 法務・コミュニケーション部門長兼経営オーデイト部門長 執行役常務 執行役専務 代表執行役 執行役副社長(平成19年3月退任) (株)日立総合計画研究所取締役社長 当会社代表執行役 執行役副社長	61
代表執行役 執行役副社長	経営改革、財務、年金、グループ経営、事業開発、コンシューマ事業担当	三好 崇司	「イ 取締役」に記載している。	同左		44
代表執行役 執行役副社長	情報事業、研究開発、情報システム担当	高橋 直也	昭和23年 10月17日	昭和48年4月 平成15年4月 18年4月 19年4月 21年4月	当会社入社 情報・通信グループCOO 執行役常務 執行役専務 代表執行役 執行役副社長	36
執行役専務	情報事業担当	中島 純三	昭和24年 2月8日	昭和47年5月 平成17年4月 18年4月 21年4月	当会社入社 情報・通信グループCOO 執行役常務 執行役専務	28
執行役専務	事業開発担当	西川 晃一郎	昭和22年 7月12日	昭和45年4月 平成15年4月 6月 18年1月 19年4月	当会社入社 事業開発部門長 執行役 執行役常務 執行役専務	56

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
代表執行役 執行役専務	財務、年金、 グループ経営 担当	中村 豊明	昭和27年 8月3日	昭和50年4月 当会社入社 平成18年1月 財務一部長 19年4月 代表執行役 執行役専務 6月 代表執行役 執行役専務兼取締 21年6月 代表執行役 執行役専務	20
代表執行役 執行役専務	資材、電動力 応用、電池事 業担当	長谷川 泰二	昭和22年 2月18日	昭和44年4月 当会社入社 平成15年4月 オートティブシステムグルー 6月 プ長&CEO 16年4月 執行役 18年4月 執行役常務 19年4月 執行役専務(平成19年3月退任) Hitachi Automotive Products (USA), Inc. 取締役 20年9月 会長 当会社代表執行役 執行役専務	25
執行役専務	環境戦略、品 質保証、生産 技術、電力技 術 担当	齊藤 莊藏	昭和20年 11月5日	昭和45年4月 当会社入社 平成15年4月 電力・電機グループ長&CEO 6月 執行役常務 16年2月 執行役 10月 執行役常務 18年4月 執行役専務	46
執行役専務	グループ国 際(米州) 担当	石垣 忠彦	昭和21年 1月14日	昭和43年4月 当会社入社 平成15年4月 マーケット戦略部門長 6月 執行役常務(平成16年2月退任) 16年2月 日立ホーム・アンド・ライフ・ ソリューション(株)(現日立アプ ライアンス(株))代表取締役 取締 役社長 18年4月 当会社代表執行役 執行役専務 19年4月 当会社執行役専務	44
執行役専務	グループ国 際(欧州) 担当	スティーブン・ゴ マソール	昭和23年 1月17日	昭和45年9月 英国外務省入省 平成11年7月 駐日英国大使(平成16年7月退 任) 16年10月 当会社欧州総代表 18年10月 当会社執行役専務	3
執行役常務	電力事業担当	田中 幸二	昭和27年 1月22日	昭和49年4月 当会社入社 平成18年5月 電力グループ日立事業所長 19年4月 執行役常務	25
執行役常務	電力事業 (原子力事 業推進) 担当	丸 彰	昭和23年 11月8日	昭和46年4月 当会社入社 平成17年4月 電力グループ日立事業所長兼副 18年5月 グループ長 執行役常務	13
執行役常務	電力事業 (火力事業 推進)担当	伊佐 均	昭和25年 2月19日	昭和49年4月 当会社入社 平成19年1月 電力グループ副グループ長 20年4月 執行役常務	35
執行役常務	電機事業 担当	鈴木 學	昭和22年 5月12日	昭和47年4月 当会社入社 平成16年4月 電機グループ交通システム事業 17年8月 部長 執行役常務	22
執行役常務	都市開発事 業担当	高橋 秀明	昭和27年 8月20日	昭和53年4月 当会社入社 平成17年4月 (株)日立ビルシステム代表取締役 19年4月 取締役社長 当会社執行役常務	13
執行役常務	情報事業 (サービス ・グローバ ル事業)担 当	岩田 眞二郎	昭和23年 6月6日	昭和47年4月 当会社入社 平成19年10月 Hitachi Global Storage Technologies, Inc. エグゼク ティブバイスプレジデント 21年4月 当会社執行役常務	21

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
執行役常務	情報事業 (システム ソリューション事 業)担当	佐久間 嘉一郎	昭和29年 1月29日	昭和54年4月 平成20年4月 21年4月 当会社入社 Hitachi Information & Telecommunication Systems Global Holding Corporation 社長 当会社執行役常務	22
執行役常務	情報事業 (プラット フォーム事 業)担当	北野 昌宏	昭和30年 11月23日	昭和55年4月 平成19年4月 21年4月 当会社入社 情報・通信グループCSO兼経営 戦略室長 執行役常務	14
執行役常務	営業、グルー プ国際担当	長野 晁史	昭和22年 3月11日	昭和44年4月 平成17年6月 20年4月 当会社入社 日立(中国)有限公司総経理 当会社執行役常務	21
執行役常務	グループ国 際、輸出管理 担当	久田 眞佐男	昭和23年 12月16日	昭和47年4月 平成18年4月 19年4月 当会社入社 調達統括本部長 執行役常務	25
執行役常務	営業(関西 地区)担当	小山 孝男	昭和23年 12月11日	昭和46年4月 平成16年4月 19年4月 当会社入社 関東支社長 執行役常務	23
執行役常務	研究開発、環 境戦略担当	小豆畑 茂	昭和24年 11月21日	昭和50年4月 平成20年1月 21年4月 当会社入社 地球環境戦略室長 執行役常務	31
執行役常務	人財担当	大野 健二	昭和26年 1月3日	昭和49年4月 平成17年6月 19年4月 当会社入社 日立電鉄(株)代表取締役 取締役 社長 当会社執行役常務	17
執行役常務	法務・コ ミュニケー ション、プラ ンド、経営 オーディッ ト担当	葛岡 利明	昭和29年 11月3日	昭和53年4月 平成13年4月 19年4月 当会社入社 法務本部長 執行役常務	79
執行役常務	資材担当	江幡 誠	昭和22年 2月23日	昭和45年4月 平成14年2月 15年6月 16年4月 20年4月 21年7月 当会社入社 グループ経営企画室長 執行役 執行役常務(平成20年3月退任) Hitachi Europe Ltd. 副会長 当会社執行役常務	35
執行役常務	グループ国 際(中国) 担当	大野 信行	昭和24年 2月24日	昭和46年4月 平成19年4月 21年4月 当会社入社 情報・通信グループCMO兼マー ケティング統括本部副統括本部 長 執行役常務	33
執行役常務	情報システ ム担当	大野 治	昭和23年 8月6日	昭和44年4月 平成17年4月 21年4月 当会社入社 情報システム事業部長 執行役常務	31
計					968

(注1) 「職名」欄には、取締役会の決議により定められた執行役の職務の分掌(担当業務)を記載している。  
(注2) 所有株式数の千株未満は切捨てて表示している。

## (2)【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表の作成方法について

当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、米国で一般に認められた会計原則による用語、様式及び作成方法に準拠して作成している。

なお、第139期連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、第140期連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成している。

また、セグメント情報については、連結財務諸表規則に基づいて作成し、注記している。

### 2. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、米国で一般に認められた会計原則による用語、様式及び作成方法に準拠して作成している。

なお、第140期第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、第141期第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第141期第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。

また、セグメント情報については、四半期連結財務諸表規則に基づいて作成し、注記している。

### 3. 監査証明について

金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第139期連結会計年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の連結財務諸表については、新日本監査法人の監査を受け、第140期連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表については、新日本有限責任監査法人の監査を受け、監査報告書を受領している。なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更している。

第141期第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第141期第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受け、四半期レビュー報告書を受領している。

## 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	第139期連結会計年度 (平成20年3月31日)	第140期連結会計年度 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び現金等価物	560,960	807,926
短期投資(注2)	61,289	8,654
受取手形(注4,7及び16)	163,962	105,218
売掛金(注4及び7)	2,365,823	2,028,060
リース債権(注6及び7)	136,119	170,340
棚卸資産(注5)	1,441,024	1,456,271
その他の流動資産(注9)	672,578	488,930
流動資産合計	5,401,755	5,065,399
投資及び貸付金(注2及び3)	1,042,657	693,487
有形固定資産(注6)		
土地	478,620	464,935
建物及び構築物	1,848,105	1,915,992
機械装置及びその他の有形固定資産	5,770,457	5,640,623
建設仮勘定	93,137	86,842
減価償却累計額	5,536,401	5,714,446
有形固定資産合計	2,653,918	2,393,946
その他の資産(注6,8,9及び11)	1,432,517	1,250,877
資産合計	10,530,847	9,403,709
<b>負債の部</b>		
流動負債		
短期借入金(注10)	723,020	998,822
償還期長期債務(注6及び10)	386,879	531,635
支払手形	66,265	39,811
買掛金	1,601,413	1,138,770
未払費用(注11及び16)	901,546	878,454
未払税金(注9)	101,599	24,689
前受金	412,642	386,519
その他の流動負債(注9)	559,535	623,204
流動負債合計	4,752,899	4,621,904
長期債務(注6及び10)	1,421,607	1,289,652
退職給付債務(注11)	822,440	1,049,597
その他の負債(注9)	220,781	263,204
負債合計	7,217,727	7,224,357
少数株主持分		
少数株主持分	1,142,508	1,129,401
<b>資本の部</b>		
資本		
資本金(注10及び12)	282,033	282,033
資本剰余金(注12)	555,410	560,066
利益剰余金(注22)	1,626,497	820,440
その他の包括損失累計額(注14)	267,198	586,351
自己株式(注13)	26,130	26,237
資本合計	2,170,612	1,049,951
負債、少数株主持分及び資本合計	10,530,847	9,403,709

## 【連結損益計算書】

	(単位：百万円)	
	第139期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第140期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売上高(注23)	11,226,735	10,000,369
売上原価(注23)	8,777,657	7,816,180
売上総利益	2,449,078	2,184,189
販売費及び一般管理費	2,103,562	2,057,043
営業利益	345,516	127,146
営業外収益		
受取利息	31,501	19,177
受取配当金	6,031	8,544
持分法利益	22,586	-
持分変動利益(注20)	3,846	360
雑収益(注19)	101,169	5,203
営業外収益合計	165,133	33,284
営業外費用		
支払利息	42,448	33,809
持分法損失	-	162,205
長期性資産の減損(注17)	87,549	128,400
事業構造改善費用(注18)	18,110	22,927
雑損失(注19)	37,760	102,960
営業外費用合計	185,867	450,301
税引前当期純利益(損失)	324,782	289,871
法人税等(注9)	272,163	505,249
少数株主持分控除前利益(損失)	52,619	795,120
少数株主持分	110,744	7,783
当期純損失	58,125	787,337
1株当たり利益(注21)		
1株当たり当期純損失	17.48円	236.86円
潜在株式調整後 1株当たり当期純損失	17.77円	236.87円

## 【連結資本勘定計算書】

(単位:百万円)

	第139期連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	第140期連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
資本金(注10及び12)		
期首残高	282,033	282,033
変動額		
変動額合計	-	-
期末残高	282,033	282,033
資本剰余金(注12)		
期首残高	560,796	555,410
変動額		
資本取引及び少数株主持分振替等による増加又は減少	5,457	4,843
自己株式の売却	71	187
変動額合計	5,386	4,656
期末残高	555,410	560,066
利益剰余金		
期首残高	1,713,757	1,626,497
変動額		
資本取引及び少数株主持分振替等による増加又は減少	9,186	1,224
当期純損失	58,125	787,337
配当金(注22)	19,949	19,944
変動額合計	87,260	806,057
期末残高	1,626,497	820,440
その他の包括損失累計額(注14)		
期首残高	88,450	267,198
変動額		
資本取引及び少数株主持分振替等による増加	376	785
その他の包括損失	179,124	319,938
変動額合計	178,748	319,153
期末残高	267,198	586,351
自己株式(注13)		
期首残高	25,339	26,130
変動額		
自己株式の取得	1,145	858
自己株式の売却	354	751
変動額合計	791	107
期末残高	26,130	26,237
資本合計		
期首残高	2,442,797	2,170,612
変動額		
資本取引及び少数株主持分振替等による増加又は減少	14,267	6,852
当期純損失	58,125	787,337
その他の包括損失	179,124	319,938
配当金	19,949	19,944
自己株式の取得	1,145	858
自己株式の売却	425	564
変動額合計	272,185	1,120,661
期末残高	2,170,612	1,049,951
包括損失(注14)		
当期純損失	58,125	787,337
その他の包括損失		

為替換算調整額	48,605	110,899
年金債務調整額	74,758	184,153
有価証券未実現保有損益純額	55,310	22,855
金融派生商品に関わる損益純額	451	2,031
その他の包括損失合計	179,124	319,938
当期包括損失	237,249	1,107,275

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

	(単位:百万円)	
	第139期連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第140期連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動に関するキャッシュ・フロー (注24)		
当期純損失	58,125	787,337
当期純損失から営業活動に関する キャッシュ・フローへの調整		
有形固定資産減価償却費	541,470	478,759
無形資産償却費	146,136	178,164
長期性資産の減損	87,549	128,400
繰延税金	84,587	403,968
持分法損益	22,586	162,205
投資有価証券及び子会社株式の売却損益	94,798	1,353
投資有価証券の評価損	14,411	45,016
賃貸資産及びその他の有形固定資産の売却 等損益	13,424	24,483
少数株主持分	110,744	7,783
売上債権の減少	47,843	342,008
棚卸資産の増加	107,546	57,206
その他の流動資産の増加または減少	32,763	12,772
買入債務の増加または減少	42,453	359,230
未払費用及び退職給付債務の減少	38,303	27,050
未払税金の増加または減少	12,841	76,343
その他の流動負債の増加	61,041	39,711
当会社及び子会社の製品に関するリース債 権の増加または減少	11,392	2,117
その他	5,149	57,646
営業活動に関するキャッシュ・フロー	791,837	558,947
投資活動に関するキャッシュ・フロー (注24)		
短期投資の増加または減少	25,437	50,811
有形固定資産(除く賃貸資産)の取得	474,344	422,109
賃貸資産の取得	365,989	307,314
リース債権の回収	311,321	234,984
賃貸資産及びその他の有形固定資産の売却	63,067	46,511
投資有価証券及び子会社株式の売却	161,442	58,260
投資有価証券及び子会社株式の取得	254,569	56,637
ソフトウェアの取得	126,453	132,181
その他	73,344	22,333
投資活動に関するキャッシュ・フロー	637,618	550,008
財務活動に関するキャッシュ・フロー (注24)		
短期借入金の増加または減少	200,018	314,899
社債及び長期借入金による調達	404,190	467,341
社債及び長期借入金の返済	381,069	441,550
子会社の株式発行	42,307	900
配当金の支払	19,889	19,826
少数株主に対する配当金の支払	25,787	28,406
子会社の自己株式の取得	4,570	8,693
自己株式の取得	1,145	841
自己株式の売却	425	564
財務活動に関するキャッシュ・フロー	185,556	284,388
現金及び現金等価物に係る為替換算調整額	25,569	46,361
現金及び現金等価物の増減額	56,906	246,966
現金及び現金等価物の期首残高	617,866	560,960
現金及び現金等価物の期末残高	560,960	807,926

## 注 記 事 項

## 注 1 . 主要な会計方針についての概要

## ( 1 ) 連結会計方針

当社は、米国において昭和38年7月に米国預託証券の形で株式を公募時価発行したことに伴い、昭和38年度から米国1933年証券法及び米国1934年証券取引所法に基づいて、米国で一般に認められた会計原則（会計原則審議会の意見書（以下「意見書」という。）、財務会計基準審議会の基準書（以下「基準書」という。）及び解釈指針（以下「解釈指針」という。）等）及び報告様式に基づいた連結財務諸表を作成し、米国証券取引委員会に提出している。

なお、セグメント情報は、連結財務諸表規則に基づいて作成しており、基準書第131号「企業のセグメント及び関連情報の開示」により要求されているセグメント別財務報告（Segment Information）は作成していない。

当社の連結財務諸表における連結対象会社は、当社、子会社及び連結対象会社が主たる受益者となるすべての変動持分事業体である。変動持分事業体は解釈指針第46号（2003年12月改訂）「変動持分事業体の連結（会計調査公報第51号解釈指針）」に定義されており、本解釈指針は、議決権以外の手段を通じて支配している事業体の判定及び当該事業体の連結に関して規定している。

また、一部の子会社において所在国の法令に準拠するため、または適時の報告をするために、決算日に3月31日から93日以内の差異があるが、それらの期間における財政状態及び経営成績に重要な影響を与える取引はない。連結会社間の重要な勘定残高及び取引はすべて消去している。

当社が経営方針や財務方針に重要な影響力を行使できる20%以上50%以下の議決権を保有する関連会社への投資及び共同事業体への投資は、持分法により評価しており、また、重要な影響力を有していない会社への投資は原価法により評価している。

当社は、連結財務諸表の作成に際し、資産及び負債の報告に関して、また偶発的資産及び負債の開示に関して、多くの見積り及び仮定を行っている。実際の数値はこれらの見積り及び仮定と異なることがありうる。

当社が採用している米国で一般に認められた会計原則とわが国における会計処理の原則及び手続き並びに連結財務諸表の表示方法との主要な相違点は、次のとおりであり、金額的に重要性のある項目については、わが国の基準に基づいた場合の連結税引前当期純利益（損失）に対する影響額をあわせて開示している。

- (イ) 連結対象範囲は主として議決権所有割合及び解釈指針第46号（2003年12月改訂）に基づいて決定している。実質支配力基準及び実質影響力基準によった場合、連結対象会社及び関連会社の範囲の相違が生じるが、その影響額は僅少である。
- (ロ) 割賦販売及び延払条件付販売に係る収益については、製品引渡し時に全額計上しており、本会計処理による連結税引前当期純利益（損失）影響額は、第139期連結会計年度104百万円（利益の増額）、第140期連結会計年度149百万円（損失の増額）である。
- (ハ) 売上先が賃貸資産として使用することを前提とした買戻条件付販売については、売上先の賃貸収入の回収を基準として収益を認識しており、本会計処理による連結税引前当期純利益（損失）影響額は、第139期連結会計年度2,480百万円（利益の増額）、第140期連結会計年度2,366百万円（損失の減額）である。
- (ニ) 新株発行費は税効果調整を行った後、資本剰余金より控除しており、本会計処理による連結税引前当期純利益（損失）影響額は、第139期連結会計年度418百万円（利益の増額）、第140期連結会計年度は影響額なしである。
- (ホ) 企業結合の会計処理はパーチェス法によっており、のれんについては、基準書第142号「のれん及びその他の無形資産」を適用している。また、持分法ののれんについては、意見書第18号「普通株式への投資に対する持分法による会計処理」及び基準書第142号を適用している。本会計処理による連結税引前当期純利益（損失）影響額は、のれんまたは持分法ののれん計上時に一括償却した場合、第139期連結会計年度69,228百万円（利益の増額）、第140期連結会計年度7,332百万円（損失の減額）である。
- (ヘ) 財務会計基準審議会の発生問題専門委員会第91-5号「資金移動を伴わない株式交換」は、被合併会社の株式を新会社株式と交換した場合、保有している被合併会社株式の未実現評価損益を損益に認識することを規定しているが、本会計処理による連結税引前当期純利益（損失）影響額は、第139期連結会計年度、第140期連結会計年度いずれもなしである。
- (ト) 年金制度及び退職一時金制度については、基準書第87号「雇用者の年金会計」及び基準書第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付に関する雇用主の会計（基準書第87号、88号、106号及び132号（改訂）の改訂）」を適用しており、年金債務調整額を計上しているが、連結税引前当期純利益（損失）に対する影響額には、第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度とも重要性がない（注11.及び注14.参照）。
- (チ) 厚生年金基金の代行部分返上については、基準書第88号「給付建年金制度の清算と縮小及び雇用終了給付の雇用者の会計」及び発生問題専門委員会第03-2号「日本の厚生年金基金代行部分返上についての会計」に従い、段階的に実施される代行返上の一連の手続きを、退職給付債務及び関連する年金資産の返還が完了した時点で制度の清算として会計処理することとしている。これに伴う連結税引前当期純利益（損失）影響額は、第139期連結会計年度796百万円（利益の増額）、第140期連結会計年度796百万円（損失の減額）である。
- (リ) オペレーティング・リースのセール・アンド・リースバックに関する取引については基準書第28号「リースバックに伴う売却の会計」を適用しており、売却益を繰り延べ、リース期間に亘って認識して

いる。本会計処理による連結税引前当期純利益（損失）に対する影響額は、第139期連結会計年度152百万円（利益の増額）、第140期連結会計年度152百万円（損失の減額）である。

（ヌ） 持分法により評価している投資が、原価法による評価に変更となった場合には、持分法適用時の帳簿価額を引き継いでいる。本会計処理による連結税引前当期純利益（損失）に対する影響額は、第139期連結会計年度10,525百万円（利益の増額）、第140期連結会計年度は影響額なしである。

（２） 現金等価物

連結キャッシュ・フロー計算書上の資金概念である「現金等価物」には、流動性が高く取得日から満期日までが3ヵ月以内で価値の変動のリスクが小さい短期保有の投資を計上している。

（３） 貸倒引当金

当会社及び子会社は、売上債権及びリース債権の回収可能性を見積り、貸倒引当金を計上している。貸倒引当金は、主として現在の経済状況、内在的リスク、債務者の財政状態及び過去の実績等に基づいて計上しており、回収可能性がなくなった時点で取崩している。

（４） 海外子会社の財務諸表の換算

海外子会社の資産・負債は決算日の為替相場により、収益及び費用項目は期中平均為替相場により円換算している。

この海外子会社の財務諸表の換算により発生する換算差額は、連結損益計算書には含めず、資本の部のその他の包括損失累計額に計上している。

（５） 有価証券及び関連会社投資

当会社は、容易に決定可能な公正価値を持たない、持分法により評価している投資を除く持分証券への投資は、原価法により評価している。容易に決定可能な公正価値を持つ持分証券への投資並びにすべての負債証券への投資を満期保有目的の債券、トレーディング証券及び売却可能証券の3区分に分類している。

満期保有目的の債券は当会社が満期まで保有する積極的な意思及び能力を持つ負債証券である。トレーディング証券は近い将来に売却することを目的として購入し、保有する負債証券及び持分証券である。売却可能証券は満期保有目的の債券もしくはトレーディング証券のいずれにも分類されない負債証券及び持分証券である。

満期保有目的の債券は償却原価で報告している。トレーディング証券は公正価値で報告し、評価損益は損益に計上している。売却可能証券は公正価値で報告し、未実現保有損益はその他の包括利益として報告している。

売却可能証券、満期保有目的の債券または原価法により評価している投資の公正価値の下落を一時的でない判断した場合には、個々の有価証券の取得原価を公正価値まで評価減し、当該損失は損益に含めている。当会社は、売却可能証券、満期保有目的の債券及び原価法により評価している投資に関する減損の有無を、継続して少なくとも四半期毎に判断している。公正価値の算定は市場価格及び予測される将来キャッシュ・フローの現在価値等の適切な方法によっている。公正価値の見積りが困難である、原価法により評価している投資については、公正価値に対して重要な損失を及ぼす可能性のある事象や状況の変化が生じた場合、その投資の公正価値の見積りを行っている。売却可能証券及び原価法により評価している投資に関する減損の有無は、公正価値が取得原価を下回っている期間及び程度、投資先の会社における財政状態や直近の業績予想、公正価値の回復が見込まれる十分な期間に亘りその投資先への投資を保有する意思及び能力等を考慮して決定している。満期保有目的の債券に関する減損の有無は、投資先の会社における財政状態、業績予想及び信用リスク等を考慮して判断している。

当会社は、持分法により評価している投資に関する減損の有無を、継続して少なくとも四半期毎に判断している。一時的でない減損の有無は、投資先の会社における事業計画の達成状況、財政状態、業績予想、帳簿価額と公正価値との差額、公正価値が帳簿価額を下回っている期間及びその他の関連事項を考慮して判断している。損失額は帳簿価額が公正価値を上回る金額であり、公正価値の算定は市場価格及び予測される将来キャッシュ・フローの現在価値等の適切な方法によっている。

有価証券の売却原価またはその他の包括損失累計額と当期損益項目との調整額の計算は、移動平均法によっている。

（６） 資産の証券化

当会社及び一部の子会社は、多くの証券化取引を行っている。証券化の過程においてリース債権及び売上債権等の金融資産を特別目的会社（SPE）に売却し、SPEは投資家向けに資産担保証券等を発行する。

金融資産の譲渡が基準書第140号「金融資産の譲渡及びサービス業務並びに負債の消滅に関する会計」に規定される売却の要件を満たす場合は、その金融資産の帳簿価額は留保した部分と売却した部分とに公正価値に基づいて配分される。証券化取引において、当会社及び子会社は売却収入と売却した部分に配分された帳簿価額との差額を売却損益として認識する。証券化当初に配分された帳簿価額で計上された留保した部分は、契約により早期償還やその他の方法で決済されることにより、その計上額の全額を回収することはできないと思われる場合に、売却可能証券と同様、貸借対照表日において公正価値で再評価している。

公正価値は予想貸倒率等の様々な要因を考慮して予測される将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいている。

（７） 棚卸資産の評価基準

棚卸資産は低価法によって評価しており、原価は、製品・半製品・仕掛品については個別法または移動平均法により、材料については概ね移動平均法によっている。

（８） 有形固定資産の表示及び償却の方法

有形固定資産は取得原価によって表示しており、有形固定資産の減価償却は主として定率法によっているが、一部の資産は定額法によっている。なお、見積耐用年数は主として次のとおりである。

建物	3年から50年
構築物	7年から60年
機械装置	4年から12年
車両運搬具	4年から7年

## 工具器具備品 2年から20年

なお、主に製造用機械装置を中心とした有形固定資産の減価償却について、当社及び国内子会社は、平成19年4月1日より、250%定率法を適用している。従来の定率法においては、見積耐用年数と見積残存価額に基づいた償却率を適用していた。250%定率法の適用に伴い、見積残存価額も減額している。

250%定率法の適用は、調査の結果判明した固定資産の使用傾向の変化によるものであり、これらの資産の将来の使用傾向をより適切に反映し、使用期間に亘って原価配分を適切に対応させるため、より望ましいと考えている。

基準書第154号「会計上の変更及び誤謬の修正（意見書第20号及び基準書第3号の差替）」の会計上の見積りの変更で定められている規定に従い、この250%定率法適用による影響を、過去の連結財務諸表を修正するのではなく、変更年度の期首より将来に亘って認識している。

この変更により、従来の方法と比較して、第139期連結会計年度の営業利益及び税引前当期純利益は、それぞれ38,379百万円減少し、当期純損失は20,316百万円、1株当たり当期純損失は6.11円増加している。

なお、セグメント情報に与える影響は注31.に記載している。

## (9) のれん及びその他の無形資産

当社は、主に第4四半期において将来の業績見通しを行った後にのれん及び耐用年数を確定できない無形資産について年次の減損テストを行っており、ある事象や状況の変化によりその帳簿価額が回収不可能であるような兆候がある場合には、その都度、減損テストを実施している。減損テストは二段階で構成されており、まず第一段階では各報告単位の公正価値とその簿価を比較する。当社は、いくつかの事業セグメントを有しており、減損テストの報告単位を決定する際には、経営管理を行うレベル、事業セグメントに含まれる事業の数や事業の経済的な類似性といった事実と状況に基づいて、事業セグメントを経済的に異なる構成要素に分解している。のれんを報告単位に配分する際には、企業結合においてのれんを認識する方法と同様、どの報告単位が企業結合の相乗効果の便益を享受するのかを考慮している。当社は、主に収益アプローチ（現在価値技法）により、報告単位の公正価値を算定している。当社はまた、そのような公正価値の決定に際し、類似する公開企業との比較や報告単位の時価総額に基づいた公正価値を使用することもある。報告単位に割り当てられた純資産簿価がその公正価値を上回る場合、当社は、当該報告単位ののれんの公正価値を算定するため、減損テストの第二段階を行い、のれんの公正価値を決定する。当該報告単位ののれんの簿価がその公正価値を上回る場合、当社は、その差額を減損損失として計上する。耐用年数を確定できる無形資産についてはその見積耐用年数に亘り、定額法もしくはその無形資産の経済的便益が消費される傾向等を反映した方法により償却を行っている。なお、見積耐用年数は主として次のとおりである。

ソフトウェア	1年から10年
自社利用ソフトウェア	2年から10年
特許権	4年から8年
その他の無形資産	5年から20年

## (10) ソフトウェアの償却の方法

自社利用ソフトウェアについては、米国公認会計士協会会計基準部会参考意見書第98-1号「内部利用のために開発または取得されたコンピュータ・ソフトウェア原価の会計」に基づき、見込利用可能期間に基づく定額法によっており、市場販売目的ソフトウェアについては、基準書第86号「販売、リースその他の方法で市場に出されるコンピュータ・ソフトウェアの原価の会計」に基づき、各ソフトウェアの見込総収益と当期収益の比率または経済的耐用年数による定額法のいずれかを使用して計算した金額の大きい方によっている。

## (11) 長期性資産の減損

当社は、保有し使用している長期性資産の帳簿価額が、回収不能となるおそれを示す事象や状況が生じた場合、当該資産の使用及び最終処分価値から期待される割引前の見積将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失の認識の判定を行っている。減損額は当該資産の帳簿価額が公正価値を超過する金額を計上しており、公正価値の計算にあたっては、市場価格を用いるか、当該資産の使用及び最終処分価値から期待される見積将来キャッシュ・フローに基づいた現在価値技法等を使用している。

## (12) 退職給付債務の計上基準

基準書第87号「雇用者の年金会計」及び基準書第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付に関する雇用主の会計（基準書第87号、88号、106号及び132号（改訂）の改訂）」を適用しており、その他の包括損失累計額に計上している過去勤務債務及び数理計算上の差異については、平均残存勤務期間に亘り定額法で償却している。

## (13) 環境債務

環境修復に関する費用は、環境アセスメントもしくは浄化等の義務を負う可能性が確からしく金額を合理的に見積ることができる場合に、引当計上している。その債務は、環境修復における状況、入手しうる情報、現在の法律等に基づいて見積っており、現在価値に割り引いてはいない。

## (14) 金融派生商品

改訂後の基準書第133号「金融派生商品とヘッジ活動の会計」を適用しており、すべての金融派生商品について、その保有目的、保有意思にかかわらず公正価値で計上している。

金融派生商品の分類及び公正価値の変動額の会計処理は、下記のとおりである。

- ・「公正価値ヘッジ」は、既に認識された資産または負債、もしくは未認識の確定契約の公正価値の変動に対するヘッジであり、ヘッジの効果が高度に有効である限り、既に認識された資産または負債、もしくは未認識の確定契約とその関連する金融派生商品の公正価値の変動は損益計算に含めている。
- ・「キャッシュ・フローヘッジ」は、将来取引のヘッジ、または既に認識された資産または負債に関連して発生する将来キャッシュ・フローの変動に対するヘッジであり、ヘッジの効果が高度に有効である限り、キャッシュ・フローヘッジとして指定した金融派生商品の公正価値の変動はその他の包括利益として会

計処理している。この会計処理は、ヘッジ対象に指定された未認識の確定契約、または将来キャッシュ・フローの変動が損益計算に含められるまで継続され、その時点で金融派生商品の公正価値の変動は損益計算に含められる。

- ・「外貨のヘッジ」は、外貨の公正価値、もしくは外貨の将来キャッシュ・フローに対するヘッジであり、ヘッジの効果が高度に有効である限り、既に認識された資産または負債、もしくは未認識の確定契約とその他の関連する金融派生商品の公正価値の変動は、損益計算またはその他の包括利益に含めている。公正価値の変動を、損益計算またはその他の包括利益のいずれに含めるかは、その外貨のヘッジが、「公正価値ヘッジ」または「キャッシュ・フローヘッジ」のいずれに分類されるかによっている。

当社は、本基準書で規定されている金融派生商品を利用する目的、その戦略を含むリスク管理方針を文書化しており、それに加えて、その金融派生商品がヘッジ対象の公正価値または将来キャッシュ・フローの変動の影響を高度に相殺しているかどうかについて、ヘッジの開始時、またその後も引き続いて、一定期間毎に評価を行っている。ヘッジの効果が有効でなくなった場合は、ヘッジ会計を中止し、その有効でない部分は直ちに損益に計上している。

#### (15) 収益認識基準

当社は、取引の裏付けとなる証憑が存在し、製品の引渡しや役務の提供が完了し、売価が確定され、回収が確実となった場合に収益を認識している。

当社は顧客の要望に合わせて多様な取引を行っている。これらには、製品、サービスまたは資産の使用権のような複数の要素を組み合わせて顧客に提供する取引が含まれており、製品及びサービスが提供される時期または期間が異なる場合がある。契約上、ある要素が他よりも先に提供される取引に関しては、提供した製品及びサービスが顧客にとって独立した価値がある場合、未提供の製品・サービスの公正価値に関して客観的かつ説得力のある証拠がある場合、かつ、契約上既に提供した製品・サービスに一般的な返品権があるものについては、当社が未提供の製品・サービスを提供する可能性が高く、実質的に提供できると認められる場合を除き、すべての要素が提供されるまで収益を繰り延べている。

上記のすべての条件に該当している場合、契約上のそれぞれの要素は別々の会計単位と考えられる。すべての会計単位について客観的かつ説得力のある公正価値がある場合、契約上の対価は、その相対的な公正価値に基づいてそれぞれの会計単位に配分している。

##### 製品の売上

製品の売上に係る収益は、顧客との契約や協定内容に応じて、所有権と保有のリスクが顧客に移転した時点で認識している。当社は製品に瑕疵がない限り返品を受けない方針をとっている。検収の条件は顧客との契約や協定内容によるが、予め定められた仕様を満たしていない製品については収益認識をしていない。顧客による支払の最後の部分が製品の検収を条件としている場合には、顧客に対して請求を行うことができる状態になるまで、その部分に見合う収益認識が繰り延べられる。当社及び子会社の製品には有償あるいは無償の製品保証が付されている。製品保証引当金は収益が認識された時点で計上しており、過去の実績を基に、補修費用や取替費用を見積った上で計上額を算定している。

当社は、民生機器等の販売業者に対して価格協定を行っており、主に市場競争による製品価値の下落を保証している。価格協定の実施額は、売上高の減額としているが、当社は、製品の売上計上時または価格協定の申入時のどちらか後の時点において、主に過去の実績、予定調整率、予定調整数量に基づく合理的な金額を見積り計上している。

ITシステム製品、建設機械、ディスプレイ、ディスクドライブ、テレビ、エアコン、電池、磁気テープ、高機能材料、電線、自動車用機器、半導体製造装置、計測器、鉄道車両、医療用機器、産業用機械装置、エレベーター、エスカレーター等の製品の売上に係る収益については、顧客に対する引渡しが完了した時点で認識している。

また、原子力・火力・水力プラントのような長期請負契約による収益は、工事進行基準により収益を認識している。工事進行基準による収益は、直近の見積総売価に、直近の見積総原価に対する発生原価の割合を乗じて算定している。価格が確定している契約の予測損失は、その損失が見積られた時点で費用計上し、性能保証等の契約条件により損失が見積られる場合には、引当金を計上している。契約の総収益、費用及び完成までの進捗度に関する合理的で信頼性のある見積りが存在しない場合には、工事完成基準を用いている。契約の規定に照らして、顧客の検収が行われた時、または要求性能を満たした時の、いずれが適切な時点をもって、工事が完成したものとしている。

当社は、米国公認会計士協会会計基準部会参考意見書第97-2号「ソフトウェアの収益認識」（改訂）に基づいてソフトウェアに係る収益を認識している。ソフトウェアに係る収益は、主としてソフトウェアライセンス、顧客仕様によるソフトウェア開発、納品済ソフトウェアの保守から成っている。ソフトウェアライセンス契約は、契約の証憑が存在し、売価が確定され、回収が確実な場合には、ソフトウェアの引渡しが完了した時点で収益を認識している。重要なソフトウェアの製作、手直し及び顧客仕様によるソフトウェア開発からの収益は、契約の総収益、費用及び完成までの進捗度に関する合理的で信頼性のある見積りが存在する場合には、進行基準で認識している。その他の場合には、完成基準を用いている。また、顧客仕様によるソフトウェア開発は、検収等により引渡しが完了した時点で収益を認識している。納品済ソフトウェアの保守は、契約期間に亘って収益を認識している。コンサルティング及びトレーニング業務は、サービスの提供時に収益を認識している。

##### サービスの収益

保守や物流サービスによる収入は、サービスの提供が完了した時点で収益を認識している。派遣契約は、サービスを提供した時点で収益を認識している。サポート契約やメンテナンス契約のような固定価格による長期のサービス契約は、契約期間で按分して収益を認識している。サービス費用の発生態様が一定ではないという過去の十分なデータがある場合で、サービスの提供割合が費用の発生割合と見合っている場合は、

費用の発生態様に応じて収益を認識している。ファイナンス・リースは、利息法により収益を認識しており、オペレーティング・リースは、リース期間に亘り定額で収益を認識している。

- (16) 荷造及び発送費  
荷造及び発送費は、発生した会計期間に全額費用認識しており、販売費及び一般管理費に計上している。
- (17) 広告宣伝費  
広告宣伝費は、発生した会計期間に全額費用認識している。
- (18) 研究開発費  
研究開発費は、発生した会計期間に全額費用認識している。また、販売用ソフトウェアの開発費用については、基準書第86号に従って会計処理している。ソフトウェアの新規開発及び改良に係る研究開発費は、技術的可能性が確立されるまでは、費用認識している。
- (19) 法人税等  
第139期連結会計年度の期首より、財務会計基準審議会の解釈指針第48号「法人所得税に関する不確実性の会計」を適用している。本指針の適用により、第139期連結会計年度の期首利益剰余金の調整として、連結資本勘定計算書の資本取引及び少数株主持分振替等による増加又は減少に利益剰余金の減少3,667百万円が含まれている。  
税務当局による税務調査において50%を超える確率で認められると判断する税務ポジションを財務諸表に認識している。50%超基準を満たした税務ポジションは、税務当局との最終的な解決で実現する累積的可能性が50%よりも大きくなる場合の、税務ベネフィットの最大金額で測定している。財務諸表上の認識額と税務申告額の差額に係る利子及び罰金は、連結損益計算書の法人税等に含めている。  
一時的差異等に起因する繰延税金資産及び負債の認識を資産負債法により行っている。繰延税金資産及び負債は、それらの一時的差異等が解消されると見込まれる連結会計年度の課税所得に対して適用される税率を使用して測定している。税率変更による繰延税金資産及び負債への影響は、その税率変更に関する法律の制定日を含む連結会計年度の損益として認識している。評価性引当金は繰延税金資産の回収可能性を判断し計上している。
- (20) 子会社及び持分法適用関連会社の株式発行  
子会社及び持分法適用関連会社の株式発行に伴う持分の異動は、損益取引としている。
- (21) 消費税  
顧客から預かり、税務当局に納付される消費税は、連結損益計算書上で売上高、売上原価及び費用から除外している。
- (22) 1株当たり利益  
1株当たり当期純利益は平均発行済株式数に基づいて計算し、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は平均発行済株式数と希薄化効果のある証券の転換または発行可能株式数の合計に基づいて計算している。
- (23) 株式に基づく報酬  
当会社及び一部の子会社は、ストックオプション制度を導入している。ストックオプション制度については、基準書第123号（2004年改訂）「株式に基づく支払」を適用しており、ストックオプションの付与を含む従業員等に対するすべての株式に基づく支払について、公正価値により損益として認識している。
- (24) 企業のセグメント及び関連情報の開示  
基準書第131号「企業のセグメント及び関連情報の開示」は、公開企業に企業内での管理事業区分毎に帰属する損益、総資産及び関連情報を開示することを要求し、さらに、地域別、主要顧客別等の情報開示を要求している。  
なお、米国証券取引委員会は本基準書の適用を外国企業に対し免除していることから、当会社は本基準書に基づく開示を行っていないが、平成20年9月に米国証券取引委員会から公表された「外国発行会社の報告強化」規則により、平成21年12月15日以降に終了する最初の会計年度からこの免除規定は廃止となる。
- (25) 保証契約  
当会社は、財務会計基準審議会の解釈指針第45号「保証人の会計処理及び保証に関する開示」に従い、保証を行った時点で、当該保証を行うことにより引き受けた債務の公正価値を負債として認識している。
- (26) サバティカル休暇または類似の休暇制度  
第139期連結会計年度の期首より、発生問題専門委員会第06-2号「サバティカル休暇または類似の休暇制度」を適用している。本基準の適用による第139期連結会計年度の期首利益剰余金の調整金額は軽微であり、連結資本勘定計算書の資本取引及び少数株主持分振替等による増加又は減少の利益剰余金に含まれている。
- (27) 公正価値の測定  
当会社は、第140期連結会計年度の期首より、基準書第157号「公正価値の測定」を適用している。本基準書は公正価値を、測定日の市場参加者間の秩序ある取引における資産の売却の対価として受け取る価格又は負債の移転の対価として支払う価格（出口価格）と定義している。公正価値を決定するにあたり、当会社は当該資産又は負債の価格決定において、当会社にとって主たる市場又は最も有利な市場を考慮している。また、市場参加者が、資産または負債の価格の決定において用いるであろう仮定を考慮している。職員意見書基準書第157-2号「基準書第157号の適用日」が平成20年2月に公表された。職員意見書基準書第157-2号は、財務諸表上で継続的に（少なくとも年次で）公正価値で認識、または開示される項目を除く、全ての非金融資産及び非金融負債について、平成20年11月16日以後に開始する会計年度及び当該会計年度の期中まで、基準書第157号の適用日を延期している。
- (28) 新会計基準  
基準書第141号（2007年改訂）「企業結合」及び基準書第160号「連結財務諸表上の非支配持分（会計調査公報第51号の改訂）」が平成19年12月に公表された。これらの基準書は、企業結合の会計処理及び連結財務諸表上の非支配持分の報告を改善し、簡素化している。基準書第141号は、企業結合における取得企業が、被取得

企業のすべての識別可能な取得資産、引受負債及び非支配持分の全体を、取得日における公正価値で認識することを要求している。また、基準書第160号は、子会社の非支配持分を連結財務諸表の資本の部に含めて報告すること、親会社による子会社の支配持分の変動にかかるすべての取引のうち、連結範囲からの除外の対象とならない取引を資本取引とすることを明らかにしている。これらの基準書は同時に適用されることが要求され、平成20年12月15日以後に開始する会計年度から適用される。これらの基準書の適用により当会社の財政状態及び経営成績に与える影響について検討中である。

基準書第157号「公正価値の測定」が、のれん、その他の無形資産及びその他の長期性資産等の減損の測定並びに適用日以後に完了する企業結合における非金融資産及び非金融負債の公正価値の測定等に用いられる非金融資産及び非金融負債の非継続的な評価について、平成20年11月16日以後に開始する会計年度及び当該会計年度の期中から適用される。本基準書の適用により当会社の財政状態及び経営成績に与える影響について検討中である。

職員意見書 意見書第14-1号「転換時に現金で決済可能な負債証券（一部現金決済を含む）の会計処理」が平成20年5月に公表された。本意見書は、転換時に現金又はその他の資産で決済可能な負債証券の発行者に、負債部分と資本部分を分離して処理すること、並びに発行後の会計期間に利息が認識される場合に発行者の非転換型負債の借入利率が反映されることを要求している。本意見書は、平成20年12月16日以後に開始する会計年度及び当該会計年度の期中から適用される。本意見書の要求事項は、財務諸表に表示される会計年度に亘って遡及的に適用されなければならない。本意見書の適用により当会社の財政状態及び経営成績に与える影響について検討中である。

職員意見書 基準書第115-2号及び基準書第124-2号「一時的でない減損の認識及び表示」が平成21年4月に公表された。本意見書は、負債証券の減損の認識と測定について従来のモデルを修正している。本意見書の下では、所有者に減損した負債証券を売却する意図がある場合、減損した負債証券の価格が回復する前に売却する必要性が生じると考える場合または負債証券の価格が償却原価まで回復する見込みがないと判断する場合に、一時的でない減損が発生したと考える必要がある。さらに、本意見書は、所有者が、減損した負債証券を売却する意図がなく、負債証券の価格が償却原価まで回復する前に売却する必要性が生じないと判断する場合における信用損失に関連する一時的でない減損について、損益計算書における表示方法を変更している。信用損失部分は損益として認識され、減損の残りの部分はその他の包括利益または損失として計上される。本意見書は、平成21年6月16日以後に終了する会計年度又は会計年度の期中から適用され、平成21年3月16日以後に終了する会計年度の期中から早期適用が認められている。本意見書の適用により当会社の財政状態及び経営成績に与える影響について検討中であるが、早期適用は行わない。

職員意見書 基準書第157-4号「資産または負債の取引量及び頻度が著しく低下した場合における公正価値の決定及び通常でない取引の特定」が平成21年4月に公表された。本意見書は、基準書157号「公正価値の測定」に基づいた公正価値の見積もりに関連して、通常の市場活動において資産または負債の取引量及び頻度が著しく低下した場合の追加的なガイダンスを示している。また、本意見書は、ある取引が通常でないことを示す状況を特定するためのガイダンスを含んでいる。本意見書は、平成21年6月16日以後に終了する会計年度又は会計年度の期中から将来にわたって適用され、平成21年3月16日以後に終了する会計年度の期中から早期適用が認められている。本意見書の適用により当会社の財政状態及び経営成績に与える影響について検討中であるが、早期適用は行わない。

基準書第165号「後発事象」が平成21年5月に公表された。本基準書は、貸借対照表日から財務諸表提出日または財務諸表が提出可能となった日までに発生する事象または取引の会計処理及び開示について、一般的な基準を示している。また、本基準書は、企業が後発事象を評価した期間の最終日及びその日付の根拠について開示することを要求している。本基準書は、平成21年6月16日以後に終了する会計年度又は会計年度の期中から適用される。本基準書の適用により当会社の財政状態及び経営成績に与える影響について重要ではないと考えている。

基準書第166号「金融資産の譲渡に関する会計（基準書第140号の改訂）」が平成21年6月に公表された。本基準書は、基準書第140号の適格特別目的会社の概念と、解釈指針第46号（2003年12月改訂）の適格特別目的会社に対する適用除外規定を廃止している。本基準書は、基準書第140号の財務構成要素アプローチを修正し、譲渡人が金融資産本体を譲渡しない場合、または金融資産に対する継続的関与を有する場合に、金融資産の一部又はその構成要素の認識を中止できる条件を限定し、さらに譲渡についての報告に関して「参加権益」の概念を規定している。さらに、本基準書は金融資産の譲渡及び譲渡人の継続的関与について、財務諸表利用者にとってより透明性の高い、改善された開示を要求している。本基準書は、平成21年11月16日以後に開始する会計年度及び当該会計年度の期中から適用される。本基準書の適用により当会社の財政状態及び経営成績に与える影響について検討中である。

基準書第167号「解釈指針第46号（改訂）の改訂」が平成21年6月に公表された。本基準書は、解釈指針第46号（2003年12月改訂）を改訂し、ある事業体が過少資本を有しているか、または議決権または類似の権利によって支配されない場合に、その事業体を連結すべきか否かの決定手法について規定している。事業体を連結すべきか否かの決定は、その事業体の設立目的や企図、及びその事業体の経済的実績に最も重要な影響を与える形でその事業体の活動を指導できる会社の能力等の定性的情報による。さらに、本基準書は変動持分事業体

への会社の関与について、財務諸表利用者にとってより透明性の高い、改善された開示を要求している。本基準書は、平成21年11月16日以後に開始する会計年度及び当該会計年度の期中から適用される。本基準書の適用により当会社の財政状態及び経営成績に与える影響について検討中である。

(29) 組替再表示

第139期連結会計年度の連結財務諸表の一部は、第140期連結会計年度の表示にあわせて組替再表示している。

従来、連結損益計算書の雑収入または雑支出に含めて表示していた持分法利益または持分法損失を区分し、第140期連結会計年度における表示にあわせて、第139期連結会計年度の表示を組替再表示している。



(単位 百万円)

摘 要				
平成20年3月31日及び平成21年3月31日現在における売却可能証券の未実現評価損及び公正価値の未実現損失が継続的に生じている期間別残高は、下記のとおりである。				
平成20年3月31日				
	12ヶ月未満		12ヶ月以上	
	公正価値	未実現評価損	公正価値	未実現評価損
短期投資計上分				
負債証券	8,170	17	10,231	69
その他の証券	95	15	-	-
	8,265	32	10,231	69
投資及び貸付金計上分				
持分証券	12,961	4,992	2,528	812
負債証券	7,308	416	10,222	248
その他の証券	3,330	223	1,001	102
	23,599	5,631	13,751	1,162
合計	31,864	5,663	23,982	1,231
平成21年3月31日				
	12ヶ月未満		12ヶ月以上	
	公正価値	未実現評価損	公正価値	未実現評価損
短期投資計上分				
負債証券	1,288	9	279	16
その他の証券	-	-	-	4
	1,288	9	279	20
投資及び貸付金計上分				
持分証券	21,836	3,092	4,336	1,239
負債証券	3,927	318	10,220	464
その他の証券	995	67	27	5
	26,758	3,477	14,583	1,708
合計	28,046	3,486	14,862	1,728
負債証券は、主として国債、地方債、外国政府債、銀行発行の社債及び事業債である。その他の証券は、主として投資信託である。				
売却可能証券の売却による資金収入は、第139期連結会計年度38,264百万円、第140期連結会計年度60,063百万円である。これらの売却に伴う実現益は、第139期連結会計年度10,137百万円、第140期連結会計年度2,017百万円であり、実現損は、第139期連結会計年度107百万円、第140期連結会計年度1,029百万円である。また、第139期連結会計年度に当社は退職給付信託に公正価値42,240百万円の売却可能証券を拠出し、信託設定益を21,040百万円計上した。当該利益は連結損益計算書上の雑収益に区分されている。				
短期投資にはトレーディング証券を計上しており、主な内訳は金銭の信託である。トレーディング証券に係る未実現評価損益は、第139期連結会計年度144百万円の損失、第140期連結会計年度352百万円の損失であり、第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度は雑損失に区分されている。				
平成21年3月31日現在における連結貸借対照表上の投資及び貸付金に区分される負債証券及びその他の証券の契約上の償還期別残高は、下記のとおりである。				
	満期保有目的の債券	売却可能証券	合 計	
5年以内	5	15,058	15,063	
5年超10年以内	199	3,923	4,122	
10年超	-	19,200	19,200	
	合計 204	合計 38,181	合計 38,385	
なお、上記には、発行者の選択権により償還されうる証券が含まれるため、実際の償還期は契約上の償還期と異なることがある。				

(単位 百万円)

摘 要	平成20年3月31日	平成21年3月31日
<p>平成20年3月31日及び平成21年3月31日現在において原価法で評価している投資のうち、減損の評価を行わなかった投資の連結貸借対照表計上額は、それぞれ51,131百万円及び51,197百万円である。減損を行わなかった理由は、主に投資先の市場価格が存在せず、公正価値の見積りに過剰な費用を要することから原則として公正価値の見積りを行っていないため及び投資先の公正価値を著しく毀損する事象や状況の変化が見られなかったためである。</p> <p>平成20年3月31日及び平成21年3月31日現在の持分法適用会社に対する投資のうち、市場価格のある投資の公正価値の合計は、それぞれ130,018百万円及び13,630百万円であり、連結貸借対照表計上額は、それぞれ94,971百万円及び13,452百万円である。</p> <p>平成20年3月31日及び平成21年3月31日現在の持分法適用会社に対する投資の減損により生じた連結貸借対照表計上額と純資産持分との差額は、それぞれ17,230百万円及び17,452百万円である。また、平成20年3月31日及び平成21年3月31日現在において持分法適用会社に対する投資の連結貸借対照表計上額に含まれるのれんは、それぞれ49,414百万円及び43,015百万円である。</p> <p>第139期連結会計年度中の持分法のれんの取得の主な内訳は、GE-Hitachi Nuclear Energy Holdings, LLC.の持分の取得に伴うものである。</p> <p>第140期連結会計年度において、(株)ルネサステクノロジ及び(株)IPSアルファテクノロジーを含む、すべての持分法適用会社の要約財務情報は、下記のとおりである。</p>		
流動資産	1,531,596	1,056,487
固定資産	1,141,798	810,645
流動負債	1,217,092	1,017,319
固定負債	367,009	313,891
売上高	2,816,109	2,442,987
売上総利益	478,634	203,343
当期純利益	49,659	395,428
<p>持分法適用会社との取引高及び債権債務残高は、下記のとおりである。</p>		
売上債権	137,345	99,074
リース債権	6,903	15,977
買入債務	86,690	48,168
売上高	597,942	469,629
仕入高	412,682	356,400

(単位 百万円)

摘 要	平成20年 3月31日	平成21年 3月31日
注3．投資及び貸付金 投資及び貸付金には関連会社に対するものを含んでいる。		
注4．貸倒引当金控除額	40,847	46,486
注5．棚卸資産 棚卸資産の内訳は下記のとおりである。		
製品	553,344	617,526
半製品・仕掛品	665,106	610,297
材料	222,574	228,448
	合計 1,441,024	合計 1,456,271
注6．リース (1)貸主側 当会社及び一部の子会社は、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースとして、3年から6年の期間で機械装置等を中心とした設備を賃貸しており、その賃貸先には関連会社が含まれる。 平成21年3月31日現在のオペレーティング・リース資産の取得価額は1,932,712百万円、減価償却累計額は1,646,206百万円である。オペレーティング・リース資産は取得価額で計上し、見積耐用年数に応じて定額法で減価償却している。 平成20年3月31日現在のファイナンス・リースの最低リース料回収予定額及び平成21年3月31日現在のファイナンス・リース及び解約不能なオペレーティング・リースの最低リース料回収予定額は、下記のとおりである。		
	平成20年 3月31日	
	ファイナンス・リース	
最低リース料回収予定額合計	447,766	
見積残存価額	79,024	
維持管理費用相当額	24,467	
未稼得利益	35,172	
貸倒引当金	3,765	
リース債権合計	463,386	
上記のうち、1年以内に回収予定の リース債権（リース債権に計上）	136,119	
長期リース債権（その他の資産に計上）	327,267	

(単位 百万円)

摘	要	
	平成21年3月31日	
	ファイナンス・リース	オペレーティング・リース
1年以内	174,713	42,872
1年超2年以内	139,693	29,662
2年超3年以内	96,570	18,453
3年超4年以内	59,505	9,192
4年超5年以内	30,503	3,342
5年超	74,366	3,287
最低リース料回収予定額合計	575,350	106,808
見積残存価額	74,870	
維持管理費用相当額	32,803	
未稼得利益	41,161	
貸倒引当金	3,778	
リース債権合計	572,478	
上記のうち、1年以内に回収予定の リース債権(リース債権に計上)	170,340	
長期リース債権(その他の資産に計上)	402,138	
 (2)借主側		
<p>当会社及び一部の子会社は、ファイナンス・リース及びオペレーティング・リースとして、建物、機械装置及び車両等を中心とした設備を使用している。</p> <p>平成20年3月31日現在のファイナンス・リースに該当するリース資産の取得価額は41,017百万円、減価償却累計額は22,151百万円であり、平成21年3月31日現在のファイナンス・リースに該当するリース資産の取得価額は37,846百万円、減価償却累計額は18,993百万円である。ファイナンス・リース資産の償却額は減価償却費に含めている。</p> <p>平成21年3月31日現在のファイナンス・リース及び解約不能なオペレーティング・リースの最低リース料支払予定額は、下記のとおりである。</p>		
	ファイナンス・リース	オペレーティング・リース
1年以内	13,180	15,030
1年超2年以内	9,004	10,409
2年超3年以内	4,763	8,663
3年超4年以内	2,722	7,485
4年超5年以内	1,263	6,604
5年超	4,869	24,255
最低リース料支払予定額合計	35,801	72,446
維持管理費用相当額	493	
利息相当額	1,762	
最低リース料支払予定額の現在価値	33,546	
償還期ファイナンス・リース債務	12,549	
ファイナンス・リース債務	20,997	

(単位 百万円)

摘 要	平成20年 3月31日	平成21年 3月31日											
<p>注7. 証券化</p> <p>当会社及び一部の子会社は、資金調達が多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、リース債権、売上債権、住宅ローン債権といった金融資産の証券化を実施している。当会社及び一部の子会社は、従来より一部の子会社や第三者が設立した特別目的会社（S P E）を利用して証券化取引を実施しており、S P Eはコマーシャル・ペーパーや借入といった手段で資金調達を行っている。当該証券化は、多くの金融機関が一般に実施しているものと同様の取引である。</p> <p>これらの証券化においてS P Eの投資家は、後述の場合を除き、債務者の不履行に際して、S P Eの保有する資産に対してのみ遡求でき、当会社及び一部の子会社の他の資産に対しては遡求できない。当会社及び子会社は、これらのS P Eへの契約外の支援の提供、及び潜在的な支援の合意を行っていない。証券化に関連するこれらのS P Eに対する継続的な関与の主な内容は、S P Eの設立の支援、流動性補完、遡求義務の負担、債権の回収代行、及び回収代行に係る手数料の受取である。</p> <p>リース債権、売上債権、住宅ローン債権といった一部の金融資産の証券化においては、第三者である金融機関が設立したS P Eを利用している。当該S P Eはそれらの金融機関が事業の一環として運営しており、当会社及び子会社以外の顧客からも多額の資産を買い取るため、当該S P Eの総資産に占める当会社及び一部の子会社が譲渡した金融資産の割合は非常に小さい。当会社及び一部の子会社は当該譲渡された資産について、劣後の権益を留保する場合や、限られた特定の条件下で買い戻す場合がある。</p> <p>リース債権及び住宅ローン債権の証券化の大半は、証券化を目的とした信託を利用している。この場合、一部の子会社は、適格特別目的会社（Q S P E）の条件を満たす信託との間で、債権を譲渡し、譲渡資産から組成された信託受益権を受領する。その後、証券化取引の一環として、Q S P E以外のS P Eとの間で、当該受益権を譲渡し、対価として資金を受領している。</p> <p>上記以外の、主に売上債権からなる金融資産の証券化においては、一部の子会社によってケイマン諸島に設立されたQ S P Eを利用しており、当会社及び一部の子会社は、譲渡した資産を裏付けとしてQ S P Eがコマーシャル・ペーパーの発行や借入によって調達した資金を受領する。当該譲渡された資産について、劣後の権益を留保する場合や、限られた特定の条件下で買い戻す場合がある。なお、当会社及び一部の子会社は、サービス業務提供の義務を留保し、また一部の子会社は、Q S P Eとの間で事務代行に係る立替業務等を行っている。</p> <p>平成21年3月31日現在、取引または残高のあるQ S P Eは3社である。平成21年3月31日現在、当該Q S P E 3社の総資産の合計は164,863百万円である。また、これらのQ S P Eは、当会社及び子会社以外の顧客からの売上債権等の買取業務も行っている。なお、いずれのQ S P Eについても、当会社及び子会社は議決権のある株式等を有しておらず、役員の派遣もない。</p> <p>譲渡された資産は、当会社及び子会社の連結貸借対照表に計上されている債権と同様のリスク及び性質を有している。そのため、譲渡された資産に係る延滞や貸倒等の実績は、連結貸借対照表に計上されている債権と同様である。但し、譲渡された多数の資産に係る延滞や貸倒等の実績には、譲渡に適切な資産を選別した結果が複合的に反映される。このため、譲渡された資産に係る延滞や貸倒等の実績が、連結貸借対照表に計上されている債権とは異なるものになる場合がある。</p> <p>日立キャピタル(株)及びその子会社はリース債権をQ S P E以外のS P Eに譲渡している。第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度のリース債権の譲渡による売却益は、それぞれ17,440百万円及び13,975百万円である。なお、日立キャピタル(株)及びその子会社は、サービス業務提供の義務を留保しているが、サービス業務提供の費用は受取手数料とほぼ等しいため、サービス業務資産及び負債を計上していない。</p> <p>第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度におけるS P Eとのキャッシュ・フローの受取及び支払は、下記のとおりである。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">リース債権譲渡による収入</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">310,898</td> <td style="width: 25%; text-align: right;">254,211</td> </tr> <tr> <td>サービス業務手数料</td> <td style="text-align: right;">78</td> <td style="text-align: right;">78</td> </tr> <tr> <td>リース契約の解約等に伴う債権買取</td> <td style="text-align: right;">26,610</td> <td style="text-align: right;">46,760</td> </tr> </table>			リース債権譲渡による収入	310,898	254,211	サービス業務手数料	78	78	リース契約の解約等に伴う債権買取	26,610	46,760		
リース債権譲渡による収入	310,898	254,211											
サービス業務手数料	78	78											
リース契約の解約等に伴う債権買取	26,610	46,760											

(単位 百万円)

摘 要	平成20年3月31日	平成21年3月31日
<p>第139期連結会計年度及び平成20年3月31日現在、並びに第140期連結会計年度及び平成21年3月31日現在における延滞額、貸倒額及び譲渡された資産と同一の管理下にあるリース債権の情報は、下記のとおりである。</p>		
	平成20年3月31日	
	債権の元本の合計	90日以上延滞した 債権の元本の合計
		貸倒額
リース債権総額	1,140,244	183
譲渡された資産	676,858	957
連結貸借対照表計上額	463,386	
	平成21年3月31日	
	債権の元本の合計	90日以上延滞した 債権の元本の合計
		貸倒額
リース債権総額	1,172,350	218
譲渡された資産	599,872	1,779
連結貸借対照表計上額	572,478	
<p>平成20年3月31日及び平成21年3月31日現在、上記の証券化に関連して留保された劣後の權益の公正価値測定後の額はそれぞれ、96,616百万円及び87,247百万円である。</p>		
<p>平成20年3月31日及び平成21年3月31日現在で計上している劣後の權益の公正価値を測定するために用いた主要な経済的仮定は、それぞれ下記のとおりである。</p>		
加重平均契約期間（年数）	3.4	3.3
予想貸倒率	0.00-0.03%	0.00-0.03%
割引率	0.80-1.00%	0.80-1.16%
<p>上記の主要な経済的仮定が10%及び20%不利な方向に変動した場合に、平成20年3月31日及び平成21年3月31日現在で計上している劣後の權益の公正価値に与える影響は、それぞれ下記のとおりである。</p>		
予想貸倒率		
+ 10%	219	234
+ 20%	439	468
割引率		
+ 10%	200	265
+ 20%	402	528
<p>当会社及び一部の子会社は住宅ローン債権を除く売上債権をQ S P E及びQ S P E以外のS P Eに譲渡している。第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度の住宅ローン債権を除く売上債権の譲渡に伴う収入は、それぞれ1,097,778百万円及び884,953百万円であり、第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度の損失は、それぞれ5,913百万円及び4,245百万円である。なお、当会社及び一部の子会社は、サービス業務提供の義務を留保しているが、サービス業務提供の費用は受取手数料とほぼ等しいため、サービス業務資産及び負債を計上していない。</p>		
<p>第140期連結会計年度及び平成21年3月31日現在における延滞額、貸倒額及び譲渡された資産と同一の管理下にある売上債権（住宅ローン債権を除く）の情報は、下記のとおりである。</p>		
	債権の元本の合計	90日以上延滞した 債権の元本の合計
		貸倒額
売上債権総額（住宅ローン債権を除く）	1,003,491	11,079
譲渡された資産	269,685	5,202
連結貸借対照表計上額	733,806	

平成21年3月31日現在、上記の証券化に関連した劣後の權益の額は20,807百万円である。

(単位 百万円)

摘 要

上記の売上債権の一部は、Q S P E に譲渡しており、第140期連結会計年度及び平成21年3月31日現在におけるQ S P E との取引金額等は下記のとおりである。

売上債権譲渡による収入	490,647
譲渡損	993
譲渡された資産の残高	98,214

日立キャピタル㈱は第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度においては住宅ローン債権を譲渡していないが、過年度においてQ S P E 以外のS P E に譲渡した残高が存在する。なお、日立キャピタル㈱はサービス業務提供の義務を留保しているが、サービス業務提供の費用は受取手数料とほぼ等しいため、サービス業務資産及び負債を計上していない。

第140期連結会計年度及び平成21年3月31日現在における延滞額、貸倒額及び譲渡された資産と同一の管理下にある住宅ローン債権の情報は、下記のとおりである。

	債権の元本の合計	90日以上延滞した 債権の元本の合計	貸倒額
住宅ローン債権総額	247,058	0	69
譲渡された資産	232,553		
連結貸借対照表計上額	14,505		

平成21年3月31日現在、上記の証券化に関連して留保された劣後の權益の公正価値測定後の額は36,218百万円である。この劣後の權益の公正価値を測定するために用いた主要な経済的仮定は、それぞれ下記のとおりである。

加重平均契約期間 (年数)	11.4
予想貸倒率	0.01%
割引率	1.76-2.03%
早期償還率	1.00%

上記の主要な経済的仮定が10%及び20%不利な方向に変動した場合に、平成21年3月31日現在で計上している劣後の權益の公正価値に与える影響は、それぞれ下記のとおりである。

予想貸倒率	
+ 10%	126
+ 20%	253
割引率	
+ 10%	619
+ 20%	1,225
早期償還率	
+ 10%	402
+ 20%	756

本注記で記載した感応度は仮定の条件によるものであり、慎重に取り扱う必要がある。本注記では、経済的仮定の10%の変化に基づいた公正価値の変動を見積もっているが、各仮定の変化と公正価値の変化の関係は直線的ではないため、通常はその延長でこれを推定することはできない。同様に本注記では、劣後の權益の公正価値に関する特定の仮定の変動による影響を他の仮定の変動を考慮せずに算出しているが、現実には一つの要素の変動が結果的に他の要素を変動させ、感応度を拡大または縮小させる可能性がある。

(単位 百万円)

摘 要	平成20年 3月31日			平成21年 3月31日		
<b>注8 . のれん及びその他の無形資産</b>						
第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度における、のれんを除いた無形資産の取得額は、それぞれ167,397百万円、168,911百万円であり、償却額は、それぞれ146,136百万円、178,164百万円である。そのうち主なものはソフトウェアである。また、販売目的ソフトウェアの償却額はそれぞれ49,180百万円、85,841百万円であり、償却費は売上原価に計上している。						
平成20年 3月31日及び平成21年 3月31日現在における、のれんを除いた無形資産の残高は、下記のとおりである。						
	平成20年 3月31日			平成21年 3月31日		
	取得原価	償却累計	簿 価	取得原価	償却累計	簿 価
償却無形資産						
ソフトウェア	511,091	402,858	108,233	659,097	549,079	110,018
自社利用ソフトウェア	537,258	346,812	190,446	445,098	311,220	133,878
特許権	120,429	70,990	49,439	103,489	75,456	28,033
その他	120,168	83,951	36,217	132,926	92,834	40,092
合計	1,288,946	904,611	384,335	1,340,610	1,028,589	312,021
非償却無形資産	8,428	-	8,428	8,644	-	8,644
今後 5 年間の無形資産の償却費発生見積額は、下記のとおりである。						
	見積償却額					
1 年以内	93,628					
1 年超 2 年以内	72,111					
2 年超 3 年以内	54,639					
3 年超 4 年以内	31,113					
4 年超 5 年以内	21,786					
第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度における、のれん（その他の資産に計上）の推移は、下記のとおりである。						
期首残高			148,431			159,039
取得			26,154			8,859
減損			7,448			24,560
為替換算調整額等			8,098			8,908
期末残高			159,039			134,430
電力・産業システム部門において、主として世界的な自動車需要減少の影響により、事業損益及びキャッシュ・フローが見通しを下回ったため、今後 3 年間の収益見通しを修正した。そのため、当会社は、第140期連結会計年度において23,240百万円の減損損失を計上している。なお、当該事業単位の公正価値は、将来キャッシュ・フローの現在価値や市場価格により見積もった。のれんの減損は連結損益計算書上、販売費及び一般管理費に含めて表示している。						

(単位 百万円)

摘 要	平成20年 3月31日			平成21年 3月31日		
注9.税金						
税引前当期純利益（損失）及び法人税等の国内及び海外別内訳						
	平成20年 3月31日			平成21年 3月31日		
	国内	海外	合計	国内	海外	合計
税引前当期純利益（損失）	257,084	67,698	324,782	315,032	25,161	289,871
法人税等						
当期分	140,262	47,314	187,576	75,612	25,669	101,281
繰延税金	88,720	4,133	84,587	401,928	2,040	403,968
合計	228,982	43,181	272,163	477,540	27,709	505,249

法人税等及びその他の包括損失純額に関わる繰延税金の内訳

法人税等の内訳

当期分	187,576	101,281
下記項目以外の繰延税金	64,422	187,751
繰延税金資産に係る評価性引当金残高の増減	149,009	591,719
	272,163	505,249

その他の包括損失純額に関わる繰延税金の内訳

年金債務調整額	61,538	53,171
有価証券未実現保有損益純額	39,318	14,915
金融派生商品に関わる損益純額	205	2,323
	100,651	70,409
合計	171,512	434,840

当会社及び国内の子会社は課税所得に対し30%の法人税率、17.3%から20.7%の範囲の住民税率及び3.8%から10.1%の範囲の事業税率を課されている。その結果、第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度における法定実効税率はおよそ40.6%である。

当会社は連結納税制度を適用している。

税率差異の調整は、下記のとおりである。

法定実効税率	40.6%	40.6%
持分法損益	2.8	22.7
子会社投資及び関連会社投資の税務上の簿価に対する超過額	1.7	18.3
子会社投資及び関連会社投資の売却に係る調整	7.9	0.5
損金不算入の費用	4.0	5.4
のれんの減損	0.9	3.4
繰延税金資産に係る評価性引当金	45.9	204.1
国内会社の法定実効税率と海外会社の税率差	2.2	4.0
その他（純額）	0.8	1.1
税金充当率	83.8%	174.3%

第139期連結会計年度における繰延税金資産に係る評価性引当金の増加は、主にプラズマテレビ事業の収益性低下によるものである。

第140期連結会計年度において、当会社及び一部の子会社において近い将来に十分な課税所得の発生が見込めないと判断し、主として年金債務に係る将来減算一時差異及び繰越欠損金純額に係る期首時点の繰延税金資産の回収可能性を再検討した結果、評価性引当金を追加で計上した。

(単位 百万円)

摘 要	平成20年 3月31日	平成21年 3月31日
繰延税金資産及び負債は主に下記の一時的差異等の税効果によって生じたものである。		
繰延税金資産総額		
退職給付債務	352,826	467,356
未払費用	251,898	295,334
有形固定資産に係る減価償却	41,974	56,522
繰越欠損金	157,346	214,017
その他	326,047	368,682
	1,130,091	1,401,911
評価性引当金	449,237	1,067,145
	680,854	334,766
繰延税金負債総額		
圧縮記帳	31,230	27,172
租税特別措置法に基づく準備金	12,091	7,658
有価証券に係る未実現評価損益	27,808	-
その他	42,362	50,501
	113,491	85,331
繰延税金資産純額	567,363	249,435
繰延税金資産純額は、連結貸借対照表の下記区分に含めて表示している。		
その他の流動資産	279,378	141,884
その他の資産	335,153	185,268
その他の流動負債	1,774	4,089
その他の負債	45,394	73,628
	合計 567,363	合計 249,435
上記の他、会計調査公報第51号「連結財務諸表」に従って繰り延べられた、グループ会社間取引に伴う未実現損益に関わる支払税金は、連結貸借対照表の下記区分に含めて表示している。		
その他の流動資産	25,771	19,164
その他の資産	55,486	52,044
会計調査公報第51号に係る繰延税金	81,257	71,208

当会社及び子会社が事業活動を行う地域における税制を前提として、将来の課税所得を減額させる一時的差異、繰越欠損金及び税額控除に係る繰延税金資産に対しては評価性引当金を計上している。繰延税金資産に係る評価性引当金は、第139期連結会計年度に136,159百万円、第140期連結会計年度に617,908百万円それぞれ増加した。

繰延税金資産の実現可能性を評価するにあたり、当会社は、同資産の一部または全部が実現しない蓋然性の検討を行っている。同資産が最終的に実現するか否かは、これらの一時的差異等が、将来、それぞれの納税地域における納税額の計算上、課税所得の減額あるいは税額控除が可能となる会計期間において、課税所得を計上しうるか否かによる。実現可能性は確定的ではないが、実現可能性の評価において、当会社は、繰延税金負債の振り戻しの予定及び予想される将来の課税所得を考慮している。これらの諸要素に基づき当会社は、平成21年3月31日現在の評価性引当金控除後の繰延税金資産が実現する蓋然性は高いと確信している。

平成21年3月31日において、将来課税所得が発生する場合にそれを相殺することが可能な税務上の繰越欠損金の残高は675,756百万円である。このうち、5年以内に繰越期限が到来する繰越欠損金の残高は169,343百万円、5年を超えて10年以内に繰越期限が到来する繰越欠損金の残高は481,407百万円であり、10年を超えて繰越期限が到来するもしくは繰越期限が到来しない繰越欠損金の残高は25,006百万円である。

予測可能な将来に一時差異の解消が見込まれないこと、未分配剰余金が送金された場合には在外子会社からの非課税の配当部分により日本での納税額に重要な影響を与えないこと及び金額の算定が実務上困難であるため、再投資されると考えられる海外子会社に対する投資の税務上の簿価を超過する部分については、繰延税金負債を計上していない。

(単位 百万円)

摘 要	平成20年 3月31日	平成21年 3月31日
注10. 短期借入金、長期債務		
短期借入金		
銀行借入他	522,947	659,250
コマーシャル・ペーパー	149,461	325,852
関連会社預り金	50,612	13,720
	合計 723,020	合計 998,822
加重平均金利(年利)	0.8%	0.6%
長期債務		
無担保社債		
当会社発行		
国内公募第12回普通社債、償還期平成25年、年利0.72%	80,000	80,000
国内公募第13回普通社債、償還期平成22年、年利0.70%	49,890	49,895
国内公募第14回普通社債、償還期平成27年、年利1.56%	49,982	49,984
国内私募(株)日立ユニシアオートモティブ 第1回普通社債、償還期平成20年、年利0.52%	5,000	-
国内私募(株)日立ユニシアオートモティブ 第2回普通社債、償還期平成22年、年利0.74%	5,000	5,000
子会社発行		
普通社債、償還期平成21年～30年、年利0.53～2.78%	537,117	451,293
無担保転換社債		
当会社発行		
海外私募2009年満期A号ユーロ円建転換制限条項付 転換社債型新株予約権付社債、償還期平成21年、 ゼロクーポン	50,000	50,000
海外私募2009年満期B号ユーロ円建転換制限条項付 転換社債型新株予約権付社債、償還期平成21年、 ゼロクーポン	50,000	50,000
子会社発行		
転換社債型新株予約権付社債、 償還期平成28年及び31年、ゼロクーポン	40,000	40,000
長期借入金		
担保付、返済期限平成21年～30年、年利1.85～8.00%	43,004	45,081
無担保、返済期限平成21年～38年、年利0.65～6.97%	879,227	966,488
ファイナンス・リース債務	19,266	33,546
	1,808,486	1,821,287
上記のうち償還期分	386,879	531,635
	合計 1,421,607	合計 1,289,652

長期債務の返済予定額(平成21年3月31日現在)

1年超2年以内	258,487
2年超3年以内	341,866
3年超4年以内	197,613
4年超5年以内	169,317
5年超	322,369
	合計 1,289,652

売掛債権等の金融資産の譲渡が基準書第140号に規定される売却の要件を満たさない場合、担保付の借入として処理している。譲渡された資産は、借入返済義務の履行の目的にのみ制限されている。上記の平成20年3月31日及び平成21年3月31日現在の短期借入金には、当該担保付借入金が、それぞれ61,778百万円及び10,008百万円、長期債務には、当該担保付借入金が、それぞれ38,029百万円及び36,096百万円含まれている。

わが国の慣行では、長期及び短期借入金の一般的な契約条項として、銀行の要請がある場合には現在及び将来の負債に対し担保差入及び債務保証をすること、並びに銀行は返済期日においてまたは債務不履行が生じた場合に、債務を預金と相殺する権利を有していることが規定されている。

(単位 百万円)

## 摘 要

担保付社債の受託契約及び特定の担保付あるいは無担保の借入契約により、一般的に、受託者または貸手は、配当の支払い及び新株式の発行を含む利益の分配に関し事前に承認を与える権利、及び追加の担保または抵当を要求する権利を有している。

平成16年10月、当社は、海外私募ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債を発行した。発行された新株予約権付社債は、海外私募2009年満期A号ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「A号新株予約権付社債」という。)50,000百万円及び海外私募2009年満期B号ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債(以下「B号新株予約権付社債」という。)50,000百万円である。

A号新株予約権付社債及びB号新株予約権付社債はともにゼロクーポン債で、新株予約権の行使期間は、平成16年11月2日から平成21年10月5日までであり、償還年月は平成21年10月19日である。当該社債の転換価額決定時の当会社普通株式の株価は686円であり、当初の転換価額は1株につき1,009円であったが、A号新株予約権付社債については平成17年10月19日及び平成19年10月19日に、B号新株予約権付社債については平成18年4月19日及び平成20年4月19日にそれぞれ822円に修正された。

A号新株予約権付社債及びB号新株予約権付社債の所持人は、新株予約権の行使期間中、(株)東京証券取引所における当会社普通株式の終値が、ある1取引日において有効な転換価額の115%の1円未満を切捨てた金額以上となった場合に限って、新株予約権を行使することができる。

平成19年9月、日立金属(株)(発行者)は、2016年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債(以下「2016年債」という。)20,000百万円及び2019年満期ユーロ円建取得条項(額面現金決済型)付転換社債型新株予約権付社債(以下「2019年債」という。)20,000百万円を発行した。2016年債の新株予約権の行使期間は平成19年9月27日から平成28年8月30日までであり、当初の転換価額は1株につき2,056円である。2019年債の新株予約権の行使期間は平成19年9月27日から平成31年8月30日までであり、当初の転換価額は1株につき2,042円である。当該社債の転換価額決定時の発行者普通株式の株価は1,344円であった。

本社債の所持人は、直近の四半期の最終30連続取引日のうちいずれかの20取引日において、発行者の株価の終値が転換価額の120%を上回った場合に限り、本新株予約権を行使することができる。

また、本新株予約権付社債の決済方法は、満期償還及び本社債の所持人による転換のほか、発行者による早期償還権行使、発行者による新株予約権の取得条項(額面現金決済型)行使、本社債の所持人による早期償還請求権行使が設定されており、いずれも分離会計の必要はない。

新株予約権の取得条項(額面現金決済型)に基づき、発行者は自己の裁量により、2016年債については平成24年9月13日以降、2019年債については平成26年9月13日以降、一定期間の事前通知を行った上で、残存する2016年債及び2019年債の全部を取得することができる。この場合、発行者はその対価として本社債の所持人に対して、本社債の額面金額の100%に相当する金額及び新株予約権の公正価値に相当する発行者の普通株式を交付する。早期償還請求権に基づき、本社債の所持人は発行者に対し、2016年債については平成22年9月13日及び平成25年9月13日に、2019年債については平成23年9月13日及び平成27年9月11日に、当該社債を額面金額の100%で償還するように請求することができる。

[次へ](#)

(単位 百万円)

摘 要	平成20年 3月31日	平成21年 3月31日
注11．退職給付債務		
(a) 確定給付年金制度		
<p>当会社及び大部分の子会社は、従業員の退職給付を行うため、積立型、非積立型の退職金制度を採用している。</p> <p>非積立型の制度においては、従業員は給与と勤務期間に基づく一時金を受給する。</p> <p>非積立型の退職金制度に加え、当会社及び一部の国内子会社は確定給付企業年金制度及び税制適格年金制度を採用している。また、当会社及び一部の子会社は、確定給付企業年金制度の一部にキャッシュバランスプランを導入している。キャッシュバランスプランでは、加入者毎に積立額及び年金額の源資に相当する仮想個人口座を設ける。仮想個人口座には、主として市場金利の動向に基づく利息クレジットと、給与水準等に基づく拠出クレジットを積み立てる。</p> <p>第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度の純退職給付費用の内訳は、下記のとおりである。</p>		
	71,577	72,064
勤務費用	56,079	54,701
利息費用	44,911	45,804
制度資産期待運用収益	23,627	21,103
過去勤務債務償却額	58,326	71,857
数理計算上の差異償却額	1,611	1,289
確定拠出年金制度移行影響額	388	-
制度の縮小による利益認識額	346	489
従業員拠出額	115,099	129,937
純退職給付費用		
<p>第141期連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）において、その他包括損失累計額から純退職給付費用として償却される過去勤務債務及び数理計算上の差異の見積額は、下記のとおりである。</p>		
	<u>償却見積額</u>	
過去勤務債務	22,381	
数理計算上の差異	97,187	

(単位 百万円)

摘 要	平成20年3月31日	平成21年3月31日
第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度の退職給付債務及び制度資産の変動は、下記のとおりである。		
退職給付債務の変動		
退職給付債務期首残高	2,262,258	2,219,577
勤務費用	71,577	72,064
利息費用	56,079	54,701
制度改訂影響額	7,864	2,155
数理計算上の差異	11,192	33,410
退職給付支払額	128,182	155,712
連結範囲の異動	10,587	90,984
確定拠出年金制度移行影響額	22,631	28,643
制度の縮小	736	-
為替換算影響額	11,529	11,947
退職給付債務期末残高	2,219,577	2,205,459
制度資産の変動		
制度資産の期首公正価値	1,468,924	1,381,049
制度資産実際運用損益	142,979	295,345
会社拠出		
現金拠出額	125,876	106,826
売却可能証券の退職給付信託拠出額	42,240	-
従業員拠出額	346	489
退職給付支払額	93,236	107,993
連結範囲の異動	5,385	49,899
確定拠出年金制度移行影響額	5,068	1,346
為替換算影響額	9,669	9,933
制度資産の期末公正価値	1,381,049	1,123,646
積立状況	838,528	1,081,813
平成20年3月31日及び平成21年3月31日現在における、連結貸借対照表上の認識額は、下記のとおりである。		
その他の資産	20,277	6,282
未払費用	36,365	38,498
退職給付債務	822,440	1,049,597
連結貸借対照表上の認識額	838,528	1,081,813
平成20年3月31日及び平成21年3月31日現在における、その他の包括損失累計額の認識額の内訳は、下記のとおりである。		
過去勤務債務	194,027	175,964
数理計算上の差異	611,645	862,629
その他の包括損失累計額の認識額	417,618	686,665
当会社及び全ての子会社は、それぞれの期末日を測定日としている。		
平成20年3月31日及び平成21年3月31日現在の退職給付債務の算定に使用した基礎率（加重平均）、第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度の純退職給付費用の算定に使用した基礎率（加重平均）の内訳は、下記のとおりである。		
給付債務算定に使用した数理計算上の基礎率		
割引率	2.5%	2.6%
昇給率	2.7%	2.7%
純退職給付費用算定に使用した数理計算上の基礎率		
割引率	2.5%	2.5%
制度資産期待運用収益率	3.1%	3.4%
昇給率	2.7%	2.7%

(単位 百万円)

摘 要	平成20年3月31日	平成21年3月31日
-----	------------	------------

当社は、投資対象資産における資産クラス毎の期待収益率に基づき、期待運用収益率を設定している。資産クラス毎の期待運用収益の算定にあたっては、過去の市場実績等を考慮している。

平成20年3月31日及び平成21年3月31日現在における累積給付債務は、それぞれ2,116,141百万円及び2,104,708百万円である。

累積給付債務が制度資産を上回る退職給付制度、及び退職給付債務が制度資産を上回る退職給付制度に係る累積給付債務、退職給付債務及び制度資産の公正価値は、下記のとおりである。

累積給付債務が制度資産を上回る退職給付制度 累積給付債務	1,725,275	2,063,535
制度資産の公正価値	950,101	1,070,069
退職給付債務が制度資産を上回る退職給付制度 退職給付債務	1,915,720	2,189,327
制度資産の公正価値	1,056,915	1,101,232

平成20年3月31日及び平成21年3月31日現在の制度資産のカテゴリー別構成割合及び政策的資産構成割合は、下記のとおりである。

	平成20年3月31日	平成21年3月31日	政策的資産 構成割合
持分証券	34.1%	30.6%	37.8%
負債証券	31.3	37.0	38.6
投資信託	12.6	12.2	16.3
現金	13.8	9.6	2.2
生保一般勘定	4.7	6.8	4.0
その他	3.5	3.8	1.1
	合計 100.0%	合計 100.0%	合計 100.0%

制度資産の投資政策は、年金給付及び一時金給付の支払いに必要なかつ十分な時価資産の蓄積を図り、また、長期的に安定した利益を確保することを目的として定めている。

この目的を達成するため、従業員等の構成、資産の積立水準、当会社及び一部の子会社のリスク負担能力及び資産の運用環境の動向等を勘案して目標収益率を定め、その目標収益率を達成するために資産クラス毎の期待収益率、収益率の標準偏差及び各資産間の相関係数を考慮し、政策的資産構成割合を策定している。その政策的資産構成割合に基づいて、主として国内外の持分証券及び負債証券等に分散投資を行い、一定以上の時価変動があった場合は年金資産の資産構成比を政策的資産構成割合に戻している。当会社及び一部の子会社は、制度資産の実際運用収益、資産の運用環境の動向、当会社及び一部の子会社のリスク負担能力等を定期的に確認し、必要に応じて政策的資産構成割合の見直しを行っている。

第141期連結会計年度の確定給付年金制度における拠出の見込額は101,335百万円である。

第141期連結会計年度以降、将来10年間における退職給付支払の見込額は、下記のとおりである。

1年以内	139,731
1年超2年以内	130,682
2年超3年以内	134,915
3年超4年以内	136,034
4年超5年以内	122,648
5年超10年以内	614,072

(単位 百万円)

摘 要	平成20年3月31日	平成21年3月31日
<p>第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度において、一部の子会社においてキャッシュバランズプランへの制度改訂等が行われたことにより、過去勤務債務が発生している。</p> <p>連結貸借対照表上、平成21年3月31日現在において第141期連結会計年度に支払う予定の特別退職金7,543百万円は未払費用に含めて計上しており、退職給付債務算定に含めていない(注18.参照)。</p> <p>一部の子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用している。</p>		
<p>(b) 確定拠出年金制度 当会社及び一部の子会社は、確定拠出年金制度を有している。</p> <p>第140期連結会計年度において、一部の子会社は、確定給付年金制度の一部を確定拠出年金制度に移行した。確定拠出年金制度への資産移換額は27,966百万円であり、8年以内に移換する予定である。なお、そのうち平成21年3月31日現在における未移換額は21,325百万円であり、移行に伴う影響額は下記のとおりである。</p>		
退職給付債務の減少	677	
過去勤務債務	4,345	
数理計算上の差異	3,733	
連結貸借対照表上の純認識額の減少	1,289	
<p>第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度の当会社及び一部の子会社における確定拠出年金制度への拠出に係る費用認識額は、それぞれ15,749百万円及び18,059百万円である。</p>		
<p>注12. 普通株式 発行可能株式総数</p>		
	10,000,000,000株	10,000,000,000株
	発行済株式の総数	資本金額
平成19年3月31日、 平成20年3月31日及び平成21年3月31日	3,368,126,056株	282,033
<p>注13. 自己株式 第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度における自己株式の増減は、下記のとおりである。</p>		
	自己株式数	自己株式
平成19年3月31日	42,966,434株	25,339
自己株式の取得	1,358,519	1,145
自己株式の売却	597,224	354
平成20年3月31日	43,727,729株	26,130
自己株式の取得	1,500,226	858
自己株式の売却	1,253,991	751
平成21年3月31日	43,973,964株	26,237

(単位 百万円)

摘 要	平成20年 3月31日	平成21年 3月31日
注14. その他の包括損失累計額		
第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度の連結資本勘定計算書に計上された、関連する税効果影響額控除後のその他の包括損失累計額は、下記のとおりである。		
為替換算調整額		
期首残高	20,906	69,222
その他の包括損失純額	48,605	110,899
少数株主持分振替額	289	384
期末残高	69,222	179,737
年金債務調整額		
期首残高	146,329	221,007
その他の包括損失純額	74,758	184,153
少数株主持分振替額	80	78
期末残高	221,007	405,082
有価証券未実現保有損益純額		
期首残高	77,883	22,581
その他の包括損失純額	55,310	22,855
少数株主持分振替額	8	286
期末残高	22,581	12
金融派生商品に関わる損益純額		
期首残高	902	450
その他の包括損失純額	451	2,031
少数株主持分振替額	1	37
期末残高	450	1,544
その他の包括損失累計額合計		
期首残高	88,450	267,198
その他の包括損失純額	179,124	319,938
少数株主持分振替額	376	785
期末残高	267,198	586,351



(単位 百万円)

摘 要	平成20年 3月31日	平成21年 3月31日
<b>注15. 担保資産</b>		
平成21年 3月31日現在、当会社及び一部の子会社は、主に銀行借入に対して下記のとおり、資産の一部を担保に供している。		
現金及び現金等価物	67	
短期投資	32	
その他の流動資産	4,684	
投資及び貸付金	294	
土地	5,268	
建物及び構築物	11,655	
機械装置及びその他の有形固定資産	8,243	
その他の資産	175	
	合計 30,418	
上記の他、その他の流動資産には、平成20年 3月31日及び平成21年 3月31日現在における借入契約条項に基づく拘束性預金7,043百万円及び6,906百万円が含まれている。		
<b>注16. コミットメント及び偶発債務</b>		
受取手形割引高	4,063	3,877
受取手形裏書譲渡高	4,706	3,807
一部の子会社は、輸出債権譲渡に伴う遡求義務を負っている。平成21年 3月31日現在の遡求義務の伴う輸出債権譲渡高は、16,000百万円である。		
当会社及び一部の子会社は、関連会社及び第三者に関する債務保証を行っている。平成21年 3月31日現在の債務保証残高は54,927百万円である。		
また、日立キャピタル(株)及びその子会社は、提携ローン販売等に係る顧客に対する債務保証を行っている。平成21年 3月31日現在のローン保証債務残高は436,153百万円である。これらの保証をするに当たっては、保証額に見合う担保を受け入れており、損失を被るリスクは低いと考えている。なお、これらの保証を引き受けたことにより発生した負債を8,457百万円認識している。		
平成21年 3月31日現在、日立キャピタル(株)及びその子会社は、クレジットカード業務に付帯するキャッシング業務、事務代行に係る立替業務等を行っている。また、当会社及び日立キャピタル(株)は、関連会社等に対する貸出コミットメントを行っている。当該業務等における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は、下記のとおりである。		
貸出コミットメント		
事務代行に係る立替業務	340,000	
クレジットカード業務に付帯するキャッシング業務等	238,682	
貸出実行残高	4,499	
差引額	574,183	
なお、上記契約においては、必ずしも全額が貸出実行されるものではない。		
当会社及び一部の子会社は、事業活動の効率的な資金調達を行うため金融機関との間で貸出コミットメント契約を締結している。平成21年 3月31日現在における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は614,806百万円であり、その大部分は当会社の借入未実行残高である。当会社は、複数の銀行とコミットメントライン契約を結んでおり、対価として手数料を支払っている。契約期間は通常 1年単位で、期間終了時には契約を更新している。平成21年 3月31日現在のこれらの契約に関する借入未実行残高は200,000百万円である。その他に当会社は、契約期間が3年で、平成22年2月を期限としたコミットメントライン契約を複数の金融機関と結んでおり、平成21年 3月31日現在の本契約に関する借入未実行残高は363,000百万円である。		
平成21年 3月31日現在の有形固定資産購入契約残高は、55,700百万円である。		
当会社及び子会社は、一部の製品及びサービスに対する保証を行っており、製品保証引当金を主に過去の保証実績に基づき計上している。第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度における製品保証引当金の変動は、下記のとおりである。		
期首残高	82,316	73,715
当期増加額	38,420	34,990
当期使用額	43,675	43,369
為替換算調整額他	3,346	4,887

期末残高	73,715	60,449
------	--------	--------

(単位 百万円)

摘 要

平成18年6月15日に、中部電力㈱の浜岡原子力発電所5号機は、タービンの損傷により原子炉を停止した。平成18年7月5日に、同型のタービンを使用している北陸電力㈱の志賀原子力発電所2号機は、点検のために原子炉を停止して調査した結果、タービンに損傷が確認された。当会社は、合理的に見積可能な補修費用を引当計上している。

平成20年9月に、中部電力㈱は、当会社に対して、浜岡原子力発電所5号機の停止に伴う火力機振替費用等について総額41,800百万円の損害賠償請求の訴えを提起した。本件は現在係争中である。平成21年5月に、北陸電力㈱は、当会社に対して、志賀原子力発電所2号機の停止に伴う火力機振替費用等について総額20,200百万円の損害賠償請求の訴えを提起した。当会社は、これらの訴えに対して争う方針であり、当該損害賠償請求に係る引当計上はしていない。但し、上記の事実は、請求額について、将来に亘り一切の支払義務が発生する可能性がないことを示すものではない。

平成19年1月に、欧州委員会は、当会社及び関連会社に対して、変電設備に用いるガス絶縁開閉装置(GIS)に関する欧州独占禁止法違反を理由とする課徴金の納付を命令した。平成19年4月に、当会社は、欧州第一審裁判所に対して、課徴金納付命令の取り消しを求めた提訴を行った。現時点においては審理中であるが、当会社は、課徴金に対して合理的な見積額を引当計上している。

平成18年10月に、米国の当会社の子会社及び関連会社は、米国司法省反トラスト局よりSRAMに関する独占禁止法違反の可能性について調査を行う旨の通知を受けていたが、平成20年12月、調査を終了する旨の通知を受けた。

平成18年12月に、当会社及び欧州の子会社は、欧州委員会より、日本の子会社は、米国司法省反トラスト局及び公正取引委員会より、日本の関連会社は、公正取引委員会より液晶ディスプレイに関する独占禁止法違反の可能性について調査を行う旨の通知を受けた。平成20年12月に、日本の子会社は、公正取引委員会から排除措置命令を受けたが、課徴金納付命令は受けていない。日本の子会社は、米国司法省反トラスト局の調査に関し、平成21年3月31日時点で合理的に見積可能な金額を引当計上しており、平成21年6月に罰金を支払った。

平成19年6月に、当会社は、欧州委員会よりDRAMに関する独占禁止法違反の可能性について調査を行う旨の通知を受けた。

平成19年9月に、米国の当会社の子会社及び関連会社は、米国司法省反トラスト局よりフラッシュメモリに関する独占禁止法違反の可能性について調査を行う旨の通知を受けた。

平成19年11月に、米国の子会社は、米国司法省反トラスト局より、また、アジア及び欧州の子会社は、欧州委員会より、カナダの子会社は、カナダ産業省競争局よりブラウン管に関する独占禁止法違反の可能性について調査を行う旨の通知を受けた。

平成20年12月に、当会社は、欧州委員会より、変圧器に関する独占禁止法違反の可能性について調査を行う旨の通知を受けた。

当会社並びにこれらの子会社及び関連会社は、独占禁止法違反を認めていないが、調査の結果によっては、金額は不確定であるものの、課徴金が課される可能性がある。さらに、米国及びカナダにおいて、当会社及びこれらのうち一部の会社に対して集団代表訴訟が起こされている。

これらの訴訟の結果によっては、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があるが、現時点においてその影響額は未確定であり、前述したものを以外は引当計上していない。

上記の他、当会社及び子会社に対し、いくつかの訴訟が起こされている。当会社の経営者は、これらの訴訟から債務の発生があるとしても連結財務諸表に重要な影響を与えるものではないと考えている。

(単位 百万円)

摘 要

注17. 長期性資産の減損

第139期連結会計年度中に計上した減損損失の主なものは日本国内の長期性資産であり、その主な内容は以下のとおりである。デジタルメディア・民生機器部門において、主としてプラズマテレビ事業で価格下落を伴う市場競争の激化のため継続的に損失を計上したこと及び将来の特許料収入の見直しにより投資額の回収が見込めなくなったことにより、68,791百万円の損失を計上している。電力・産業システム部門において、主として売電事業での燃料価格の高騰による収益性の低下により、9,298百万円の損失を計上している。高機能材料部門において、主として子会社が半導体用の材料を供給している液晶部品の急激な価格下落により、7,172百万円の損失を計上している。減損損失額の算定にあたっては、主として割引後の将来キャッシュ・フローを用いている。

第140期連結会計年度中に計上した減損損失の主なものは日本国内の長期性資産であり、その主な内容は以下のとおりである。デジタルメディア・民生機器部門において、主としてプラズマテレビ事業でガラスパネル部材を外部からの調達に切り替えること及び将来の特許料収入の見直しにより投資額の回収が見込めなくなったこと、並びに特定のエレクトロニクス機器部品の市場における需要の減退による生産性の低下等により、57,995百万円の損失を計上している。電力・産業システム部門において、自動車市場の大幅な悪化による自動車機器部品の収益性の低下等により、32,961百万円の損失を計上している。情報通信システム部門において、半導体及び金融機関向け事業の市場の需要の減退による収益性の低下、並びに不動産市況の悪化による売却予定資産の売却見込額の下落及び顧客の経営破綻による見込回収可能価額の低下等により、21,139百万円の損失を計上している。高機能材料部門において、主として半導体関連市場及び自動車関連市場の大幅な悪化による収益性の低下等により、12,888百万円の損失を計上している。減損損失額の算定にあたっては、主として割引後の将来キャッシュ・フローを用いている。

(単位 百万円)

摘 要	平成20年 3月31日	平成21年 3月31日
注18. 事業構造改善費用		
事業構造改善費用の内訳は、下記のとおりである。		
特別退職金	15,676	21,517
固定資産処分等損益	2,434	1,410
	<u>合計 18,110</u>	<u>合計 22,927</u>

当会社及び一部の子会社は早期退職優遇制度を実施している。特別退職金は従業員から早期退職の申し入れを受けた時に計上している。特別退職金に係る引当金の推移は、下記のとおりである。

期首残高	44	8,952
新規計上額	15,676	21,517
支払額	6,348	22,449
為替換算調整額	420	477
期末残高	<u>8,952</u>	<u>7,543</u>

第139期連結会計年度の事業構造改善費用の主な内訳は、下記のとおりである。

情報通信システム部門 7,260百万円

主に海外のストレージ事業において、経営体質の強化を目的として、早期退職優遇制度を実施した。当部門における早期退職優遇制度の実施に伴う特別退職金等計上額は5,916百万円であり、平成20年3月31日現在における特別退職金に係る引当金2,304百万円は、第140期連結会計年度中に取り崩された。

デジタルメディア・民生機器部門 4,095百万円

主に価格下落を伴う市場競争の激化の影響を受けた薄型テレビ事業において、事業再編を目的として、早期退職優遇制度を実施した。当部門における早期退職優遇制度の実施に伴う特別退職金等計上額は3,903百万円であり、平成20年3月31日現在における特別退職金に係る引当金2,571百万円は、第140期連結会計年度中に取り崩された。

電力・産業システム部門 2,836百万円

主にプラント建設事業の国内会社において、経費削減と収益性の改善を目的として、早期退職優遇制度を実施した。当部門における早期退職優遇制度の実施に伴う特別退職金等計上額は2,836百万円であり、平成20年3月31日現在における特別退職金に係る引当金2,836百万円は、第140期連結会計年度中に取り崩された。

第140期連結会計年度の事業構造改善費用の主な内訳は、下記のとおりである。

電力・産業システム部門 7,649百万円

主に自動車機器事業において、市況の大幅な悪化に対応した事業再編を目的として、早期退職優遇制度を実施した。当部門における早期退職優遇制度の実施に伴う特別退職金等計上額は7,645百万円であり、平成21年3月31日現在における特別退職金に係る引当金3,283百万円は、第141期連結会計年度中に取り崩される見込みである。

高機能材料部門 4,252百万円

主に金属材料事業において、経費削減と収益性の改善を目的として、早期退職優遇制度を実施した。当部門における早期退職優遇制度の実施に伴う特別退職金等計上額は4,069百万円であり、平成21年3月31日現在における特別退職金に係る引当金1,050百万円は、第141期連結会計年度中に取り崩される見込みである。

デジタルメディア・民生機器部門 3,802百万円

主に価格下落を伴う市場競争の激化の影響を受けた薄型テレビ事業において、事業再編を目的として、早期退職優遇制度を実施した。当部門における早期退職優遇制度の実施に伴う特別退職金等計上額は3,635百万円であり、平成21年3月31日現在における特別退職金に係る引当金833百万円は、第141期連結会計年度中に取り崩される見込みである。

(単位 百万円)

摘 要	平成20年3月31日	平成21年3月31日
注19. 雑収益及び雑損失		
有価証券売却等損益	80,129	44,077
固定資産売却等損失	8,246	21,292
為替差損	28,414	37,259
<p>上記の他、第140期連結会計年度の雑収益には、移動体通信機器販売事業の譲渡益5,203百万円を計上している。</p> <p>第139期連結会計年度中の有価証券売却等利益の主な内訳は、(株)日立ディスプレイズと日立GEニュークリア・エナジー(株)の株式の一部、及びHitachi Semiconductor Singapore Pte. Ltd.の全株式の売却によるものである。</p> <p>上記の他、第139期連結会計年度の雑収益には、売却可能証券の一部を退職給付信託に拠出したことによる信託設定益21,040百万円を計上している。</p>		
注20. 子会社及び持分法適用関連会社の新株発行に伴う持分変動損益		
<p>高級金属製品等の製造及び販売を行っている子会社の日立金属(株)と、マグネット、セラミックス等の製造及び販売を行っている子会社の(株)NEOMAXは、平成19年4月に、日立金属(株)を存続会社、(株)NEOMAXを消滅会社として合併した。当合併に先立ち、日立金属(株)は平成18年11月7日から平成18年12月11日までの間に、(株)NEOMAXの普通株式に対し、1株につき2,500円で公開買付を行った。合併に際し日立金属(株)は、公開買付の諸条件等を元に算定された、(株)NEOMAXの株式1株に対して日立金属(株)の株式2株の割合をもって、日立金属(株)及び(株)NEOMAXを除く(株)NEOMAXの株主に対して日立金属(株)の株式を割り当て、9,389,202株を発行した。その結果、日立金属(株)の株式は全て当会社以外の者に割り当てられ、当会社の持分は56.6%から55.1%に低下した。なお、関連する繰延税金負債を計上していない。</p>		
注21. 1株当たり利益情報		
1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純損失の計算は、下記のとおりである。		
平均発行済株式数	3,324,562,767株	3,323,996,973株
希薄化効果のある証券 ストックオプション	122,257	-
潜在株式調整後発行済株式数	3,324,685,024株	3,323,996,973株
当期純損失	58,125	787,337
希薄化効果のある証券 子会社のストックオプション他	948	8
潜在株式調整後当期純損失	59,073	787,345
1株当たり利益		
1株当たり当期純損失	17.48円	236.86円
潜在株式調整後1株当たり当期純損失	17.77円	236.87円
<p>第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度は、潜在株式調整後1株当たり当期純損失の計算において損失を希薄化するため、各年度における全ての新株予約権付社債をその計算から除外している。</p> <p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純損失の計算において損失を希薄化するため、一部のストックオプションをその計算から除外している。</p>		

(単位 百万円)

摘 要	平成20年 3月31日	平成21年 3月31日
<p>注22．剰余金の配当 配当金は、連結会計年度中に確定した利益処分または剰余金の配当に基づいている。 第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度に関する金銭の分配及び利益処分または剰余金の配当による1株当たり配当額は、下記のとおりである。</p> <p>1株当たり配当額</p>	6.0円	3.0円
<p>注23．損益の補足説明</p> <p>製品売上高 サービス売上高</p> <p>製品売上原価 サービス売上原価</p> <p>荷造及び発送費 広告宣伝費 修繕費 賃借料 研究開発費</p>	<p>10,262,690 964,045 合計 11,226,735</p> <p>8,080,728 696,929 合計 8,777,657</p> <p>162,526 45,823 84,122 143,369 428,171</p>	<p>9,076,913 923,456 合計 10,000,369</p> <p>7,153,228 662,952 合計 7,816,180</p> <p>148,145 38,598 78,242 148,401 416,517</p>
<p>注24．連結キャッシュ・フロー計算書の補足説明</p> <p>支払利息の支払額 法人税等の支払額 キャッシュ・フローを伴わない投資活動及び財務活動 ファイナンス・リース資産及び債務の新規計上額</p>	<p>42,468 174,735 5,488</p>	<p>34,443 177,624 10,299</p>
<p>注2．に記載した売却可能証券の売却による資金収入は、連結キャッシュ・フロー計算書上、短期投資の増加または減少及び投資有価証券及び子会社株式の売却に含めて表示している。</p>		

(単位 百万円)

摘 要

注25. 金融派生商品とヘッジ活動

・ 全体リスク分析

当会社及び子会社は、主に日本及びアジアを生産拠点としているが、販売先は多岐に亘っており、売上高の約40%は主に米ドル及びユーロ建ての海外市場向けの売上である。このため、当会社及び子会社は、外国為替相場の変動リスクにさらされている。

また、イギリス、米国、シンガポールに存する金融子会社は、長期事業資金を調達するために、主にユーロ市場で変動利付メディアムタームノート（MTN）を発行している。このため、当会社及び子会社は、外国為替相場、金利相場の変動リスクにさらされている。

なお、当会社及び子会社は金融派生商品の契約先の信用リスクにさらされているが、契約先は国際的に認知されたA格以上の金融機関が殆どであり、債務不履行に陥るとは考えていない。また、契約先も多くの金融機関に分散されている。

当会社及び子会社が保有する金融派生商品には、主要格付機関より当会社が投資非適格と判定された場合に契約解除となる信用リスクに関する契約条項を含んでいる商品があるが、重要ではない。

・ リスク管理方針

当会社及び子会社は、為替変動リスクと金利変動リスクの純額を継続的に測定・評価し、また、有効なヘッジ関係を検討することにより、これらのリスクを管理している。

また、金融派生商品は投機目的で保有しないことを基本方針としている。

・ 為替変動リスク管理

当会社及び子会社は、外国為替相場の変動リスクにさらされている資産または負債を保有しており、外国為替相場の変動リスクをヘッジするために、先物為替予約契約あるいは通貨スワップ契約を利用している。

販売及び仕入に係る為替変動リスクについては、毎月通貨毎に将来キャッシュ・フローの純額を決済期日毎に測定し、この一定割合に対して主に先物為替予約契約を締結することにより、外貨建債権債務及び外貨建予定取引から発生する将来キャッシュ・フローを固定化している。先物為替予約の期間は、概ね1年以内である。

また、当会社及び子会社は、外貨建の長期性負債から生じる将来キャッシュ・フローを固定化するために負債元本の償還期限と同じ期限の通貨スワップ契約を締結している。

先物為替予約契約及び通貨スワップ契約とヘッジ対象とのヘッジ関係は高度に有効であり、ヘッジ対象外貨建資産・負債の為替相場の変動の影響を相殺している。

・ 金利変動リスク管理

当会社及び子会社は、主に長期性負債に関連する金利変動リスクにさらされており、この変動の影響を最小化するため、主に金利スワップ契約を締結してキャッシュ・フローの変動を管理している。金利スワップ契約は受取変動・支払固定の契約であり、社債等の長期性負債の変動金利支払分を受取り、固定金利を支払うことによって、変動金利の長期性負債を固定金利の長期性負債としている。

また、一部の金融子会社は、主に固定金利で資金調達を行い変動金利での貸付等を行っているため、金利変動リスクにさらされており、この変動の影響を最小化するため、主に金利スワップ契約を締結して公正価値の変動を管理している。金利スワップ契約は受取固定・支払変動の契約であり、社債等の長期性負債の固定金利支払分を受取り、変動金利を支払うことによって、固定金利の長期性負債を変動金利の長期性負債としている。

金利スワップ契約とヘッジ対象とのヘッジ関係は高度に有効であり、金利変動リスクから生じるキャッシュ・フロー及び公正価値の変動の影響を相殺している。

・ 公正価値ヘッジ

既に認識された資産または負債とそれに対する公正価値ヘッジに指定した金融派生商品の公正価値の変動は、発生した会計期間の営業外損益に計上している。公正価値ヘッジとして指定した金融派生商品には、営業活動に関連する先物為替予約契約と、資金調達活動に関連する通貨スワップ契約及び金利スワップ契約がある。

為替差損益のうち第139期連結会計年度に計上された4,142百万円（益）及び第140期連結会計年度に計上された169百万円（益）は、有効性の評価から除外されたヘッジ手段の金額である。第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度に、ヘッジの効果が有効でないために損益計算に含めたヘッジ手段の金額は重要ではない。

利息費用のうち第139期連結会計年度に計上された586百万円（損）及び第140期連結会計年度に計上された466百万円（損）は、ヘッジの有効性の評価から除外されたヘッジ手段の金額である。第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度に、ヘッジの効果が有効でないために損益計算に含めたヘッジ手段の金額は重要ではない。

(単位 百万円)

摘 要	平成20年 3月31日	平成21年 3月31日
<p>・ キャッシュ・フローヘッジ</p> <p>(1) 為替変動リスク</p> <p>将来の外貨建取引の有効なキャッシュ・フローヘッジとして指定した先物為替予約契約の公正価値の変動は、その他の包括利益（損失）累計額の増減として報告している。ヘッジ対象資産・負債に係る為替差損益が計上された時点で、その他の包括利益（損失）累計額に認識した金額は、損益に計上している。</p> <p>為替差損益のうち第139期連結会計年度に計上された1,591百万円（益）及び第140期連結会計年度に計上された2,229百万円（益）は、ヘッジの有効性の評価から除外されたヘッジ手段の金額である。第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度に、ヘッジの効果が有効でないために損益計算に含めたヘッジ手段の金額は重要ではない。</p> <p>先物為替予約契約に関わるその他の包括利益（損失）累計額に計上している金額のうち約5,342百万円（益）は、平成22年 3月31日に終了する連結会計年度に営業外損益と調整されると見積っている。</p> <p>平成21年 3月31日現在、当会社及び子会社の外貨建予定取引に関する将来キャッシュ・フローの変動をヘッジしている最長期間は約61ヶ月である。</p> <p>(2) 金利変動リスク</p> <p>長期性負債に関連したキャッシュ・フローの変動に対し指定した金利スワップ契約の公正価値の変動は、その他の包括利益（損失）累計額の増減として報告している。その他の包括利益（損失）累計額は、その後、負債の利息が損益に影響を与える期間に亘って支払利息として処理している。</p> <p>利息費用のうち第139期連結会計年度に計上された194百万円（損）及び第140期連結会計年度に計上された347百万円（損）は、ヘッジの有効性の評価から除外されたヘッジ手段の金額である。第139期連結会計年度に計上された730百万円（損）及び第140期連結会計年度に計上された553百万円（益）は、ヘッジの効果が有効でないために損益計算に含めたヘッジ手段の金額である。</p> <p>また、金利スワップ契約に関わるその他の包括利益（損失）累計額に計上している金額のうち約571百万円（損）は、平成22年 3月31日に終了する連結会計年度にヘッジ対象負債の金利の調整として支払利息と調整されると見積っている。</p> <p>金融派生商品の契約金額及び想定元本は、下記のとおりである。</p>		
<p>先物為替予約契約</p> <p>  外貨売</p> <p>  外貨買</p> <p>通貨スワップ契約</p> <p>  外貨売</p> <p>  外貨買</p> <p>金利スワップ契約</p> <p>オプション契約</p>	<p>277,379</p> <p>109,840</p> <p>48,736</p> <p>206,392</p> <p>443,426</p> <p>13,269</p>	<p>237,177</p> <p>128,035</p> <p>106,329</p> <p>131,111</p> <p>406,725</p> <p>7,552</p>

(単位 百万円)

摘 要					
公正価値ヘッジのヘッジ手段に係る第140期第4四半期連結会計期間の連結損益計算書への計上金額は、下記「ヘッジ手段に指定した金融派生商品のヘッジ有効部分とヘッジ対象項目」及び「ヘッジ非有効部分及びヘッジ有効性評価から除外した金額」のとおりである。					
<u>ヘッジ手段に指定した金融派生商品のヘッジ有効部分とヘッジ対象項目</u>					
	<u>ヘッジ手段</u>			<u>ヘッジ対象項目</u>	
	連結損益計算書			連結損益計算書	
金融派生商品	計上科目	計上金額	連結貸借対照表	計上科目	計上金額
先物為替予約契約	雑損失	6,814	売掛金、買掛金	雑損失	5,832
			短期投資、		
	雑損失	590	短期借入金	雑損失	614
通貨スワップ契約	雑損失	3,036	投資及び貸付金	雑損失	3,053
	支払利息	3,115	長期債務	支払利息	2,900
		<u>合計 13,555</u>			<u>合計 12,399</u>
<u>ヘッジ非有効部分及びヘッジ有効性評価から除外した金額</u>					
	金融派生商品	連結損益計算書計上科目		計上金額	
	先物為替予約契約	雑損失		227	
	通貨スワップ契約	雑損失		2,065	
	金利スワップ契約	支払利息		58	
				<u>合計 1,896</u>	
キャッシュ・フローヘッジに係る第140期第4四半期連結会計期間の連結損益計算書への計上金額は、下記「その他の包括利益（損失）に認識した損益 - ヘッジ手段に指定した金融派生商品のヘッジ有効部分」「その他の包括利益（損失）累計額から連結損益計算書へ調整した損益 - ヘッジ手段に指定した金融派生商品のヘッジ有効部分」及び「キャッシュ・フローヘッジのヘッジ手段に指定した金融派生商品の損益 - ヘッジ非有効部分及びヘッジ有効性評価から除外した金額」のとおりである。					
<u>その他の包括利益（損失）に認識した損益</u>					
<u>ヘッジ手段に指定した金融派生商品のヘッジ有効部分</u>					
	金融派生商品		計上金額		
	先物為替予約契約		638		
	通貨スワップ契約		1,685		
	金利スワップ契約		1,025		
	オプション契約		8		
			<u>合計 2,064</u>		
<u>その他の包括利益（損失）累計額から連結損益計算書へ調整した損益</u>					
<u>ヘッジ手段に指定した金融派生商品のヘッジ有効部分</u>					
	金融派生商品	連結損益計算書計上科目		計上金額	
	先物為替予約契約	雑損失		1,623	
	通貨スワップ契約	雑損失		1,080	
	金利スワップ契約	受取利息		830	
	オプション契約	雑損失		1,492	
				<u>合計 3,365</u>	
<u>キャッシュ・フローヘッジのヘッジ手段に指定した金融派生商品の損益</u>					
<u>ヘッジ非有効部分及びヘッジ有効性評価から除外した金額</u>					
	金融派生商品	連結損益計算書計上科目		計上金額	
	先物為替予約契約	雑損失		1,598	
	通貨スワップ契約	雑損失		358	
	金利スワップ契約	受取利息		120	
				<u>合計 1,836</u>	

注26．信用リスクの集中

当会社及び子会社の取引相手及び取引地域は広範囲に亘っているため概ね重要な信用リスクの集中は発生していない。

(単位 百万円)

摘	要			
注27. 金融商品の公正価値				
公正価値の見積りの前提及び方法				
有価証券投資				
有価証券投資の公正価値の見積りに使用した前提及び方法については、注28. に記載のとおりである。				
長期債務				
当該負債の市場価格、または類似の借入形態での追加借入に係る利率を使用した将来のキャッシュ・フローの現在価値を見積公正価値とした。				
現金及び現金等価物、売上債権、短期借入金、買入債務				
満期までの期間が短いため、連結貸借対照表計上額は見積公正価値と近似している。				
金融派生商品				
先物為替予約契約、通貨スワップ契約、金利スワップ契約及びオプション契約は、それぞれの相場によった。				
金融商品の連結貸借対照表計上額及び見積公正価値は、下記のとおりである。				
	平成20年 3月31日		平成21年 3月31日	
	連結貸借 対照表計上額	見積 公正価値	連結貸借 対照表計上額	見積 公正価値
有価証券投資				
短期投資	61,289	61,289	8,654	8,654
投資及び貸付金	269,498	269,498	158,819	158,819
金融派生商品				
(その他の流動資産へ 計上した有効部分)				
先物為替予約契約	12,144	12,144	2,475	2,475
通貨スワップ契約	7,755	7,755	16,297	16,297
金利スワップ契約	32	32	31	31
オプション契約	70	70	1	1
金融派生商品				
(その他の流動資産へ 計上した非有効部分)				
先物為替予約契約	181	181	180	180
通貨スワップ契約	97	97	414	414
金利スワップ契約	14	14	-	-
オプション契約	-	-	-	-
金融派生商品				
(その他の資産へ 計上した有効部分)				
先物為替予約契約	-	-	34	34
通貨スワップ契約	2,854	2,854	14,358	14,358
金利スワップ契約	590	590	496	496
オプション契約	-	-	-	-
金融派生商品				
(その他の資産へ 計上した非有効部分)				
先物為替予約契約	-	-	-	-
通貨スワップ契約	3,134	3,134	5,963	5,963
金利スワップ契約	-	-	-	-
オプション契約	-	-	-	-

(単位 百万円)

摘 要	平成20年3月31日		平成21年3月31日	
	連結貸借 対照表計上額	見積 公正価値	連結貸借 対照表計上額	見積 公正価値
長期債務	1,808,486	1,793,317	1,821,287	1,801,249
金融派生商品 (その他の流動負債へ 計上した有効部分)				
先物為替予約契約	917	917	4,669	4,669
通貨スワップ契約	80	80	142	142
金利スワップ契約	660	660	379	379
オプション契約	12	12	37	37
金融派生商品 (その他の流動負債へ 計上した非有効部分)				
先物為替予約契約	-	-	619	619
通貨スワップ契約	90	90	345	345
金利スワップ契約	-	-	466	466
オプション契約	-	-	-	-
金融派生商品 (その他の負債へ 計上した有効部分)				
先物為替予約契約	60	60	66	66
通貨スワップ契約	1,055	1,055	4,842	4,842
金利スワップ契約	1,994	1,994	3,135	3,135
オプション契約	13	13	5	5
金融派生商品 (その他の負債へ 計上した非有効部分)				
先物為替予約契約	-	-	-	-
通貨スワップ契約	64	64	2	2
金利スワップ契約	866	866	840	840
オプション契約	-	-	-	-
<p>非公開株式については、市場価格が存在せず、公正価値の見積りに過剰な費用を要するため、原則として公正価値の見積りを行っていない。当該株式の連結貸借対照表計上額は、平成20年3月31日現在54,898百万円、平成21年3月31日現在53,325百万円である。</p>				

(単位 百万円)

摘 要

注28. 公正価値

当社は、公正価値の測定において、市場で観測可能な指標の利用を、観測不可能な指標の利用に優先している。使用した指標により、測定した公正価値を下記の3つのレベルへ分類している。

レベル1

活発な市場における同一資産及び負債の市場価格

レベル2

活発な市場における類似資産及び負債の市場価格、活発でない市場における同一又は類似の資産及び負債に対する投げ売りでない市場価格、及び主として市場で観測可能な指標によって算出される評価額

レベル3

観測不可能な指標によって算出される評価額

有価証券及び投資有価証券

市場価格で公正価値を測定できる有価証券及び投資有価証券は、レベル1に分類される。レベル1の有価証券及び投資有価証券は上場株式、日本国債券又は米国債券等の負債証券等の売却可能証券が含まれる。有価証券及び投資有価証券の活発な市場が存在しない場合、類似の有価証券及び投資有価証券の市場価格及び同一又は類似の有価証券及び投資有価証券に対する投げ売りでない市場価格、観測可能な金利及び利回り曲線、クレジット・スプレッド又はデフォルト率を含むその他関連情報によって公正価値を決定している。これらの投資はレベル2に分類される。レベル2の有価証券及び投資有価証券には、短期投資と相対で取引される上場株式、投資信託、相対で取引される負債証券及びマネー・マーケット・ファンド等の売却可能証券が含まれる。稀に有価証券及び投資有価証券の公正価値を測定する為の重要な指標が観測不可能である場合、当社は主に収益アプローチ又は市場アプローチを使用し、金融機関が提供する関連情報を検証する。これらの投資は、レベル3に分類される。レベル3の有価証券及び投資有価証券には、取引が殆ど行われていない私募債及び仕組債等の売却可能証券が含まれる。

金融派生商品

活発な市場での終値で測定できる金融派生商品は、レベル1に分類される。大部分の金融派生商品は、当社では活発な市場として考えていない相対取引で取引される。投げ売りでない市場価格、活発でない市場での価格、観測可能な金利及び利回り曲線や外国為替及び商品の先物及びスポット価格を用いたモデルに基づき測定される金融派生商品は、レベル2に分類される。レベル2に分類される金融派生商品には、金利スワップ、通貨スワップ、外国為替及び商品の先物及びオプション契約が含まれる。稀に金融派生商品の公正価値を測定する為の重要な指標が観測不可能である場合、当社は主に収益アプローチ又は市場アプローチを使用し、金融機関が提供する関連情報を検証する。これらの金融派生商品は、レベル3に分類される。

証券化に関連して留保された劣後の權益

投げ売り価格でない市場での直近の取引価格を含む観測可能な指標で公正価値が決定される場合、レベル2に分類される。重要な指標が観測不可能である場合、加重平均契約期間、予想貸倒率及び割引率を含む経済的仮定を基に公正価値を測定しており、レベル3に分類される。

平成21年3月31日現在の継続的に測定している資産及び負債の公正価値は、以下のとおりである。

	当期末残高	公正価値の階層毎の残高		
		レベル1	レベル2	レベル3
<b>資産</b>				
有価証券及び投資有価証券	167,187	129,006	11,649	26,532
金融派生商品	40,249	-	40,249	-
証券化に関連して留保された劣後の權益	123,465	-	-	123,465
	<u>合計 330,901</u>	<u>合計 129,006</u>	<u>合計 51,898</u>	<u>合計 149,997</u>
<b>負債</b>				
金融派生商品	15,547	-	15,547	-

(単位 百万円)

摘 要

第140期連結会計年度において、継続的に測定されるレベル3に含まれる資産及び負債の変動は、以下のとおりである。

	レベル3に含まれる資産の変動		
	有価証券 及び 投資有価証券	証券化に関連 して留保された 劣後の権益	合計
期首残高	46,324	133,271	179,595
購入・売却・発行・決済	16,662	9,402	26,064
実現損益及び未実現損益			
損益(注)	2,928	3,592	664
その他包括利益(損失)	202	3,996	4,198
期末残高	26,532	123,465	149,997
期末日時時点で保有する資産に含まれる未実現損益の変動による損益 合計	2,685	3,408	723

(注)第140期連結会計年度において連結損益計算書に含まれるレベル3資産及び負債の損益は、雑収益又は雑支出に計上されている。

公正価値の測定が継続的でないが、第140期連結会計年度において減損損失を認識したことにより、公正価値で評価した資産は、上記の表には含まれていない。当社は公正価値の下落が一時的でないとして判断したものについて、連結貸借対照表に計上されている持分法投資及び原価法投資の減損損失を認識している。第140期連結会計年度において、持分法投資の減損損失は11,219百万円及び原価法投資の減損損失は5,877百万円であり、連結損益計算書上の雑損失に計上されている。平成21年3月31日現在の減損損失を計上した持分法投資の連結貸借対照表計上額は11,831百万円であり、レベル1に分類される。平成21年3月31日現在の減損損失を計上した原価法投資の連結貸借対照表計上額のうち、2,044百万円はレベル2に分類され、1,068百万円はレベル3に分類される。当社は、収益アプローチ、業績見通し、市況及び経営計画を基にした観測不能な指標を使用してレベル3の資産を評価している。

(単位 百万円)

摘 要

注29 . 合併及び買収

当会社は、平成21年1月14日に、安定的な資本関係の構築と通信・映像関連及び放送システム事業等の分野での連携強化を目的として、持分法適用会社である(株)日立国際電気の株式を公開買付けにより追加取得し、子会社とすることを公表した。(株)日立国際電気は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議した。当該買付価格は普通株式1株につき780円であり、(株)日立国際電気の普通株式の市場価格、財務状況、将来収益及び第三者算定機関による(株)日立国際電気の株式価値評価等の諸要素を総合的に勘案して算定したもので、(株)日立国際電気の株式の東京証券取引所市場第一部における平成21年1月13日までの過去3ヶ月間の株価終値の単純平均値に約77%のプレミアムを加えた価格である。当公開買付けは平成21年1月26日から平成21年3月11日の間に行われ、当会社は、買付予定数の上限である13,406,000株を総額10,456百万円で買い付けた。この結果、(株)日立国際電気の総株主の議決権に対する所有割合は38.8%から51.6%に増加したため、(株)日立国際電気は当会社の子会社となった。第140期連結会計年度の連結貸借対照表には、(株)日立国際電気の平成21年3月31日現在の資産及び負債が含まれている。また、(株)日立国際電気の株式の追加取得日から平成21年3月31日までの経営成績は重要ではなく、平成21年4月1日以降の経営成績は、第141期連結会計年度の連結損益計算書に含まれる。

当公開買付けにより取得した資産及び引継いだ負債の取得日における公正価値は、算定中である。

平成19年4月1日及び平成20年4月1日時点で当公開買付けが行われたと仮定した場合の、第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度の売上高、当期純損失及び1株当たり利益情報に与える影響額は重要ではない。

当会社は、平成21年1月14日に、安定的な資本関係の構築とグローバル規模での事業拡大やリチウムイオン電池製品を中心とした研究開発面での連携強化を目的として、持分法適用会社である日立工機(株)の株式を公開買付けにより追加取得し、子会社とすることを公表した。日立工機(株)は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議した。当該買付価格は普通株式1株につき1,300円であり、日立工機(株)の普通株式の市場価格、財務状況、将来収益及び第三者算定機関による日立工機(株)の株式価値評価等の諸要素を総合的に勘案して算定したもので、日立工機(株)の普通株式の東京証券取引所市場第一部における平成21年1月13日までの過去3ヶ月間の株価終値の単純平均値に約77%のプレミアムを加えた価格である。当公開買付けは平成21年1月26日から平成21年3月9日の間に行われ、当会社は、買付予定数の上限である12,473,000株を総額16,214百万円で買い付けた。この結果、日立工機(株)の総株主の議決権に対する所有割合は38.9%から51.2%に増加したため、日立工機(株)は当会社の子会社となった。第140期連結会計年度の連結貸借対照表には、日立工機(株)の平成21年3月31日現在の資産及び負債が含まれている。また、日立工機(株)の株式の追加取得日から平成21年3月31日までの経営成績は重要ではなく、平成21年4月1日以降の経営成績は、第141期連結会計年度の連結損益計算書に含まれる。

当公開買付けにより取得した資産及び引継いだ負債の取得日における公正価値は、算定中である。

平成19年4月1日及び平成20年4月1日時点で当公開買付けが行われたと仮定した場合の、第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度の売上高、当期純損失及び1株当たり利益情報に与える影響額は重要ではない。

(単位 百万円)

摘 要

注30 . ストックオプション制度

当会社及び一部の子会社は、ストックオプション制度を導入している。当会社のストックオプション制度では、取締役、執行役及び一部の従業員に対して、当会社の普通株式を購入するストックオプションが与えられている。当ストックオプション制度の下では、新株予約権は権利付与日における当会社株式の市場価格より高い権利行使価格で付与されており、その行使期間は権利付与日から1年間が経過した日から3年間である。

第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度において、ストックオプション制度に係る費用は僅少であった。

当会社は、新たな権利付与は行わないことを方針としており、第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度において、ストックオプションを付与していない。

第140期連結会計年度における当会社のストックオプションの異動は、下記のとおりである。

	株数	加重平均 行使価格	加重平均 残存契約期間	本源的価値 総額
期首残高	1,089,000株	747円		
権利行使	46,000	717		
権利失効	135,000	719		
権利行使期間終了	497,000	781		
期末残高	411,000株	719円	0.3年	-
期末行使可能残高	411,000株	719円	0.3年	-

平成21年3月31日現在付与されているストックオプションの行使価格は719円である。第139期連結会計年度及び第140期連結会計年度において、行使されたオプションの本源的価値総額はそれぞれ74百万円及び1百万円であり、ストックオプションの行使により受領した現金はそれぞれ238百万円及び33百万円である。

(単位 百万円)

摘 要

注31. セグメント情報

【事業の種類別セグメント情報】

第139期連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

	情報通信システム	電子デバイス	電力・産業システム	デジタルメディア・民生機器	高機能材料	物流及びサービス他	金融サービス	計	消去又は全社	連結
売上高	2,761,137	1,293,517	3,568,151	1,504,692	1,875,018	1,271,465	445,400	12,719,380	1,492,645	11,226,735
営業費用	2,645,032	1,239,471	3,429,696	1,614,606	1,734,011	1,243,595	419,919	12,326,330	1,445,111	10,881,219
営業損益	116,105	54,046	138,455	109,914	141,007	27,870	25,481	393,050	47,534	345,516
資産	1,906,166	814,541	3,075,509	889,112	1,525,754	981,447	2,294,020	11,486,549	955,702	10,530,847
減価償却費	195,578	40,625	130,658	69,192	86,947	31,717	125,796	680,513	7,093	687,606
減損損失	442	392	9,298	68,791	7,172	876	578	87,549	-	87,549
資本的支出	152,941	30,688	194,071	95,698	115,533	48,256	570,316	1,207,503	55,939	1,151,564

(注) 1. 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品・サービスの名称

当グループの事業は極めて広範に亘るが、当グループの損益集計区分、関連する資産等及び経営管理の区分を基本として、製品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性を勘案して、総合的に系列化し区分している。

各事業区分に属する主要な製品・サービスの名称

(1) 情報通信システム

システムインテグレーション、アウトソーシング、ソフトウェア、ハードディスクドライブ、ディスクアレイ装置、サーバ、汎用コンピュータ、パソコン、通信機器、ATM(現金自動取引装置)

(2) 電子デバイス

液晶ディスプレイ、半導体製造装置、計測・分析装置、医療機器、半導体

(3) 電力・産業システム

原子力発電機器、火力発電機器、水力発電機器、産業用機械・プラント、自動車機器、建設機械、エレベーター、エスカレーター、鉄道車両

(4) デジタルメディア・民生機器

光ディスクドライブ、プラズマテレビ、液晶テレビ、液晶プロジェクター、携帯電話、ルームエアコン、冷蔵庫、洗濯機、情報記録媒体、電池、業務用空調機器

(5) 高機能材料

電線・ケーブル、伸銅品、半導体用材料、配線板・関連材料、有機・無機化学材料、合成樹脂加工品、ディスプレイ用材料、高級特殊鋼、磁性材料・部品、高級鋳物部品

(6) 物流及びサービス他

電気・電子機器の販売、システム物流、不動産の管理・売買・賃貸

(7) 金融サービス

リース、ローン、生命・損害保険代理業

2. 各セグメントの売上高は、セグメント間内部売上高を含んでいる。

3. 営業費用のうち「消去又は全社」に含めた親会社のコーポレート部門に係る費用は、67,789百万円であり、その主な内容は、グループ戦略本部、監査室、財務一部、財務二部、労政人事部及び法務本部等、親会社のコーポレート部門に係る費用である。

4. 資産のうち「消去又は全社」に含めた資産の金額は、2,879,799百万円であり、その主な内容は親会社の現金及び現金等価物、短期投資、投資及び貸付金、繰延税金資産、並びに親会社のコーポレート部門に係る資産等である。

5. 注1.(8)に記載のとおり、第139期連結会計年度より有形固定資産の減価償却について変更を行っている。この変更により、従来の方と比べて、営業費用は、情報通信システム部門で5,059百万円、電子デバイス部門で3,035百万円、電力・産業システム部門で11,971百万円、デジタルメディア・民生機器部門で5,158百万円、高機能材料部門で11,248百万円、物流及びサービス他部門で1,759百万円、金融サービス部門で9百万円、消去又は全社で140百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少している。

(単位 百万円)

摘 要										
第140期連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)										
	情報通信システム	電子デバイス	電力・産業システム	デジタルメディア・民生機器	高機能材料	物流及びサービス他	金融サービス	計	消去又は全社	連結
売上高	2,594,450	1,151,066	3,310,544	1,261,501	1,556,886	1,089,971	412,040	11,376,458	1,376,089	10,000,369
営業費用	2,417,821	1,123,744	3,286,299	1,367,064	1,529,109	1,066,908	401,830	11,192,775	1,319,552	9,873,223
営業損益	176,629	27,322	24,245	105,563	27,777	23,063	10,210	183,683	56,537	127,146
資産	1,839,101	653,329	3,052,176	669,856	1,231,562	1,030,098	2,366,909	10,843,031	1,439,322	9,403,709
減価償却費	180,010	37,553	136,443	55,822	88,282	33,072	118,976	650,158	6,765	656,923
減損損失	21,139	1,269	32,961	57,995	12,888	647	1,501	128,400	-	128,400
資本的支出	135,383	35,154	198,333	46,788	112,595	36,508	423,217	987,978	23,557	964,421

(注) 1. 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品・サービスの名称

当グループの事業は極めて広範に亘るが、当グループの損益集計区分、関連する資産等及び経営管理の区分を基本として、製品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性を勘案して、総合的に系列化し区分している。

各事業区分に属する主要な製品・サービスの名称

(1) 情報通信システム

システムインテグレーション、アウトソーシング、ソフトウェア、ハードディスクドライブ、ディスクアレイ装置、サーバ、汎用コンピュータ、通信機器、ATM(現金自動取引装置)

(2) 電子デバイス

液晶ディスプレイ、半導体製造装置、計測・分析装置、医療機器、半導体

(3) 電力・産業システム

原子力発電機器、火力発電機器、水力発電機器、産業用機械・プラント、自動車機器、建設機械、エレベーター、エスカレーター、鉄道車両、電動工具

(4) デジタルメディア・民生機器

光ディスクドライブ、プラズマテレビ、液晶テレビ、液晶プロジェクター、携帯電話、ルームエアコン、冷蔵庫、洗濯機、情報記録媒体、電池、業務用空調機器

(5) 高機能材料

電線・ケーブル、伸銅品、半導体用材料、配線板・関連材料、有機・無機化学材料、合成樹脂加工品、ディスプレイ用材料、高級特殊鋼、磁性材料・部品、高級鋳物部品

(6) 物流及びサービス他

電気・電子機器の販売、システム物流、不動産の管理・売買・賃貸

(7) 金融サービス

リース、ローン、生命・損害保険代理業

2. 各セグメントの売上高は、セグメント間内部売上高を含んでいる。

3. 営業費用のうち「消去又は全社」に含めた親会社のコーポレート部門に係る費用は、68,361百万円であり、その主な内容は、グループ戦略本部、監査室、財務一部、財務二部、労政人事部及び法務本部等、親会社のコーポレート部門に係る費用である。

4. 資産のうち「消去又は全社」に含めた資産の金額は、2,394,872百万円であり、その主な内容は親会社の現金及び現金等価物、短期投資、投資及び貸付金、並びに親会社のコーポレート部門に係る資産等である。

(単位 百万円)

摘 要								
【所在地別セグメント情報】								
第139期連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)								
	国内	アジア	北米	欧州	その他の地域	計	消去又は全社	連結
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	7,436,999	1,771,600	962,267	826,188	229,681	11,226,735	-	11,226,735
(2)セグメント間の内部売上高	1,459,260	637,719	123,841	60,650	39,841	2,321,311	2,321,311	-
計	8,896,259	2,409,319	1,086,108	886,838	269,522	13,548,046	2,321,311	11,226,735
営業費用	8,596,627	2,376,299	1,063,021	865,263	256,128	13,157,338	2,276,119	10,881,219
営業損益	299,632	33,020	23,087	21,575	13,394	390,708	45,192	345,516
資産	8,472,391	1,310,922	674,970	968,552	159,048	11,585,883	1,055,036	10,530,847

(注) 1. 国または地域の区分の方法は地理的近接度によっている。  
2. 各区分に属する主な国または地域  
(1) ア ジ ア・・・シンガポール、中国  
(2) 北 米・・・米国、カナダ  
(3) 欧 州・・・イギリス、ドイツ  
(4) その他の地域・・・オセアニア、南米  
3. 営業費用のうち「消去又は全社」に含めた親会社のコーポレート部門に係る費用は、67,789百万円であり、その主な内容は、グループ戦略本部、監査室、財務一部、財務二部、労政人事部及び法務本部等、親会社のコーポレート部門に係る費用である。  
4. 資産のうち「消去又は全社」に含めた資産の金額は、2,879,799百万円であり、その主な内容は親会社の現金及び現金等価物、短期投資、投資及び貸付金、繰延税金資産、並びに親会社のコーポレート部門に係る資産等である。  
5. 注1.(8)に記載のとおり、第139期連結会計年度より有形固定資産の減価償却について変更を行っている。この変更により、従来の方法と比較して、営業費用は、国内部門で38,239百万円、消去又は全社で140百万円増加し、営業利益はそれぞれ同額減少している。

第140期連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

	国内	アジア	北米	欧州	その他の地域	計	消去又は全社	連結
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	6,683,143	1,542,526	852,100	738,662	183,938	10,000,369	-	10,000,369
(2)セグメント間の内部売上高	1,302,509	591,611	121,325	51,318	8,367	2,075,130	2,075,130	-
計	7,985,652	2,134,137	973,425	789,980	192,305	12,075,499	2,075,130	10,000,369
営業費用	7,911,282	2,057,395	966,243	807,109	182,871	11,924,900	2,051,677	9,873,223
営業損益	74,370	76,742	7,182	17,129	9,434	150,599	23,453	127,146
資産	8,011,421	1,158,234	555,602	861,242	142,738	10,729,237	1,325,528	9,403,709

(注) 1. 国または地域の区分の方法は地理的近接度によっている。  
2. 各区分に属する主な国または地域  
(1) ア ジ ア・・・シンガポール、中国  
(2) 北 米・・・米国、カナダ  
(3) 欧 州・・・イギリス、ドイツ  
(4) その他の地域・・・オセアニア、南米、中近東、アフリカ  
3. 営業費用のうち「消去又は全社」に含めた親会社のコーポレート部門に係る費用は、68,361百万円であり、その主な内容は、グループ戦略本部、監査室、財務一部、財務二部、労政人事部及び法務本部等、親会社のコーポレート部門に係る費用である。  
4. 資産のうち「消去又は全社」に含めた資産の金額は、2,394,872百万円であり、その主な内容は親会社の現金及び現金等価物、短期投資、投資及び貸付金、並びに親会社のコーポレート部門に係る資産等である。

(単位 百万円)

摘 要					
<b>【海外売上高】</b>					
第139期連結会計年度(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)					
	アジア	北米	欧州	その他の地域	計
海外売上高	2,167,171	1,023,713	1,073,877	477,478	4,742,239
連結売上高	-	-	-	-	11,226,735
連結売上高に占める 海外売上高の比率	19.3%	9.1%	9.6%	4.2%	42.2%
(注) 1. 国または地域の区分の方法は地理的近接度によっている。 2. 各区分に属する主な国または地域 (1) ア ジ ア・・・シンガポール、中国 (2) 北 米・・・米国、カナダ (3) 欧 州・・・イギリス、ドイツ (4) その他の地域・・・オセアニア、南米					
第140期連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)					
	アジア	北米	欧州	その他の地域	計
海外売上高	1,911,290	899,550	904,425	423,656	4,138,921
連結売上高	-	-	-	-	10,000,369
連結売上高に占める 海外売上高の比率	19.1%	9.0%	9.0%	4.3%	41.4%
(注) 1. 国または地域の区分の方法は地理的近接度によっている。 2. 各区分に属する主な国または地域 (1) ア ジ ア・・・シンガポール、中国 (2) 北 米・・・米国、カナダ (3) 欧 州・・・イギリス、ドイツ (4) その他の地域・・・オセアニア、南米、中近東、アフリカ					

## 【四半期連結財務諸表】

## 【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	第141期第1四半期 連結会計期間末 (平成21年6月30日)	第140期連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び現金等価物	567,918	807,926
短期投資(注2)	16,859	8,654
受取手形(注3及び11)	102,372	105,218
売掛金(注3)	1,767,243	2,028,060
リース債権	178,852	170,340
棚卸資産(注4)	1,479,486	1,456,271
その他の流動資産	539,348	488,930
流動資産合計	4,652,078	5,065,399
投資及び貸付金(注2)	721,143	693,487
有形固定資産		
土地	467,028	464,935
建物及び構築物	1,940,272	1,915,992
機械装置及びその他の有形固定資産	5,693,623	5,640,623
建設仮勘定	73,862	86,842
減価償却累計額	5,789,230	5,714,446
有形固定資産合計	2,385,555	2,393,946
その他の資産(注5)	1,249,970	1,250,877
資産合計	9,008,746	9,403,709
負債の部		
流動負債		
短期借入金	931,850	998,822
償還期長期債務	468,521	531,635
支払手形	28,997	39,811
買掛金	964,370	1,138,770
未払費用(注11)	792,567	878,454
未払税金	25,542	24,689
前受金	417,959	386,519
その他の流動負債	559,981	623,204
流動負債合計	4,189,787	4,621,904
長期債務	1,369,311	1,289,652
退職給付債務	1,046,438	1,049,597
その他の負債	260,516	263,204
負債合計	6,866,052	7,224,357
資本の部		
株主資本(注10)		
資本金(注8)	282,033	282,033
資本剰余金	559,941	560,066
利益剰余金	737,775	820,440
その他の包括損失累計額(注10)	536,068	586,351
自己株式(注9)	26,182	26,237
株主資本合計	1,017,499	1,049,951
非支配持分(注10)	1,125,195	1,129,401
資本合計	2,142,694	2,179,352
負債及び資本合計	9,008,746	9,403,709

【四半期連結損益計算書】

第1四半期連結累計期間

(単位:百万円)

	第140期第1四半期 連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	第141期第1四半期 連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	2,543,495	1,892,901
売上原価	1,955,935	1,460,255
売上総利益	587,560	432,646
販売費及び一般管理費	509,867	483,242
営業利益(損失)	77,693	50,596
営業外収益		
受取利息	7,313	2,694
受取配当金	3,626	2,858
持分法利益	4,280	-
持分変動利益	360	183
雑収益(注14)	12,969	1,717
営業外収益合計	28,548	7,452
営業外費用		
支払利息	9,600	7,034
持分法損失	-	16,442
長期性資産の減損(注12)	2,765	470
事業構造改善費用(注13)	3,327	9,233
雑損失(注14)	6,934	4,505
営業外費用合計	22,626	37,684
税引前四半期純利益(損失)	83,615	80,828
法人税等(注6)	29,235	9,939
非支配持分控除前四半期純利益(損失)	54,380	90,767
非支配持分帰属利益(損失)	22,823	8,102
当社に帰属する四半期純利益(損失)	31,557	82,665
1株当たり利益(注16)		
1株当たり当社に帰属する四半期純利益(損失)	9.49円	24.87円
潜在株式調整後1株当たり当社に帰属する四半期純利益(損失)	9.08円	24.87円

## 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:百万円)

	第140期第1四半期 連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	第141期第1四半期 連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動に関するキャッシュ・フロー		
非支配持分控除前四半期純利益(損失)	54,380	90,767
非支配持分控除前四半期純利益(損失)から営業活動に関するキャッシュ・フローへの調整		
有形固定資産減価償却費	122,453	109,286
無形資産償却費	33,912	27,147
長期性資産の減損	2,765	470
持分法損益	4,280	16,442
投資有価証券等の売却損益	706	1,214
投資有価証券の評価損	5,312	1,201
賃貸資産及びその他の有形固定資産の売却等損益	2,670	4,854
売上債権の減少	271,454	316,041
棚卸資産の増加	187,825	10,204
その他の流動資産の増加	26,905	32,685
買入債務の減少	157,701	211,477
未払費用及び退職給付債務の減少	131,030	87,885
未払税金の減少	40,161	14,533
その他の流動負債の増加または減少	93,202	42,674
当会社及び子会社の製品に関するリース債権の増加または減少	693	823
その他	13,606	4,027
営業活動に関するキャッシュ・フロー	51,839	12,794
投資活動に関するキャッシュ・フロー		
短期投資の増加	67	5,919
有形固定資産(除く賃貸資産)の取得	113,335	84,464
賃貸資産の取得	112,663	64,736
リース債権の回収	79,984	33,868
賃貸資産及びその他の有形固定資産の売却	7,110	5,932
投資有価証券等の売却	34,902	4,379
投資有価証券等の取得	22,885	6,325
ソフトウェアの取得	32,067	23,742
その他	9,431	10,437
投資活動に関するキャッシュ・フロー	149,590	151,444
財務活動に関するキャッシュ・フロー		
短期借入金の増加または減少	46,935	82,434
社債及び長期借入金による調達	88,576	152,617
社債及び長期借入金の返済	59,289	137,789
子会社の株式発行	1,876	69
当社株主に対する配当金の支払	9,997	124
非支配持分に対する配当金の支払	12,025	12,640
自己株式の取得	244	46
自己株式の売却	55	53
その他	203	515
財務活動に関するキャッシュ・フロー	55,684	80,809
現金及び現金等価物に係る為替換算調整額	452	5,039
現金及び現金等価物の減少額	41,615	240,008
現金及び現金等価物の期首残高	560,960	807,926
現金及び現金等価物の四半期末残高	519,345	567,918

[次へ](#)

## 注 記 事 項

### 注 1 . 主要な会計方針についての概要

#### (1) 四半期連結会計方針

当社は、米国において昭和38年7月に米国預託証券の形で株式を公募時価発行したことに伴い、昭和38年度から米国1933年証券法及び米国1934年証券取引所法に基づいて、米国で一般に認められた会計原則（会計原則審議会の意見書（以下「意見書」という。））、財務会計基準審議会の基準書（以下「基準書」という。）及び解釈指針（以下「解釈指針」という。）等）及び報告様式に基づいた連結財務諸表を作成し、米国証券取引委員会に提出している。また、四半期連結財務諸表についても、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定に従い米国で一般に認められた会計原則に基づいて作成し、米国証券取引委員会に提出している。

なお、セグメント情報は、四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しており、基準書第131号「企業のセグメント及び関連情報の開示」により要求されているセグメント別財務報告（Segment Information）は作成していないが、平成20年9月に米国証券取引委員会から「外国発行会社の報告強化」規則が公表されたことにより、当社は、第141期連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）に係る連結財務諸表の開示から遡及的に本基準書を適用する。

当社の四半期連結財務諸表における連結対象会社は、当会社、子会社及び連結対象会社が主たる受益者となるすべての変動持分事業体である。変動持分事業体は解釈指針第46号（2003年12月改訂）「変動持分事業体の連結（会計調査公報第51号解釈指針）」に定義されており、本解釈指針は、議決権以外の手段を通じて支配している事業体の判定及び当該事業体の連結に関して規定している。

また、一部の子会社において所在国の法令に準拠するため、または適時の報告をするために、決算日に6月30日から93日以内の差異があるが、それらの期間における財政状態及び経営成績に重要な影響を与える取引はない。連結会社間の重要な勘定残高及び取引はすべて消去している。

当社が経営方針や財務方針に重要な影響力を行使できる20%以上50%以下の議決権を保有する関連会社への投資及び共同事業体への投資は、持分法により評価しており、また、重要な影響力を有していない会社への投資は原価法により評価している。

当社は、四半期連結財務諸表の作成に際し、資産及び負債の報告に関して、また偶発的資産及び負債の開示に関して、多くの見積り及び仮定を行っている。実際の数値はこれらの見積り及び仮定と異なることがありうる。

当社が採用している米国で一般に認められた会計原則とわが国における会計処理の原則及び手続き並びに四半期連結財務諸表の表示方法との主要な相違点は、次のとおりであり、金額的に重要性のある項目については、わが国の基準に基づいた場合の連結税引前四半期純利益（損失）に対する影響額をあわせて開示している。

- (イ) 連結対象範囲は主として議決権所有割合及び解釈指針第46号（2003年12月改訂）に基づいて決定している。実質支配力基準及び実質影響力基準によった場合、連結対象会社及び関連会社の範囲の相違が生じるが、その影響額は僅少である。
- (ロ) 割賦販売及び延払条件付販売に係る収益については、製品引渡し時に全額計上しており、本会計処理による連結税引前四半期純利益（損失）影響額は、第140期第1四半期連結累計期間103百万円（利益の減額）、第141期第1四半期連結累計期間146百万円（損失の減額）である。
- (ハ) 売上先が賃貸資産として使用することを前提とした買戻条件付販売については、売上先の賃貸収入の回収を基準として収益を認識しており、本会計処理による連結税引前四半期純利益（損失）影響額は、第140期第1四半期連結累計期間1,071百万円（利益の増額）、第141期第1四半期連結累計期間512百万円（損失の減額）である。
- (ニ) 新株発行費は税効果調整を行った後、資本剰余金より控除しており、本会計処理による連結税引前四半期純利益（損失）影響額は、第140期第1四半期連結累計期間、第141期第1四半期連結累計期間いずれもなしである。
- (ホ) 企業結合の会計処理はパーチェス法によっており、のれんについては、基準書第142号「のれん及びその他の無形資産」を適用している。また、持分法ののれんについては、意見書第18号「普通株式への投資に対する持分法による会計処理」及び基準書第142号を適用している。本会計処理による連結税引前四半期純利益（損失）影響額は、のれんまたは持分法ののれん計上時に一括償却した場合、第140期第1四半期連結累計期間4,325百万円（利益の増額）、第141期第1四半期連結累計期間は影響額なしである。

- (ハ) 財務会計基準審議会の発生問題専門委員会第91-5号「資金移動を伴わない株式交換」は、被合併会社の株式を新会社株式と交換した場合、保有している被合併会社株式の未実現評価損益を損益に認識することを規定しているが、本会計処理による連結税引前四半期純利益（損失）影響額は、第140期第1四半期連結累計期間、第141期第1四半期連結累計期間いずれもなしである。
- (ト) 年金制度及び退職一時金制度については、基準書第87号「雇用者の年金会計」及び基準書第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付に関する雇用主の会計（基準書第87号、88号、106号及び132号（改訂）の改訂）」を適用しており、年金債務調整額を計上しているが、連結税引前四半期純利益（損失）に対する影響額には、第140期第1四半期連結累計期間及び第141期第1四半期連結累計期間とも重要性がない。
- (チ) 厚生年金基金の代行部分返上については、基準書第88号「給付建年金制度の清算と縮小及び雇用終了給付の雇用者の会計」及び発生問題専門委員会第03-2号「日本の厚生年金基金代行部分返上についての会計」に従い、段階的に実施される代行返上の一連の手続きを、退職給付債務及び関連する年金資産の返還が完了した時点で制度の清算として会計処理することとしている。これに伴う連結税引前四半期純利益（損失）影響額は、第140期第1四半期連結累計期間199百万円（利益の増額）、第141期第1四半期連結累計期間199百万円（損失の減額）である。
- (リ) オペレーティング・リースのセール・アンド・リースバックに関する取引については基準書第28号「リースバックに伴う売却の会計」を適用しており、売却益を繰り延べ、リース期間に亘って認識している。本会計処理による連結税引前四半期純利益（損失）に対する影響額は、第140期第1四半期連結累計期間38百万円（利益の増額）、第141期第1四半期連結累計期間38百万円（損失の減額）である。
- (ヌ) 持分法により評価している投資が、原価法による評価に変更となった場合には、持分法適用時の帳簿価額を引き継いでいる。本会計処理による連結税引前四半期純利益（損失）に対する影響額は、第140期第1四半期連結累計期間、第141期第1四半期連結累計期間いずれもなしである。

(2) 四半期連結財務諸表作成にあたり適用した特有の会計処理

(イ) 税金費用

税金費用については、意見書第28号「期中財務報告」に従い、第141期連結会計年度の税引前当期純利益に対する実効税率を永久差異・税額控除・評価性引当金等を考慮して合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算している。なお、繰延税金資産の回収可能性についての判断を変更したことによる影響額は、判断を変更した四半期に全額認識している。

(3) 会計方針の変更

第141期第1四半期連結累計期間の期首より、基準書第141号（2007年改訂）「企業結合」及び基準書第160号「連結財務諸表上の非支配持分（会計調査公報第51号の改訂）」を適用している。これらの基準書は、企業結合の会計処理及び連結財務諸表上の非支配持分の報告を改善し、簡素化している。基準書第141号は、企業結合における取得企業が、被取得企業のすべての識別可能な取得資産、引受負債及び非支配持分の全体を、取得日における公正価値で認識することを要求している。また、基準書第160号は、子会社の非支配持分を連結財務諸表の資本の部に含めて報告すること、親会社による子会社の支配持分の変動にかかるすべての取引のうち、連結範囲からの除外の対象とならない取引を資本取引とすることを明らかにしている。これらの基準書の適用による第141期第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は、非支配持分の表示方法の変更による影響を除き、重要ではない。

第141期第1四半期連結累計期間の期首より、職員意見書 基準書第157-2号「基準書第157号の適用日」により基準書第157号「公正価値の測定」の適用が延期されていたのれん、その他の無形資産及びその他の長期性資産等の減損の測定並びに適用日以後に完了する企業結合における非金融資産及び非金融負債の公正価値の測定等に用いられる非金融資産及び非金融負債の非継続的な評価について、本基準書を適用している。本基準書の適用による四半期連結財務諸表に与える影響は重要ではない。

第141期第1四半期連結累計期間の期首より、職員意見書 意見書第14-1号「転換時に現金で決済可能な負債証券（一部現金決済を含む）の会計処理」を適用している。本意見書は、転換時に現金又はその他の資産で決済可能な負債証券の発行者に、負債部分と資本部分を分離して処理すること並びに発行後の会計期間に利息が認識される場合に発行者の非転換型負債の借入利率が反映されることを要求し、財務諸表に表示される会計年度に亘って遡及的に適用される。本意見書の適用による第141期第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は重要ではない。

第141期第1四半期連結累計期間の期首より、職員意見書 基準書第115-2号及び基準書第124-2号「一時的でない減損の認識及び表示」を適用している。本意見書は、負債証券の減損の認識と測定について従来のモデルを修正している。本意見書の下では、所有者に減損した負債証券を売却する意図がある場合、減損した負債証券の価格が回復する前に売却する必要性が生じると考える場合または負債証券の価格が償却原価まで回復する見込みがないと判断する場合に、一時的でない減損が発生したと考える必要がある。さらに、本意見書は、所有者が、減損した負債証券を売却する意図がなく、負債証券の価格が償却原価まで回復する前に売却する必要性が生じないと判断する場合における

信用損失に関連する一時的でない減損について、損益計算書における表示方法を変更している。信用損失部分は損益として認識され、減損の残りの部分はその他の包括利益または損失として計上される。本意見書の適用による第141期第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は重要ではない。

第141期第1四半期連結累計期間の期首より、職員意見書 基準書第157-4号「資産または負債の取引量及び頻度が著しく低下した場合における公正価値の決定及び通常でない取引の特定」を適用している。本意見書は、基準書第157号「公正価値の測定」に基づいた公正価値の見積もりに関連して、通常の市場活動において資産または負債の取引量及び頻度が著しく低下した場合の追加的なガイダンスを示している。また、本意見書は、ある取引が通常でないことを示す状況を特定するためのガイダンスを含んでいる。本意見書の適用による第141期第1四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に与える影響は重要ではない。

#### (4) 後発事象

基準書第165号「後発事象」を第141期第1四半期連結累計期間より適用している。第141期第1四半期連結累計期間の後発事象について、第1四半期の四半期報告書提出日である平成21年8月12日を最終日として評価している。

#### (5) 新会計基準

基準書第166号「金融資産の譲渡に関する会計（基準書第140号の改訂）」が平成21年6月に公表された。本基準書は、基準書第140号の適格特別目的会社の概念と、解釈指針第46号（2003年12月改訂）の適格特別目的会社に対する適用除外規定を廃止している。本基準書は、基準書第140号の財務構成要素アプローチを修正し、譲渡人が金融資産本体を譲渡しない場合、または金融資産に対する継続的関与を有する場合に、金融資産の一部又はその構成要素の認識を中止できる条件を限定し、さらに譲渡についての報告に関して「参加権益」の概念を規定している。さらに、本基準書は金融資産の譲渡及び譲渡人の継続的関与について、財務諸表利用者にとってより透明性の高い、改善された開示を要求している。本基準書は、平成21年11月16日以後に開始する会計年度及び当該会計年度の期中から適用される。本基準書の適用により当会社の財政状態及び経営成績に与える影響について検討中である。

基準書第167号「解釈指針第46号（改訂）の改訂」が平成21年6月に公表された。本基準書は、解釈指針第46号（2003年12月改訂）を改訂し、ある事業体が過少資本を有しているか、または議決権または類似の権利によって支配されない場合に、その事業体を連結すべきか否かの決定手法について規定している。事業体を連結すべきか否かの決定は、その事業体の設立目的や企図、及びその事業体の経済的実績に最も重要な影響を与える形でその事業体の活動を指導できる会社の能力等の定性的情報による。さらに、本基準書は変動持分事業体への会社の関与について、財務諸表利用者にとってより透明性の高い、改善された開示を要求している。本基準書は、平成21年11月16日以後に開始する会計年度及び当該会計年度の期中から適用される。本基準書の適用により当会社の財政状態及び経営成績に与える影響について検討中である。

#### (6) 組替再表示

第140期第1四半期連結累計期間と第140期連結会計年度末の連結財務諸表の一部は、第141期第1四半期連結累計期間と第141期第1四半期連結会計期間末の表示にあわせて組替再表示している。

第141期第1四半期連結累計期間の期首より、基準書第160号「連結財務諸表上の非支配持分（会計調査公報第51号の改訂）」を適用しており、従来、連結貸借対照表において負債の部及び資本の部から独立して表示していた少数株主持分を、非支配持分として資本の部に含めて表示している。また、本基準書の適用により、連結損益計算書の科目名を変更している。本基準書は表示について遡及的に適用されるため、第141期第1四半期連結累計期間と第141期第1四半期連結会計期間末の表示にあわせて第140期第1四半期連結累計期間と第140期連結会計年度末の連結財務諸表の表示を組替再表示している。

[次へ](#)

(単位 百万円)

摘 要	平成21年 6月30日	平成21年 3月31日
注2．有価証券及び関連会社投資		
平成21年 6月30日及び平成21年 3月31日現在における短期投資の内訳は、下記のとおりである。		
売却可能証券	16,709	8,478
償還期満期保有証券	82	82
トレーディング証券	68	94
合計	16,859	8,654
平成21年 6月30日及び平成21年 3月31日現在における投資及び貸付金の内訳は、下記のとおりである。		
投資有価証券		
売却可能証券	192,612	158,615
満期保有証券	204	204
原価法投資	49,008	53,325
関連会社投資	307,715	309,429
貸付金他	171,604	171,914
合計	721,143	693,487

平成21年 6月30日及び平成21年 3月31日現在における売却可能証券の取得原価、未実現評価益、未実現評価損及び公正価値は、下記のとおりである。

	平成21年 6月30日			
	取得原価	未実現評価益	未実現評価損	公正価値
短期投資計上分				
負債証券	11,350	12	37	11,325
その他の証券	5,380	4	-	5,384
合計	16,730	16	37	16,709
投資及び貸付金計上分				
持分証券	90,653	63,291	2,056	151,888
負債証券	28,895	2,069	347	30,617
その他の証券	10,035	182	110	10,107
合計	129,583	65,542	2,513	192,612
合計	146,313	65,558	2,550	209,321
	平成21年 3月31日			
	取得原価	未実現評価益	未実現評価損	公正価値
短期投資計上分				
負債証券	8,192	10	25	8,177
その他の証券	301	4	4	301
合計	8,493	14	29	8,478
投資及び貸付金計上分				
持分証券	89,965	34,800	4,331	120,434
負債証券	28,225	1,344	782	28,787
その他の証券	9,373	93	72	9,394
合計	127,563	36,237	5,185	158,615
合計	136,056	36,251	5,214	167,093

(単位 百万円)

摘 要				
平成21年6月30日及び平成21年3月31日現在における売却可能証券の未実現評価損及び公正価値の未実現損失が継続的に生じている期間別残高は、下記のとおりである。				
平成21年6月30日				
	12ヶ月未満		12ヶ月以上	
	公正価値	未実現評価損	公正価値	未実現評価損
短期投資計上分				
負債証券	2,340	27	1,991	10
その他の証券	-	-	-	-
	2,340	27	1,991	10
投資及び貸付金計上分				
持分証券	13,433	1,421	2,124	635
負債証券	2,601	82	8,304	265
その他の証券	-	-	344	110
	16,034	1,503	10,772	1,010
	合計 18,374	合計 1,530	合計 12,763	合計 1,020
平成21年3月31日				
	12ヶ月未満		12ヶ月以上	
	公正価値	未実現評価損	公正価値	未実現評価損
短期投資計上分				
負債証券	1,288	9	279	16
その他の証券	-	-	-	4
	1,288	9	279	20
投資及び貸付金計上分				
持分証券	21,836	3,092	4,336	1,239
負債証券	3,927	318	10,220	464
その他の証券	995	67	27	5
	26,758	3,477	14,583	1,708
	合計 28,046	合計 3,486	合計 14,862	合計 1,728
負債証券は、主として国債、地方債、外国政府債、銀行発行の社債及び事業債である。その他の証券は、主として投資信託である。				
売却可能証券の売却による資金収入は、第141期第1四半期連結累計期間557百万円である。これらの売却に伴う実現益は、第141期第1四半期連結累計期間152百万円である。				
平成21年6月30日現在における連結貸借対照表上の投資及び貸付金に区分される負債証券及びその他の証券の契約上の償還期別残高は、下記のとおりである。				
	満期保有目的の債券	売却可能証券	合 計	
5年以内	5	14,334	14,339	
5年超10年以内	199	2,532	2,731	
10年超	-	23,858	23,858	
	合計 204	合計 40,724	合計 40,928	
なお、上記には、発行者の選択権により償還されうる証券が含まれるため、実際の償還期は契約上の償還期と異なることがある。				
平成21年6月30日及び平成21年3月31日現在において原価法で評価している投資のうち、減損の評価を行わなかった投資の連結貸借対照表計上額は、それぞれ48,710百万円及び51,197百万円である。減損の評価を行わなかった理由は、主に投資先の市場価格が存在せず、公正価値の見積りに過剰な費用を要することから原則として公正価値の見積りを行っていないため及び投資先の公正価値を著しく毀損する事象や状況の変化が見られなかったためである。				

(単位 百万円)

摘 要	平成21年 6月30日			平成21年 3月31日		
注3．貸倒引当金控除額	46,094			46,486		
注4．棚卸資産 棚卸資産の内訳は下記のとおりである。						
製品	587,533			617,526		
半製品・仕掛品	663,082			610,297		
材料	228,871			228,448		
	合計 1,479,486			合計 1,456,271		
注5．のれん及びその他の無形資産 平成21年 6月30日及び平成21年 3月31日現在における、のれん及びその他の無形資産の残高は、下記のとおりである。						
	平成21年 6月30日			平成21年 3月31日		
	取得原価	償却累計	簿 価	取得原価	償却累計	簿 価
のれん	135,637	-	135,637	134,430	-	134,430
償却無形資産						
ソフトウェア	659,023	555,327	103,696	659,097	549,079	110,018
自社利用ソフトウェア	456,763	320,698	136,065	445,098	311,220	133,878
特許権	104,646	78,189	26,457	103,489	75,456	28,033
その他	134,253	94,697	39,556	132,926	92,834	40,092
合計	1,354,685	1,048,911	305,774	1,340,610	1,028,589	312,021
非償却無形資産	8,666	-	8,666	8,644	-	8,644
注6．法人税等 当会社の第141期連結会計年度における法定実効税率はおよそ40.6%であるが、第141期第1四半期連結累計期間の見積実効税率は、当会社を含む連結納税主体及び一部の子会社において、第141期連結会計年度に発生する繰越欠損金及び一時差異に係る繰延税金資産に対して、第141期連結会計年度末に必要なとされる評価性引当金の影響額を含んでいるため、税金充当率が法定実効税率と乖離している。						
注7．退職給付債務 第140期第1四半期連結累計期間及び第141期第1四半期連結累計期間の純退職給付費用の内訳は、下記のとおりである。						
	第140期 第1四半期 連結累計期間			第141期 第1四半期 連結累計期間		
勤務費用	18,330			17,990		
利息費用	13,782			13,546		
制度資産期待運用収益	11,498			8,060		
過去勤務債務償却額	5,574			5,635		
数理計算上の差異償却額	17,017			24,658		
確定拠出年金制度移行影響額	2,750			40		
従業員拠出額	54			25		
純退職給付費用	29,253			42,514		

[前へ](#) [次へ](#)

(単位 百万円)

摘 要	平成21年 6月30日	平成21年 3月31日	
注8．普通株式 発行済株式の総数	3,368,126,056株	3,368,126,056株	
注9．自己株式 自己株式数	43,950,095株	43,973,964株	
注10．資本 第140期第1四半期連結累計期間及び第141期第1四半期連結累計期間の株主資本、非支配持分及び資本合計の変動は、下記のとおりである。			
	第140期第1四半期連結累計期間		
	株主資本	非支配持分	
	資本合計		
期首残高	2,170,612	1,142,508	3,313,120
当社株主に対する配当金	9,973	-	9,973
非支配持分に対する配当金	-	12,025	12,025
資本取引及びその他	502	168	334
包括利益			
四半期純利益	31,557	22,823	54,380
その他の包括利益（損失）			
為替換算調整額	19,417	1,639	17,778
年金債務調整額	4,750	523	5,273
有価証券未実現保有損益純額	10,695	2,170	12,865
金融派生商品に関わる損益純額	150	1,322	1,472
四半期包括利益	27,435	25,833	53,268
期末残高	2,188,576	1,156,148	3,344,724
	第141期第1四半期連結累計期間		
	株主資本	非支配持分	資本合計
期首残高	1,049,951	1,129,401	2,179,352
非支配持分に対する配当金	-	12,640	12,640
資本取引及びその他	204	1,607	1,811
包括利益（損失）			
四半期純損失	82,665	8,102	90,767
その他の包括利益（損失）			
為替換算調整額	25,219	5,869	31,088
年金債務調整額	9,314	3,066	12,380
有価証券未実現保有損益純額	15,941	5,250	21,191
金融派生商品に関わる損益純額	465	744	279
四半期包括利益（損失）	32,656	6,827	25,829
期末残高	1,017,499	1,125,195	2,142,694
平成21年 6月30日及び平成21年 3月31日現在のその他の包括損失累計額は、下記のとおりである。			
為替換算調整額	155,402	179,737	
年金債務調整額	394,564	405,082	
有価証券未実現保有損益純額	15,906	12	
金融派生商品に関わる損益純額	2,008	1,544	
その他の包括損失累計額	536,068	586,351	

[前へ](#) [次へ](#)

(単位 百万円)

摘 要	平成21年 6 月30日	平成21年 3 月31日
注11. コミットメント及び偶発債務		
受取手形割引高	2,851	3,877
受取手形裏書譲渡高	3,131	3,807

一部の子会社は、輸出債権譲渡に伴う遡求義務を負っている。平成21年 6 月30日現在の遡求義務の伴う輸出債権譲渡高は15,709百万円である。

当会社及び一部の子会社は、関連会社及び第三者に関する債務保証を行っている。平成21年 6 月30日現在の債務保証残高は58,059百万円である。

また、日立キャピタル㈱及びその子会社は、提携ローン販売等に係る顧客に対する債務保証を行っている。平成21年 6 月30日現在のローン保証債務残高は432,987百万円である。これらの保証をするに当たっては、保証額に見合う担保を受け入れており、損失を被るリスクは低いと考えている。なお、これらの保証を引き受けたことにより発生した負債を12,060百万円認識している。

平成21年 6 月30日現在、日立キャピタル㈱及びその子会社は、クレジットカード業務に付帯するキャッシング業務、事務代行に係る立替業務等を行っている。また当会社及び日立キャピタル㈱は、関連会社等に対する貸出コミットメントを行っている。当該業務等における貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は、下記のとおりである。

貸出コミットメント

事務代行に係る立替業務	340,000
クレジットカード業務に付帯するキャッシング業務等	296,152
貸出実行残高	4,359
差引額	<u>631,793</u>

なお、上記契約においては、必ずしも全額が貸出実行されるものではない。

当会社及び一部の子会社は、事業活動の効率的な資金調達を行うため金融機関との間で貸出コミットメント契約を締結している。平成21年 6 月30日現在における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は636,737百万円であり、その大部分は当会社の借入未実行残高である。当会社は、複数の銀行とコミットメントライン契約を結んでおり、対価として手数料を支払っている。契約期間は通常 1 年単位で、期間終了時には契約を更新している。平成21年 6 月30日現在のこれらの契約に関する借入未実行残高は200,000百万円である。その他に当会社は、契約期間が 3 年で、平成22年 2 月を期限としたコミットメントライン契約を複数の金融機関と結んでおり、平成21年 6 月30日現在の本契約に関する借入未実行残高は363,000百万円である。

当会社及び子会社は、一部の製品及びサービスに対する保証を行っており、製品保証引当金を主に過去の保証実績に基づき計上している。第140期第 1 四半期連結累計期間及び第141期第 1 四半期連結累計期間における製品保証引当金の変動は、下記のとおりである。

	第140期第 1 四半期 連結累計期間	第141期第 1 四半期 連結累計期間
期首残高	73,715	60,449
当期増加額	9,506	3,692
当期使用額	9,303	5,957
為替換算調整額他	1,829	1,163
期末残高	<u>72,089</u>	<u>59,347</u>

[前へ](#) [次へ](#)

(単位 百万円)

摘 要

平成18年6月15日に、中部電力㈱の浜岡原子力発電所5号機は、タービンの損傷により原子炉を停止した。平成18年7月5日に、同型のタービンを使用している北陸電力㈱の志賀原子力発電所2号機は、点検のために原子炉を停止して調査した結果、タービンに損傷が確認された。当社は、合理的に見積可能な補修費用を引当計上している。

平成20年9月に、中部電力㈱は、当社に対して、浜岡原子力発電所5号機の停止に伴う火力機振替費用等について総額41,800百万円の損害賠償請求の訴えを提起した。本件は現在係争中である。平成21年5月に、北陸電力㈱は、当社に対して、志賀原子力発電所2号機の停止に伴う火力機振替費用等について総額20,200百万円の損害賠償請求の訴えを提起した。当社は、これらの訴えに対して争う方針であり、当該損害賠償請求に係る引当計上はしていない。但し、上記の事実は、請求額について、将来に亘り一切の支払義務が発生する可能性がないことを示すものではない。

平成19年1月に、欧州委員会は、当社及び関連会社に対して、変電設備に用いるガス絶縁開閉装置（GIS）に関する欧州独占禁止法違反を理由とする課徴金の納付を命令した。平成19年4月に、当社は、欧州第一審裁判所に対して、課徴金納付命令の取り消しを求めた提訴を行った。現時点においては審理中であるが、当社は、課徴金に対して合理的な見積額を引当計上している。

平成18年12月に、当社及び欧州の子会社は、欧州委員会より、日本の子会社は、米国司法省反トラスト局及び公正取引委員会より、日本の関連会社は、公正取引委員会より液晶ディスプレイに関する独占禁止法違反の可能性について調査を行う旨の通知を受けた。平成20年12月に、日本の子会社は、公正取引委員会から排除措置命令を受けたが、課徴金納付命令は受けていない。日本の子会社は、米国司法省反トラスト局の調査に関し、平成21年3月31日時点で合理的に見積可能な金額を引当計上しており、平成21年6月に罰金を支払った。

平成19年6月に、当社は、欧州委員会よりDRAMに関する独占禁止法違反の可能性について調査を行う旨の通知を受けた。現時点においては調査中であるが、当社は、課徴金に対して合理的な見積額を引当計上している。

平成19年9月に、米国の当社の子会社及び関連会社は、米国司法省反トラスト局よりフラッシュメモリに関する独占禁止法違反の可能性について調査を行う旨の通知を受けていたが、平成21年7月、調査を終了する旨の通知を受けた。

平成19年11月に、米国の子会社は、米国司法省反トラスト局より、また、アジア及び欧州の子会社は、欧州委員会より、カナダの子会社は、カナダ産業省競争局よりブラウン管に関する独占禁止法違反の可能性について調査を行う旨の通知を受けた。

平成20年12月に、当社は、欧州委員会より、変圧器に関する独占禁止法違反の可能性について調査を行う旨の通知を受けた。

当社並びにこれらの子会社及び関連会社は、独占禁止法違反を認めていないが、調査の結果によっては、金額は不確定であるものの、課徴金が課される可能性がある。さらに、米国及びカナダにおいて、当社及びこれらのうち一部の会社に対して集団代表訴訟が起こされている。

これらの訴訟の結果によっては、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があるが、現時点においてその影響額は未確定であり、前述したものを除き引当計上していない。

上記の他、当社及び子会社に対し、いくつかの訴訟が起こされている。当社の経営者は、これらの訴訟から債務の発生があるとしても連結財務諸表に重要な影響を与えないものではないと考えている。

注12．長期性資産の減損

第140期第1四半期連結累計期間中に計上した減損損失の主なものは米国及び日本国内の長期性資産である。その主な内容は、情報通信システム部門において、不動産市況の悪化により売却予定資産の売却予定額が下落したこと及び顧客の経営破綻により見込回収可能価格が低下したこと等により、2,625百万円の損失を計上したものである。減損損失額の算定にあたっては、主として割引後の将来キャッシュ・フローを用いている。

(単位 百万円)

摘 要	平成21年 6月30日	平成21年 3月31日
注13. 事業構造改善費用		
第140期第1四半期連結累計期間及び第141期第1四半期連結累計期間における事業構造改善費用の内訳は、下記のとおりである。		
	第140期第1四半期 連結累計期間	第141期第1四半期 連結累計期間
特別退職金	3,285	9,223
固定資産処分等損益	42	10
	合計 3,327	合計 9,233
<p>当会社及び一部の子会社は早期退職優遇制度を実施している。特別退職金は従業員から早期退職の申し入れを受けた時に計上している。第140期第1四半期連結累計期間及び第141期第1四半期連結累計期間における特別退職金に係る引当金の推移は、下記のとおりである。</p>		
	第140期第1四半期 連結累計期間	第141期第1四半期 連結累計期間
期首残高	8,952	7,543
新規計上額	3,285	9,223
支払額	9,050	5,343
為替換算調整額	1	47
期末残高	3,186	11,470
<p>第140期第1四半期連結累計期間の事業構造改善費用は、電力・産業システム部門、デジタルメディア・民生機器部門及び情報通信システム部門における主として一部事業の経費削減と収益性の改善を目的とした早期退職優遇制度の実施によるものである。</p>		
<p>第141期第1四半期連結累計期間の事業構造改善費用は、電力・産業システム部門における主として自動車市況の大幅な悪化に対応した事業再編を目的とした早期退職優遇制度の実施、及び情報通信システム部門における主として海外のストレージ事業の経営体質の強化等を目的とした早期退職優遇制度の実施によるものである。</p>		
注14. 雑収益及び雑損失		
第140期第1四半期連結累計期間及び第141期第1四半期連結累計期間における雑収益及び雑損失の主な内訳は、下記のとおりである。		
	第140期第1四半期 連結累計期間	第141期第1四半期 連結累計期間
有価証券売却等損益	4,653	128
固定資産売却等損失	2,193	4,417
為替差益	12,969	1,589
注15. 1株当たり株主資本の額	306.09円	315.86円

(単位 百万円)

摘 要	第140期第1四半期 連結累計期間	第141期第1四半期 連結累計期間
注16. 1株当たり利益情報		
1株当たり当社に帰属する四半期純利益(損失)及び潜在株式調整後1株当たり当社に帰属する四半期純利益(損失)の計算は、下記のとおりである。		
平均発行済株式数	3,324,194,098株	3,324,116,570株
希薄化効果のある証券		
海外私募2009年満期A号ユーロ円建転換 制限条項付転換社債型新株予約権付社債	60,827,250	-
海外私募2009年満期B号ユーロ円建転換 制限条項付転換社債型新株予約権付社債	60,827,250	-
ストックオプション	181	-
潜在株式調整後発行済株式数	<u>3,445,848,779株</u>	<u>3,324,116,570株</u>
当社に帰属する四半期純利益(損失)	31,557	82,665
希薄化効果のある証券		
海外私募2009年満期A号ユーロ円建転換 制限条項付転換社債型新株予約権付社債	1	-
海外私募2009年満期B号ユーロ円建転換 制限条項付転換社債型新株予約権付社債	1	-
その他	258	-
潜在株式調整後当社に帰属する四半期純利益 (損失)	<u>31,301</u>	<u>82,665</u>
1株当たり利益(損失)		
1株当たり当社に帰属する四半期純利益 (損失)	9.49円	24.87円
潜在株式調整後1株当たり当社に帰属する 四半期純利益(損失)	9.08円	24.87円
第140期第1四半期連結累計期間は、潜在株式調整後1株当たり当社に帰属する四半期純利益の計算において、利益を逆希薄化するため、一部のストックオプションをその計算から除外している。		
第141期第1四半期連結累計期間は、潜在株式調整後1株当たり当社に帰属する四半期純損失の計算において、損失を希薄化するため、全てのストックオプション及び新株予約権付社債をその計算から除外している。		

[前へ](#) [次へ](#)

(単位 百万円)

摘 要

注17. 金融派生商品とヘッジ活動

・ 全体リスク分析

当会社及び子会社は、主に日本及びアジアを生産拠点としているが、販売先は多岐に亘っており、売上高の約40%は主に米ドル及びユーロ建ての海外市場向けの売上である。このため、当会社及び子会社は、外国為替相場の変動リスクにさらされている。

また、イギリス、米国、シンガポールに存する金融子会社は、長期事業資金を調達するために、主にユーロ市場で変動利付メディアムタームノート（MTN）を発行している。このため、当会社及び子会社は、外国為替相場、金利相場の変動リスクにさらされている。

なお、当会社及び子会社は金融派生商品の契約先の信用リスクにさらされているが、契約先は国際的に認知されたA格以上の金融機関が殆どであり、債務不履行に陥るとは考えていない。また、契約先も多くの金融機関に分散されている。

当会社及び子会社が保有する金融派生商品には、主要格付機関より当会社が投資非適格と判定された場合に契約解除となる信用リスクに関する契約条項を含んでいる商品があるが、重要ではない。

・ リスク管理方針

当会社及び子会社は、為替変動リスクと金利変動リスクの純額を継続的に測定・評価し、また、有効なヘッジ関係を検討することにより、これらのリスクを管理している。

また、金融派生商品は投機目的で保有しないことを基本方針としている。

・ 為替変動リスク管理

当会社及び子会社は、外国為替相場の変動リスクにさらされている資産または負債を保有しており、外国為替相場の変動リスクをヘッジするために、先物為替予約契約あるいは通貨スワップ契約を利用している。

販売及び仕入に係る為替変動リスクについては、毎月通貨毎に将来キャッシュ・フローの純額を決済期日毎に測定し、この一定割合に対して主に先物為替予約契約を締結することにより、外貨建債権債務及び外貨建予定取引から発生する将来キャッシュ・フローを固定化している。先物為替予約の期間は、概ね1年以内である。

また、当会社及び子会社は、外貨建の長期性負債から生じる将来キャッシュ・フローを固定化するために負債元本の償還期限と同じ期限の通貨スワップ契約を締結している。

先物為替予約契約及び通貨スワップ契約とヘッジ対象とのヘッジ関係は高度に有効であり、ヘッジ対象外貨建資産・負債の為替相場の変動の影響を相殺している。

・ 金利変動リスク管理

当会社及び子会社は、主に長期性負債に関連する金利変動リスクにさらされており、この変動の影響を最小化するため、主に金利スワップ契約を締結してキャッシュ・フローの変動を管理している。金利スワップ契約は受取変動・支払固定の契約であり、社債等の長期性負債の変動金利支払分を受取り、固定金利を支払うことによって、変動金利の長期性負債を固定金利の長期性負債としている。

また、一部の金融子会社は、主に固定金利で資金調達を行い変動金利での貸付等を行っているため、金利変動リスクにさらされており、この変動の影響を最小化するため、主に金利スワップ契約を締結して公正価値の変動を管理している。金利スワップ契約は受取固定・支払変動の契約であり、社債等の長期性負債の固定金利支払分を受取り、変動金利を支払うことによって、固定金利の長期性負債を変動金利の長期性負債としている。

金利スワップ契約とヘッジ対象とのヘッジ関係は高度に有効であり、金利変動リスクから生じるキャッシュ・フロー及び公正価値の変動の影響を相殺している。

(単位 百万円)

摘	要
<p>・ 公正価値ヘッジ</p> <p>既に認識された資産または負債とそれに対する公正価値ヘッジに指定した金融派生商品の公正価値の変動は、発生した会計期間の営業外損益に計上している。公正価値ヘッジとして指定した金融派生商品には、営業活動に関連する先物為替予約契約と、資金調達活動に関連する通貨スワップ契約及び金利スワップ契約がある。</p> <p>・ キャッシュ・フローヘッジ</p> <p>(1) 為替変動リスク</p> <p>将来の外貨建取引の有効なキャッシュ・フローヘッジとして指定した先物為替予約契約の公正価値の変動は、その他の包括利益（損失）累計額の増減として報告している。ヘッジ対象資産・負債に係る為替差損益が計上された時点で、その他の包括利益（損失）累計額に認識した金額は、損益に計上している。</p> <p>(2) 金利変動リスク</p> <p>長期性負債に関連したキャッシュ・フローの変動に対し指定した金利スワップ契約の公正価値の変動は、その他の包括利益（損失）累計額の増減として報告している。その他の包括利益（損失）累計額は、その後、負債の利息が損益に影響を与える期間に亘って支払利息として処理している。</p>	

[前へ](#) [次へ](#)

(単位 百万円)

摘	要
注18 . 公正価値	<p>当社は、公正価値の測定において、市場で観測可能な指標の利用を、観測不可能な指標の利用に優先している。使用した指標により、測定した公正価値を下記の3つのレベルへ分類している。</p> <p>レベル1 活発な市場における同一資産及び負債の市場価格</p> <p>レベル2 活発な市場における類似資産及び負債の市場価格、活発でない市場における同一又は類似の資産及び負債に対する投げ売りでない市場価格、及び主として市場で観測可能な指標によって算出される評価額</p> <p>レベル3 観測不可能な指標によって算出される評価額</p> <p>有価証券及び投資有価証券 市場価格で公正価値を測定できる有価証券及び投資有価証券は、レベル1に分類される。レベル1の有価証券及び投資有価証券は上場株式、日本国債券又は米国債券等の負債証券等の売却可能証券が含まれる。有価証券及び投資有価証券の活発な市場が存在しない場合、類似の有価証券及び投資有価証券の市場価格及び同一又は類似の有価証券及び投資有価証券に対する投げ売りでない市場価格、観測可能な金利及び利回り曲線、クレジット・スプレッド又はデフォルト率を含むその他関連情報によって公正価値を決定している。これらの投資はレベル2に分類される。レベル2の有価証券及び投資有価証券には、短期投資と相対で取引される上場株式、投資信託、相対で取引される負債証券及びマネー・マーケット・ファンド等の売却可能証券が含まれる。稀に有価証券及び投資有価証券の公正価値を測定する為の重要な指標が観測不可能である場合、当社は主に収益アプローチ又は市場アプローチを使用し、金融機関が提供する関連情報を検証する。これらの投資は、レベル3に分類される。レベル3の有価証券及び投資有価証券には、取引が殆ど行われていない私募債及び仕組債等の売却可能証券が含まれる。</p> <p>金融派生商品 活発な市場での終値で測定できる金融派生商品は、レベル1に分類される。大部分の金融派生商品は、当社では活発な市場として考えていない相対取引で取引される。投げ売りでない市場価格、活発でない市場での価格、観測可能な金利及び利回り曲線や外国為替及び商品の先物及びスポット価格を用いたモデルに基づき測定される金融派生商品は、レベル2に分類される。レベル2に分類される金融派生商品には、金利スワップ、通貨スワップ、外国為替及び商品の先物及びオプション契約が含まれる。稀に金融派生商品の公正価値を測定する為の重要な指標が観測不可能である場合、当社は主に収益アプローチ又は市場アプローチを使用し、金融機関が提供する関連情報を検証する。これらの金融派生商品は、レベル3に分類される。</p> <p>証券化に関連して留保された劣後の權益 投げ売り価格でない市場での直近の取引価格を含む観測可能な指標で公正価値が決定される場合、レベル2に分類される。重要な指標が観測不可能である場合、加重平均契約期間、予想貸倒率及び割引率を含む経済的仮定を基に公正価値を測定しており、レベル3に分類される。</p>

(単位 百万円)

摘 要					
平成21年6月30日及び平成21年3月31日現在の継続的に測定している資産及び負債の公正価値は、以下のとおりである。なお、公正価値をもって貸借対照表計上額としている。					
		平成21年6月30日			
		公正価値の階層毎の残高			
	当期末残高	レベル1	レベル2	レベル3	
資産					
有価証券及び投資有価証券	209,389	161,112	20,552	27,725	
金融派生商品	21,875	-	21,875	-	
証券化に関連して留保された劣後の權益	123,228	-	-	123,228	
	<u>合計 354,492</u>	<u>合計 161,112</u>	<u>合計 42,427</u>	<u>合計 150,953</u>	
負債					
金融派生商品	15,657	-	15,657	-	
		平成21年3月31日			
		公正価値の階層毎の残高			
	当期末残高	レベル1	レベル2	レベル3	
資産					
有価証券及び投資有価証券	167,187	129,006	11,649	26,532	
金融派生商品	40,249	-	40,249	-	
証券化に関連して留保された劣後の權益	123,465	-	-	123,465	
	<u>合計 330,901</u>	<u>合計 129,006</u>	<u>合計 51,898</u>	<u>合計 149,997</u>	
負債					
金融派生商品	15,547	-	15,547	-	
第141期第1四半期連結累計期間において、継続的に測定されるレベル3に含まれる資産及び負債の変動は、以下のとおりである。					
		レベル3に含まれる資産の変動			
		有価証券及び投資有価証券	証券化に関連して留保された劣後の權益	合計	
期首残高		26,532	123,465	149,997	
購入・売却・発行・決済		192	782	590	
実現損益及び未実現損益					
損益		-	1,311	1,311	
その他包括利益(損失)		1,001	766	235	
期末残高		<u>27,725</u>	<u>123,228</u>	<u>150,953</u>	
期末日時点で保有する資産に含まれる未実現損益の変動による損益 合計		<u>-</u>	<u>1,282</u>	<u>1,282</u>	

[前へ](#) [次へ](#)

(単位 百万円)

摘 要

注19. 後発事象

当社は、平成21年7月28日に、より一層の緊密な資本関係の構築と連携強化により情報通信システム事業の一体化を進めることを目的として、連結子会社である㈱日立情報システムズの株式を公開買付けにより追加取得し、完全子会社とすることを公表した。㈱日立情報システムズは、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議した。当社は、間接保有分を合わせて㈱日立情報システムズの発行済株式総数の51.98%を保有している。本公開買付けは平成21年8月20日から平成21年10月8日の間に行われる予定である。本公開買付けは、㈱日立情報システムズを完全子会社とすることを目的としているため、買付予定数の上限を設定していない。買付価格は普通株式1株につき2,900円であり、第三者算定機関による㈱日立情報システムズの株式価値評価を参考に、過去の発行者以外の者による公開買付けにおけるプレミアムの実例、㈱日立情報システムズの普通株式の市場価格の動向等の諸要素を総合的に勘案して決定したもので、㈱日立情報システムズの普通株式の東京証券取引所市場第一部における平成21年7月24日までの過去3ヶ月間の株価終値の単純平均値に約51%のプレミアムを加えた価格である。

当社は、平成21年7月28日に、より一層の緊密な資本関係の構築と連携強化により情報通信システム事業の一体化を進めることを目的として、連結子会社である日立ソフトウェアエンジニアリング(株)の株式を公開買付けにより追加取得し、完全子会社とすることを公表した。日立ソフトウェアエンジニアリング(株)は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議した。当社は、間接保有分を合わせて日立ソフトウェアエンジニアリング(株)の発行済株式総数の51.55%を保有している。本公開買付けは平成21年8月20日から平成21年10月8日の間に行われる予定である。本公開買付けは、日立ソフトウェアエンジニアリング(株)を完全子会社とすることを目的としているため、買付予定数の上限を設定していない。買付価格は普通株式1株につき2,650円であり、第三者算定機関による日立ソフトウェアエンジニアリング(株)の株式価値評価を参考に、過去の発行者以外の者による公開買付けにおけるプレミアムの実例、日立ソフトウェアエンジニアリング(株)の普通株式の市場価格の動向等の諸要素を総合的に勘案して決定したもので、日立ソフトウェアエンジニアリング(株)の普通株式の東京証券取引所市場第一部における平成21年7月24日までの過去3ヶ月間の株価終値の単純平均値に約72%のプレミアムを加えた価格である。

当社は、平成21年7月28日に、より一層の緊密な資本関係の構築と連携強化により情報通信システム事業の一体化を進めることを目的として、連結子会社である(株)日立システムアンドサービスの株式を公開買付けにより追加取得し、完全子会社とすることを公表した。(株)日立システムアンドサービスは、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議した。当社は、(株)日立システムアンドサービスの発行済株式総数の51.20%を保有している。本公開買付けは平成21年8月20日から平成21年10月8日の間に行われる予定である。本公開買付けは、(株)日立システムアンドサービスを完全子会社とすることを目的としているため、買付予定数の上限を設定していない。買付価格は普通株式1株につき2,150円であり、第三者算定機関による(株)日立システムアンドサービスの株式価値評価を参考に、過去の発行者以外の者による公開買付けにおけるプレミアムの実例、(株)日立システムアンドサービスの普通株式の市場価格の動向等の諸要素を総合的に勘案して決定したもので、(株)日立システムアンドサービスの普通株式の東京証券取引所市場第二部における平成21年7月24日までの過去3ヶ月間の株価終値の単純平均値に約75%のプレミアムを加えた価格である。

当社は、平成21年7月28日に、安定的な資本関係の構築と社会インフラ事業での連携強化を目的として、連結子会社である(株)日立プラントテクノロジーの株式及び新株予約権を公開買付けにより追加取得し、完全子会社とすることを公表した。(株)日立プラントテクノロジーは、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議した。当社は、間接保有分を合わせて(株)日立プラントテクノロジーの発行済株式総数の68.88%を保有している。本公開買付けは平成21年8月20日から平成21年10月8日の間に行われる予定である。本公開買付けは、(株)日立プラントテクノロジーを完全子会社とすることを目的としているため、買付予定数の上限を設定していない。買付価格は普通株式1株につき610円であり、第三者算定機関による(株)日立プラントテクノロジーの株式価値評価を参考に、過去の発行者以外の者による公開買付けにおけるプレミアムの実例、(株)日立プラントテクノロジーの普通株式の市場価格の動向等の諸要素を総合的に勘案して決定したもので、(株)日立プラントテクノロジーの普通株式の東京証券取引所市場第一部における平成21年7月24日までの過去3ヶ月間の株価終値の単純平均値に約33%のプレミアムを加えた価格である。また、新株予約権については、(株)日立プラントテクノロジーの取締役、執行役、または使用人等の地位にあることが新株予約権行使の条件であり、当社は、本公開買付けにより新株予約権を買付けたとしても行使できないと解されることから、各新株予約権の買付価格は、1個につき1円である。

当社は、平成21年7月28日に、安定的な資本関係の構築とリチウムイオン電池事業等での連携強化を目的として、連結子会社である日立マクセル(株)の株式を公開買付けにより追加取得し、完全子会社とすることを公表した。日立マクセル(株)は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを決議した。当社は、間接保有分を合わせて日立マクセル(株)の発行済株式総数の51.67%を保有している。本公開買付けは平成21年8月20日から平成21年10月8日の間に行われる予定である。本公開買付けは、日立マクセル(株)を完全子会社とすることを目的としているため、買付予定数の上限を設定していない。買付価格は普通株式1株につき1,740円であり、第三者算定機関による日立マクセル(株)の株式価値評価を参考に、過去の発行者以外の者による公開買付けにおけるプレミアムの実例、日立マクセル(株)の普通株式の市場価格の動向等の諸要素を総合的に勘案して決定したもので、日立マクセル(株)の普通株式の東京証券取引所市場第一部における平成21年7月24日までの過去3ヶ月間の株価終値の単純平均値に約58%のプレミアムを加えた価格である。

当社はこれらの公開買付けが必要となる資金を約2,800億円と見積もっており、コミットメントライン契約を利用した借入金で調達を行う予定である。

[前へ](#) [次へ](#)

(単位 百万円)

## 摘 要

## 注20. セグメント情報

## 【事業の種類別セグメント情報】

第140期第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	情報通信システム	電子デバイス	電力・産業システム	デジタルメディア・民生機器	高機能材料	物流及びサービス他	金融サービス	計	消去又は全社	連結
売上高	593,601	284,516	817,896	335,502	455,693	292,247	92,402	2,871,857	328,362	2,543,495
営業損益	23,523	9,644	26,233	13,888	36,059	3,900	6,445	91,916	14,223	77,693

(注) 1. 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品・サービスの名称

当グループの事業は極めて広範に亘るが、当グループの損益集計区分、関連する資産等及び経営管理の区分を基本として、製品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性を勘案して、総合的に系列化し区分している。

2. 各事業区分に属する主要な製品・サービスの名称

(1) 情報通信システム

システムインテグレーション、アウトソーシング、ソフトウェア、ハードディスクドライブ、ディスクアレイ装置、サーバ、汎用コンピュータ、パソコン、通信機器、ATM(現金自動取引装置)

(2) 電子デバイス

液晶ディスプレイ、半導体製造装置、計測・分析装置、医療機器、半導体

(3) 電力・産業システム

原子力発電機器、火力発電機器、水力発電機器、産業用機械・プラント、自動車機器、建設機械、エレベーター、エスカレーター、鉄道車両

(4) デジタルメディア・民生機器

光ディスクドライブ、プラズマテレビ、液晶テレビ、液晶プロジェクター、携帯電話、ルームエアコン、冷蔵庫、洗濯機、情報記録媒体、電池、業務用空調機器

(5) 高機能材料

電線・ケーブル、伸銅品、半導体用材料、配線板・関連材料、有機・無機化学材料、合成樹脂加工品、ディスプレイ用材料、高級特殊鋼、磁性材料・部品、高級鋳物部品

(6) 物流及びサービス他

電気・電子機器の販売、システム物流、不動産の管理・売買・賃貸

(7) 金融サービス

リース、ローン、生命・損害保険代理業

第141期第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	情報通信システム	電子デバイス	電力・産業システム	デジタルメディア・民生機器	高機能材料	物流及びサービス他	金融サービス	計	消去又は全社	連結
売上高	471,681	189,871	657,165	241,263	272,655	213,093	92,242	2,137,970	245,069	1,892,901
営業損益	3,219	7,161	16,832	13,440	2,583	2,538	2,363	31,896	18,700	50,596

(注) 1. 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品・サービスの名称

当グループの事業は極めて広範に亘るが、当グループの損益集計区分、関連する資産等及び経営管理の区分を基本として、製品・サービスの種類、性質、製造方法、販売方法等の類似性を勘案して、総合的に系列化し区分している。

2. 各事業区分に属する主要な製品・サービスの名称

(1) 情報通信システム

システムインテグレーション、アウトソーシング、ソフトウェア、ハードディスクドライブ、ディスクアレイ装置、サーバ、汎用コンピュータ、通信機器、ATM(現金自動取引装置)

(2) 電子デバイス

液晶ディスプレイ、半導体製造装置、計測・分析装置、医療機器、半導体

(3) 電力・産業システム

原子力発電機器、火力発電機器、水力発電機器、産業用機械・プラント、自動車機器、建設機械、エレベーター、エスカレーター、鉄道車両、電動工具

(4) デジタルメディア・民生機器

光ディスクドライブ、プラズマテレビ、液晶テレビ、液晶プロジェクター、携帯電話、ルームエアコン、冷蔵庫、洗濯機、情報記録媒体、電池、業務用空調機器

(5) 高機能材料

電線・ケーブル、伸銅品、半導体用材料、配線板・関連材料、有機・無機化学材料、合成樹脂加工品、ディスプレイ用材料、高級特殊鋼、磁性材料・部品、高級鋳物部品

(6) 物流及びサービス他

電気・電子機器の販売、システム物流、不動産の管理・売買・賃貸

(7) 金融サービス

リース、ローン、生命・損害保険代理業

(単位 百万円)

摘 要

【所在地別セグメント情報】

第140期第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	国内	アジア	北米	欧州	その他の地域	計	消去又は は全社	連結
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	1,631,215	412,806	224,211	225,088	50,175	2,543,495	-	2,543,495
(2)セグメント間の内部売上高	361,380	163,262	26,242	16,147	4,758	571,789	571,789	-
計	1,992,595	576,068	250,453	241,235	54,933	3,115,284	571,789	2,543,495
営業損益	55,074	27,417	6,648	990	3,265	93,394	15,701	77,693

(注) 1. 国または地域の区分の方法は地理的近接度によっている。

2. 各区分に属する主な国または地域

- (1) ア ジ ア・・・シンガポール、中国
- (2) 北 米・・・米国、カナダ
- (3) 欧 州・・・イギリス、ドイツ
- (4) その他の地域・・・オセアニア、南米

第141期第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	国内	アジア	北米	欧州	その他の地域	計	消去又は は全社	連結
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	1,244,965	301,976	158,456	152,150	35,354	1,892,901	-	1,892,901
(2)セグメント間の内部売上高	209,923	105,532	23,991	7,868	701	348,015	348,015	-
計	1,454,888	407,508	182,447	160,018	36,055	2,240,916	348,015	1,892,901
営業損益	46,822	10,206	617	758	824	35,651	14,945	50,596

(注) 1. 国または地域の区分の方法は地理的近接度によっている。

2. 各区分に属する主な国または地域

- (1) ア ジ ア・・・シンガポール、中国
- (2) 北 米・・・米国、カナダ
- (3) 欧 州・・・イギリス、ドイツ
- (4) その他の地域・・・オセアニア、南米、中近東、アフリカ

(単位 百万円)

摘 要

【海外売上高】

第140期第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

	アジア	北米	欧州	その他の地域	計
海外売上高	527,897	234,911	270,177	114,518	1,147,503
連結売上高	-	-	-	-	2,543,495
連結売上高に占める 海外売上高の比率	20.8%	9.2%	10.6%	4.5%	45.1%

(注) 1. 国または地域の区分の方法は地理的近接度によっている。

2. 各区分に属する主な国または地域

- (1) ア ジ ア・・・シンガポール、中国
- (2) 北 米・・・米国、カナダ
- (3) 欧 州・・・イギリス、ドイツ
- (4) その他の地域・・・オセアニア、南米

第141期第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)

	アジア	北米	欧州	その他の地域	計
海外売上高	357,052	172,362	178,809	84,011	792,234
連結売上高	-	-	-	-	1,892,901
連結売上高に占める 海外売上高の比率	18.9%	9.1%	9.5%	4.4%	41.9%

(注) 1. 国または地域の区分の方法は地理的近接度によっている。

2. 各区分に属する主な国または地域

- (1) ア ジ ア・・・シンガポール、中国
- (2) 北 米・・・米国、カナダ
- (3) 欧 州・・・イギリス、ドイツ
- (4) その他の地域・・・オセアニア、南米、中近東、アフリカ

[前へ](#)

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1 【株券等の所有状況】

##### (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	516,062(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	516,062		
所有株券等の合計数	516,062		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式3,471,665株(発行済株式総数の3.5%)を保有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はございません。

(注2) 上記の所有する株券等の数には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数4,741個を含めております。

##### (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	511,321(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	511,321		
所有株券等の合計数	511,321		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

（平成21年 8月20日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4,741(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	4,741		
所有株券等の合計数	4,741		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式3,471,665株（発行済株式総数の3.5%）を保有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はございません。

(注2) 上記の所有する株券等の数には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数4,741個を含めております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

（平成21年 8月20日現在）

氏名又は名称	日立マクセル株式会社
住所又は所在地	大阪府茨木市丑寅一丁目1番88号
職業又は事業の内容	電気機器の製造及び販売
連絡先	連絡者 日立マクセル株式会社 法務・広報部 連絡場所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 電話番号 03-3515-8283
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

（平成21年 8月20日現在）

氏名又は名称	株式会社日立ハイテクノロジーズ
住所又は所在地	東京都港区西新橋一丁目24番14号
職業又は事業の内容	半導体製造・検査装置、科学機器、医用・バイオ機器、液晶・ハードディスク 関連装置等の製造・販売・サービス及び環境システム、情報システム、電子 部品、先端産業部材等の販売・サービス
連絡先	連絡者 株式会社日立ハイテクノロジーズ 財務部 連絡場所 東京都港区西新橋一丁目24番14号 電話番号 03-3504-7075
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	株式会社日立プラントテクノロジー
住所又は所在地	東京都豊島区東池袋四丁目5番2号
職業又は事業の内容	社会インフラシステム、産業システム、空調システム、エネルギーシステムに関する開発、設計、製造、販売、サービス、施工等
連絡先	連絡者 株式会社日立プラントテクノロジー コーポレート・コミュニケーション本部IRグループ 連絡場所 東京都豊島区東池袋四丁目5番2号 電話番号 03-5928-8100
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	株式会社日立ハイテクマテリアルズ
住所又は所在地	東京都港区西新橋一丁目24番14号
職業又は事業の内容	エネルギー、機能化学品、電子関連部材、電子機器の販売
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	日立工機株式会社
住所又は所在地	東京都港区港南二丁目15番1号
職業又は事業の内容	電動工具の製造及び販売
連絡先	連絡者 日立工機株式会社 法務部 連絡場所 東京都港区港南二丁目15番1号 電話番号 03-5783-0601
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	パブコック日立株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
職業又は事業の内容	ボイラ、原子力機器などの製造、販売
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	株式会社日立保険サービス
住所又は所在地	東京都千代田区有楽町二丁目10番1号
職業又は事業の内容	損害保険代理業、生命保険募集に係る業務
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	中央商事株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区内神田一丁目1番14号
職業又は事業の内容	土地、建物の管理・売買・賃貸借及びその仲介
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社
住所又は所在地	東京都品川区東品川四丁目12番7号
職業又は事業の内容	コンピュータソフトウェアの開発及び情報処理機器の販売
連絡先	連絡者 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社 CSR本部法務部 連絡場所 東京都品川区東品川四丁目12番7号 電話番号 03-5780-2111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	株式会社日立建設設計
住所又は所在地	東京都千代田区麹町三丁目5番地
職業又は事業の内容	建築・土木・設備の設計・監理及びコンサルティング
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	日立ピアメカニクス株式会社
住所又は所在地	神奈川県海老名市上今泉2100番地
職業又は事業の内容	電子部品加工装置の製造、販売及びサービス
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	株式会社日立情報システムズ
住所又は所在地	東京都品川区大崎一丁目2番1号
職業又は事業の内容	システム運用、システム構築、機器・サプライ品の販売
連絡先	連絡者 株式会社日立情報システムズ 法務部 連絡場所 東京都品川区大崎一丁目2番1号 電話番号 03-5435-5005
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	阪神エレクトリック株式会社
住所又は所在地	兵庫県三田市テクノパーク13番6号
職業又は事業の内容	自動車用イグニッションコイル、自動車用電子機器、家電・住宅設備用電子機器の製造販売
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	日立情報通信エンジニアリング株式会社
住所又は所在地	神奈川県横浜市戸塚区戸塚町393番地
職業又は事業の内容	組込みシステムエンジニアリング事業、ICTソリューション事業、製造サポートサービス事業
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	日立インターメディックス株式会社
住所又は所在地	東京都千代田区神田錦町2-1-5
職業又は事業の内容	商業印刷物などの製造、販売
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	株式会社日立ライフ
住所又は所在地	茨城県日立市幸町一丁目20番2号
職業又は事業の内容	不動産の売買及び仲介
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	株式会社日立アイイーシステム
住所又は所在地	愛知県稲沢市幸町120番地の1
職業又は事業の内容	電気機械器具製造業
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	角田 義人
住所又は所在地	大阪府茨木市丑寅一丁目1番88号 (日立マクセル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立マクセル株式会社 代表執行役 執行役社長兼取締役
連絡先	連絡者 日立マクセル株式会社 法務・広報部 連絡場所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 電話番号 03-3515-8283
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	千歳 喜弘
住所又は所在地	大阪府茨木市丑寅一丁目1番88号 (日立マクセル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立マクセル株式会社 代表執行役執行役専務兼取締役
連絡先	連絡者 日立マクセル株式会社 法務・広報部 連絡場所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 電話番号 03-3515-8283
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	谷口 富蔵
住所又は所在地	神奈川県川崎市多摩区登戸3819番地 (株式会社スリオンテック所在地)
職業又は事業の内容	株式会社スリオンテック 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	松本 彰
住所又は所在地	大阪府茨木市丑寅一丁目1番88号 (日立マクセル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立マクセル株式会社 執行役専務兼取締役
連絡先	連絡者 日立マクセル株式会社 法務・広報部 連絡場所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 電話番号 03-3515-8283
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	神谷 國廣
住所又は所在地	大阪府茨木市丑寅一丁目1番88号 (日立マクセル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立マクセル株式会社 取締役
連絡先	連絡者 日立マクセル株式会社 法務・広報部 連絡場所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 電話番号 03-3515-8283
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	川村 隆
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 (株式会社日立製作所所在地)
職業又は事業の内容	株式会社日立製作所 代表執行役 執行役会長兼執行役社長兼取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	和田 誠文
住所又は所在地	大阪府茨木市丑寅一丁目1番88号 (日立マクセル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立マクセル株式会社 執行役常務兼取締役
連絡先	連絡者 日立マクセル株式会社 法務・広報部 連絡場所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 電話番号 03-3515-8283
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	松浦 武志
住所又は所在地	神奈川県川崎市多摩区登戸3819番地 (株式会社スリオンテック所在地)
職業又は事業の内容	株式会社スリオンテック 代表取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	角谷 賢二
住所又は所在地	大阪府茨木市丑寅一丁目1番88号 (日立マクセル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立マクセル株式会社 執行役
連絡先	連絡者 日立マクセル株式会社 法務・広報部 連絡場所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 電話番号 03-3515-8283
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	勝田 善春
住所又は所在地	大阪府茨木市丑寅一丁目1番88号 (日立マクセル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立マクセル株式会社 執行役常務
連絡先	連絡者 日立マクセル株式会社 法務・広報部 連絡場所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 電話番号 03-3515-8283
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	吉田 寛
住所又は所在地	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 (株式会社マクセル商事所在地)
職業又は事業の内容	株式会社マクセル商事 代表取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	荒木 立夫
住所又は所在地	宮城県亘理郡亘理町逢隈田沢字神明42番地の2 (マクセルファインテック株式会社所在地)
職業又は事業の内容	マクセルファインテック株式会社 専務取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	梶井 修
住所又は所在地	大阪府茨木市丑寅一丁目1番88号 (日立マクセル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立マクセル株式会社 執行役
連絡先	連絡者 日立マクセル株式会社 法務・広報部 連絡場所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 電話番号 03-3515-8283
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	高瀬 重良
住所又は所在地	神奈川県川崎市多摩区登戸3819番地 (株式会社スリオンテック所在地)
職業又は事業の内容	株式会社スリオンテック 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	中山 雅視
住所又は所在地	大阪府茨木市丑寅一丁目1番88号 (日立マクセル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立マクセル株式会社 執行役
連絡先	連絡者 日立マクセル株式会社 法務・広報部 連絡場所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 電話番号 03-3515-8283
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	中村 道治
住所又は所在地	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 (株式会社日立製作所所在地)
職業又は事業の内容	株式会社日立製作所 取締役 日立マクセル株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	田代 和則
住所又は所在地	福岡県田川郡福智町伊方4680番地 (九州日立マクセル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	九州日立マクセル株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	岡藤 雅夫
住所又は所在地	大阪府茨木市丑寅一丁目1番88号 (日立マクセル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立マクセル株式会社 執行役
連絡先	連絡者 日立マクセル株式会社 法務・広報部 連絡場所 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 電話番号 03-3515-8283
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	小森 茂生
住所又は所在地	京都府乙訓郡大山崎町大山崎小字鏡田45番地101 (マクセル精器株式会社所在地)
職業又は事業の内容	マクセル精器株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	花房 正義
住所又は所在地	東京都千代田区外神田四丁目14番1号 (株式会社日立総合計画研究所所在地)
職業又は事業の内容	株式会社日立総合計画研究所 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	松島 英頭
住所又は所在地	Dongguan, Guangdong, China (Dongguan Clarion Orient Electronics Co., Ltd.所在地)
職業又は事業の内容	Dongguan Clarion Orient Electronics Co., Ltd. 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	石渡 正泉
住所又は所在地	506, World Commerce Centre, Harbour City, Phase 1, Canton Road, Kowloon, Hong Kong (MAXELL ASIA,LTD.所在地)
職業又は事業の内容	MAXELL ASIA,LTD. 代表取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	亀山 博隆
住所又は所在地	富山県富山市八尾町福島5丁目88番地 (マクセル北陸精器株式会社所在地)
職業又は事業の内容	マクセル北陸精器株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	亀田 敬
住所又は所在地	Multimedia House, High Street, Rickmansworth, Hertfordshire, WD3 1HR U.K. (Maxell Europe Ltd.所在地)
職業又は事業の内容	Maxell Europe Ltd. MANAGING DIRECTOR
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	森永 浩央
住所又は所在地	Via Dante 2 21100 VARESE, ITALY (Maxell Italia S.p.A.所在地)
職業又は事業の内容	Maxell Italia S.p.A. 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	浦山 泰城
住所又は所在地	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 (株式会社マクセル商事所在地)
職業又は事業の内容	株式会社マクセル商事 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	平 幹雄
住所又は所在地	東京都千代田区内神田 1-13-7 (日立化成ポリマー株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立化成ポリマー株式会社 取締役副社長
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	高萩 光男
住所又は所在地	東京都大田区平和島五丁目5番36号 (日立工機販売株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立工機販売株式会社 監査役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	八木 良樹
住所又は所在地	東京都港区西新橋二丁目15番12号 (日立キャピタル株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立キャピタル株式会社 取締役会長
連絡先	連絡者 日立キャピタル株式会社 法務部 連絡場所 東京都港区西新橋二丁目15番12号 電話番号 03-3503-2194
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	高木 啓好
住所又は所在地	宮城県亘理郡亘理町達隈田沢字神明42番地の2 (マクセルファインテック株式会社所在地)
職業又は事業の内容	マクセルファインテック株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	太田 博之
住所又は所在地	京都府乙訓郡大山崎町大山崎小字鏡田45番地101 (マクセル精器株式会社所在地)
職業又は事業の内容	マクセル精器株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	成瀬 明輔
住所又は所在地	茨城県日立市幸町三丁目1番1号 (日立GEニュークリア・エナジー株式会社所在地)
職業又は事業の内容	日立GEニュークリア・エナジー株式会社 監査役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	佐土原 寛
住所又は所在地	東京都小平市上水本町五丁目20番1号 (株式会社ルネサス小平セミコン所在地)
職業又は事業の内容	株式会社ルネサス小平セミコン 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	佐竹 義明
住所又は所在地	171 Moo 12, Tambol Bangwua Amphur, Bangpakong Chachoengsao 24180, Thailand (THAI HITACHI ENAMEL WIRE CO., LTD.所在地)
職業又は事業の内容	THAI HITACHI ENAMEL WIRE CO., LTD. 社長
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	野崎 信春
住所又は所在地	中華人民共和国江蘇省無錫市無錫新加坡工業団地行創一路15号 (加賀電気工業(無錫)有限公司所在地)
職業又は事業の内容	加賀電気工業(無錫)有限公司 董事
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	三宅 明
住所又は所在地	神奈川県川崎市多摩区登戸3819番地 (株式会社スリオンテック所在地)
職業又は事業の内容	株式会社スリオンテック 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成21年8月20日現在)

氏名又は名称	秋沢 哲哉
住所又は所在地	10 Anson Road #25-06, International Plaza, Singapore 079903 (MAXELL ASIA (SINGAPORE) PTE.所在地)
職業又は事業の内容	MAXELL ASIA (SINGAPORE) PTE. 取締役
連絡先	連絡者 株式会社日立製作所 法務本部 連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 電話番号 03-3258-1111
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】

日立マクセル株式会社

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式3,471,665株(発行済株式総数の3.5%)を保有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はございません。

株式会社日立ハイテクノロジーズ

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	642(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	642		
所有株券等の合計数	642		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 株式会社日立ハイテクノロジーズは、小規模所有者に該当いたしますので、株式会社日立ハイテクノロジーズの所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

株式会社日立プラントテクノロジー

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	541(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	541		
所有株券等の合計数	541		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 株式会社日立プラントテクノロジーは、小規模所有者に該当いたしますので、株式会社日立プラントテクノロジーの所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

株式会社日立ハイテクマテリアルズ

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	304(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	304		
所有株券等の合計数	304		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 株式会社日立ハイテクマテリアルズは、小規模所有者に該当いたしますので、株式会社日立ハイテクマテリアルズの所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

日立工機株式会社

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	293(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	293		
所有株券等の合計数	293		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 日立工機株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、日立工機株式会社の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

パブコック日立株式会社

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	269(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	269		
所有株券等の合計数	269		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) パブコック日立株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、パブコック日立株式会社の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

株式会社日立保険サービス

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	193(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	193		
所有株券等の合計数	193		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 株式会社日立保険サービスは、小規模所有者に該当いたしますので、株式会社日立保険サービスの所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

中央商事株式会社

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	178(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	178		
所有株券等の合計数	178		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 中央商事株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、中央商事株式会社の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	150(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	150		
所有株券等の合計数	150		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

株式会社日立建設設計

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	100(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	100		
所有株券等の合計数	100		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 株式会社日立建設設計は、小規模所有者に該当いたしますので、株式会社日立建設設計の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

日立ピアメカニクス株式会社

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	79(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	79		
所有株券等の合計数	79		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 日立ピアメカニクス株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、日立ピアメカニクス株式会社の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

株式会社日立情報システムズ

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	70(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	70		
所有株券等の合計数	70		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 株式会社日立情報システムズは、小規模所有者に該当いたしますので、株式会社日立情報システムズの所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

阪神エレクトリック株式会社

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	50(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	50		
所有株券等の合計数	50		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 阪神エレクトリック株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、阪神エレクトリック株式会社の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

日立情報通信エンジニアリング株式会社

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	47(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	47		
所有株券等の合計数	47		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 日立情報通信エンジニアリング株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、日立情報通信エンジニアリングの所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

日立インターメディックス株式会社

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	31(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	31		
所有株券等の合計数	31		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 日立インターメディックス株式会社は、小規模所有者に該当いたしますので、日立インターメディックス株式会社の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

株式会社日立ライフ

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	31(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	31		
所有株券等の合計数	31		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 株式会社日立ライフは、小規模所有者に該当いたしますので、株式会社日立ライフの所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

株式会社日立アイイーシステム

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	15		
所有株券等の合計数	15		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 株式会社日立アイイーシステムは、小規模所有者に該当いたしますので、株式会社日立アイイーシステムの所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

角田 義人

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	289(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	289		
所有株券等の合計数	289		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(4,333株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数43個を含めております。

(注2) 角田義人は、小規模所有者に該当いたしますので、角田義人の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

千歳 喜弘

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	163(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	163		
所有株券等の合計数	163		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(402株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数4個を含めております。

(注2) 千歳喜弘は、小規模所有者に該当いたしますので、千歳喜弘の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

谷口 富蔵

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	163(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	163		
所有株券等の合計数	163		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(789株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数7個を含めております。

(注2) 谷口富蔵は、小規模所有者に該当いたしますので、谷口富蔵の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

松本 彰

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	127(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	127		
所有株券等の合計数	127		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(648株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個を含めております。

(注2) 松本彰は、小規模所有者に該当いたしますので、松本彰の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

神谷 國廣

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	116(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	116		
所有株券等の合計数	116		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(334株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数3個を含めております。

(注2) 神谷國廣は、小規模所有者に該当いたしますので、神谷國廣の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

川村 隆

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	100(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	100		
所有株券等の合計数	100		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 川村隆は、小規模所有者に該当いたしますので、川村隆の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

和田 誠文

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	100(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	100		
所有株券等の合計数	100		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(384株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数3個を含めております。

(注2) 和田誠文は、小規模所有者に該当いたしますので、和田誠文の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

松浦 武志

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	77(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	77		
所有株券等の合計数	77		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 松浦武志は、小規模所有者に該当いたしますので、松浦武志の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

角谷 賢二

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	76(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	76		
所有株券等の合計数	76		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(397株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数3個を含めております。

(注2) 角谷賢二は、小規模所有者に該当いたしますので、角谷賢二の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

勝田 善春

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	55(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	55		
所有株券等の合計数	55		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(371株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数3個を含めております。

(注2) 勝田善春は、小規模所有者に該当いたしますので、勝田善春の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

吉田 寛

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	54(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	54		
所有株券等の合計数	54		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(335株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数3個を含めております。

(注2) 吉田寛は、小規模所有者に該当いたしますので、吉田寛の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

荒木 立夫

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	46(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	46		
所有株券等の合計数	46		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(452株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数4個を含めております。

(注2) 荒木立夫は、小規模所有者に該当いたしますので、荒木立夫の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

梶井 修

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	43(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	43		
所有株券等の合計数	43		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(277株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数2個を含めております。

(注2) 梶井修は、小規模所有者に該当いたしますので、梶井修の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

高瀬 重良

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	40(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	40		
所有株券等の合計数	40		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 高瀬重良は、小規模所有者に該当いたしますので、高瀬重良の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

中山 雅視

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	37(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	37		
所有株券等の合計数	37		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(594株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数5個を含めております。

(注2) 中山雅視は、小規模所有者に該当いたしますので、中山雅視の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

中村 道治

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	36(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	36		
所有株券等の合計数	36		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(804株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数8個を含めております。

(注2) 中村道治は、小規模所有者に該当いたしますので、中村道治の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

田代 和則

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	30(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	30		
所有株券等の合計数	30		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 田代和則は、小規模所有者に該当いたしますので、田代和則の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

岡藤 雅夫

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	22(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	22		
所有株券等の合計数	22		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(300株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数3個を含めております。

(注2) 岡藤雅夫は、小規模所有者に該当いたしますので、岡藤雅夫の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

小森 茂生

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	21(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	21		
所有株券等の合計数	21		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 小森茂生は、小規模所有者に該当いたしますので、小森茂生の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

花房 正義

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	21(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	21		
所有株券等の合計数	21		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 花房正義は、小規模所有者に該当いたしますので、花房正義の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

松島 英顕

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	20(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	20		
所有株券等の合計数	20		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 松島英顕は、小規模所有者に該当いたしますので、松島英顕の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

石渡 正泉

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	14(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	14		
所有株券等の合計数	14		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル社員持株会における持分に相当する対象者普通株式(1,439株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数14個を含めております。

(注2) 石綿正泉は、小規模所有者に該当いたしますので、石綿正泉の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

亀山 博隆

(平成21年8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	13(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	13		
所有株券等の合計数	13		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 亀山博隆は、小規模所有者に該当いたしますので、亀山博隆の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

亀田 敬

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	11		
所有株券等の合計数	11		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(827株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数8個を含めております。

(注2) 亀田敬は、小規模所有者に該当いたしますので、亀田敬の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

森永 浩央

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	11		
所有株券等の合計数	11		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル社員持株会における持分に相当する対象者普通株式(385株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数3個を含めております。

(注2) 森永浩央は、小規模所有者に該当いたしますので、森永浩央の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

浦山 泰城

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	10		
所有株券等の合計数	10		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル社員持株会における持分に相当する対象者普通株式(1,047株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数10個を含めております。

(注2) 浦山泰城は、小規模所有者に該当いたしますので、浦山泰城の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

平 幹雄

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	10		
所有株券等の合計数	10		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 平幹雄は、小規模所有者に該当いたしますので、平幹雄の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

高萩 光男

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	10		
所有株券等の合計数	10		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 高萩光男は、小規模所有者に該当いたしますので、高萩光男の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

八木 良樹

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	10(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	10		
所有株券等の合計数	10		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 八木良樹は、小規模所有者に該当いたしますので、八木良樹の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

高木 啓好

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	8(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	8		
所有株券等の合計数	8		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 高木啓好は、小規模所有者に該当いたしますので、高木啓好の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

太田 博之

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	5(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、日立マクセル社員持株会における持分に相当する対象者普通株式(509株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数5個を含めております。

(注2) 太田博之は、小規模所有者に該当いたしますので、太田博之の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

成瀬 明輔

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	5(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	5		
所有株券等の合計数	5		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注)成瀬明輔は、小規模所有者に該当いたしますので、成瀬明輔の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

佐土原 寛

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	2		
所有株券等の合計数	2		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注)佐土原寛は、小規模所有者に該当いたしますので、佐土原寛の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

佐竹 義明

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 佐竹義明は、小規模所有者に該当いたしますので、佐竹義明の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

野崎 信春

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 野崎信春は、小規模所有者に該当いたしますので、野崎信春の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

三宅 明

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	1		
所有株券等の合計数	1		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 三宅明は、小規模所有者に該当いたしますので、三宅明の所有株券等の合計数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成21年8月20日現在)(個)(g)」に含めておりません。

秋沢 哲哉

(平成21年 8月20日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 秋沢哲哉は、日立マクセル社員持株会における持分(対象者普通株式41株(小数点以下切捨て)に相当)を保有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含まれておりません。

## 2 【株券等の取引状況】

### (1) 【届出日前60日間の取引状況】

氏名又は名称	株券等の種類	増加数	減少数	差引
中村道治	普通株式	155株		155株

(注) 中村道治は、公開買付者及び対象者の取締役であり、上記増加数の155株(小数点以下切捨て)は、全て日立マクセル役員持株会を通じての買付けにより取得したものです。

### 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

### 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者との間の取引

当社と対象者との間の重要な取引の内容及び取引金額は次のとおりです。

第138期連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

取引の内容	取引金額(百万円)	対象者における 計上科目	期末残高(百万円)
対象者から当社への資金の預け入れ	141	関係会社 預け金	21,890
預け金の利息	38		

(注1) 対象者が平成19年6月21日に提出した第61期有価証券報告書に基づいて作成しております。

(注2) 資金の集中管理を目的とした日立グループ・プーリング制度に加入しており、期末残高はその時点での預け金を表しております。

資金の融通は日々行われており、取引金額は前期末時点との差引き金額を表しております。

(注3) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記預け金の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

第139期連結会計年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

取引の内容	取引金額(百万円)	対象者における 計上科目	期末残高(百万円)
対象者から当社への資金の預け入れ	8,080	関係会社 預け金	30,154
預け金の利息	184		

(注1) 対象者が平成20年6月19日に提出した第62期有価証券報告書に基づいて作成しております。

(注2) 資金の集中管理を目的とした日立グループ・プーリング制度に加入しており、期末残高はその時点での預け金を表しております。

資金の融通は日々行われており、取引金額は前期末時点との差引き金額を表しております。

(注3) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記預け金の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

第140期連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

取引の内容	取引金額(百万円)	対象者における 計上科目	期末残高(百万円)
対象者から当社への資金の預け入れ	8,380	関係会社 預け金	38,779
預け金の利息	245		

(注1) 対象者が平成21年6月26日に提出した第63期有価証券報告書に基づいて作成しております。

(注2) 資金の集中管理を目的とした日立グループ・プーリング制度に加入しており、期末残高はその時点での預け金を表しております。

資金の融通は日々行われており、取引金額は前期末時点との差引き金額を表しております。

(注3) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記預け金の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の取引

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の内容

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行っており、かかる取締役会においては、中村道治氏及び内ヶ崎功氏を除く取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で当該決議を行ったとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った意思決定の過程及び本公開買付け後の経営方針

当社並びに当社の子会社及び関連会社からなる日立グループは、情報通信システム、電子デバイス、電力・産業システム、デジタルメディア・民生機器、高機能材料、物流及びサービス他、金融サービスの7部門に亘って、製品の開発、生産及び販売からサービスの提供に至るまで幅広い事業活動を展開しています。

現在、日立グループは、昨年度後半から継続している世界的・構造的な不況という厳しい経営環境の中で、今後の成長軸を確保するためには、日立グループ全体のリソース配分の最適化を図り、事業ポートフォリオの再構築の加速化を図ることが喫緊の課題と考えており、高信頼・高効率な情報通信技術に支えられた社会インフラである「社会イノベーション事業」に注力していく方針です。

日立グループは、かかる「社会イノベーション事業」強化の観点から、今後は、モータ、インバータ、パワー半導体と並ぶ産業のキーデバイスであり、かつ、情報通信システム、電力システム、環境・産業・交通システム、社会・都市システム等の事業を中心とした「社会イノベーション事業」やハイブリッド・電気自動車などの環境対応型自動車システム事業を支えるコアデバイスとなる「リチウムイオン電池事業」にも経営資源を注力することが必要と考えております。

一方、対象者は、昭和36年に日東電気工業株式会社（現日東電工株式会社）から乾電池、磁気テープ部門が分離独立して、マクセル電気工業株式会社として操業を開始し、昭和39年に当社の連結子会社になり、社名を日立マクセル株式会社に変更しました。現在、対象者は、中期経営計画において「未踏への挑戦」を長期ビジョンと位置づけ、中期ミッションである「成長への変革」に向けて、収益性の向上と新たな成長に向けた事業ポートフォリオの変革を加速しています。具体的には、今後、高い成長性と収益性が見込まれる「電池」「光学部品」「機能性材料」を重点強化3事業として経営リソースを集中投下し、独自技術による他社差別化と製品の高付加価値化を推進すること、基幹事業である「情報メディア」については、新製品投入や原価低減施策により事業を再構築し、収益性の向上を図ることとしています。

対象者は、注力事業の一つである「電池」事業の主要製品であるリチウムイオン電池に関して、従来からの主力分野である携帯電話向け製品に加え、電動工具や電動二輪車への展開を目指し、従来の角形に加え新規に円筒形やラミネートタイプの製品の開発に取り組むなど、着実に事業を拡大してきています。平成21年2月には、民生用途だけでなく、自動車用、産業用への使用にも適合した電池の電極材を供給するための、対象者の技術の粋を集めた高速・高精度塗布システムを導入した新電極工場を建設致しました。

日立グループと対象者は、これまでも、「リチウムイオン電池事業」において連携を強化して参りました。例えば、従来より、当社及び対象者は、民生用途のリチウムイオン電池の開発において、当社の研究所を活用するなどの協業をしてきました。

また、平成16年には、日立グループで設立した自動車用リチウムイオン電池の開発・販売会社である日立ピークルエナジー株式会社に、対象者と当社がともに出資し、これまでに対象者が民生用小型リチウムイオン電池の開発・製造で蓄積した技術的経験を活かし、高い信頼性と安全性を備えた自動車用リチウムイオン電池の研究開発に連携して取り組むとともに、設計・開発・製造に関しても協力関係を構築することにより、成果を挙げて参りました。

さらに、日立グループは、当社公表の平成21年4月17日付「リチウムイオン電池事業の推進について」のとおり、リチウムイオン電池をはじめとする二次電池を用いたシステム事業を中核事業の一つとして推進するため、対象者、新神戸電機株式会社及び日立ピークルエナジー株式会社などグループ会社と、全体最適化を指向した事業戦略の下にさらなる連携を図ることとし、これまで累計6億セルを出荷し、リコール（回収・修理）ゼロという優れた実績を持つ民生用リチウムイオン電池、先駆的商品化を進める車載用リチウムイオン電池など、高い品質と実績を有するリチウムイオン電池関連事業の強化を進めていくこととしました。また平成21年4月1日付で日立グループのリチウムイオン電池に係る事業を横断的に統括する組織として電池事業統括推進本部を設置いたしました。その他、日立グループは、次世代電池材料の研究組織である次世代電池研究センターを新設するなどしています。

しかし、リチウムイオン電池を中心とした二次電池に関する事業分野は、使用する製品の市場拡大とその用途拡大によって、高い成長が見込まれる一方、最終製品の価格低下圧力の高い民生用においては、参入企業の増加とともに競争が激化することが懸念されております。また、自動車分野、産業分野においては、リチウムイオン電池を基盤としたグローバルな環境・省エネに関するトータルシステムの構築が求められており、内燃機関による駆動システムの電動化や、化石燃料に代わる新エネルギーの実用化に際し、リチウムイオン電池をはじめとする二次電池は必要不可欠です。かかる顧客ニーズに機動的に対応できる体制の整備が、リチウムイオン電池事業における日立グループの成長性・収益力の向上のため不可欠な要素となっております。

こうした状況の中、当社と対象者は、平成21年3月末頃から両社の企業価値を向上することを目的とした諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社及び対象者は、当社が対象者を完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することを通じて、対象者が日立グループとの連携を更に強化し、日立グループ及び対象者を一体として運営することが、当社の社会イノベーション事業及びリチウムイオン電池事業並びに対象者の「電池」事業及びその他の全ての事業においてシナジーを実現し、対象者の企業価値のみならず日立グループ全体の企業価値を拡大するために非常に有益であるとの結論に至りました。

具体的には、

まず、今後展開が予想される産業分野におけるシステムソリューションの提案に際して強力な構成要素となると期待される、対象者が獲得してきた民生分野でのリチウムイオン電池の製品開発力、量産技術その他のリチウムイオン電池分野における有形・無形の財産と、当社のシステム力及び広範な事業基盤とを積極的に結合し、連携を更に一層強固なものにすることで、自動車分野、産業分野、鉄道車両向けなどでのリチウムイオン電池を用いた製品開発力のアップと新たな用途開拓のスピードアップを図り、この分野での競争を優位に進めることができるものと考えております。同時に、モータ、インバータ、パワー半導体と並ぶ社会イノベーション事業の重要なキーデバイスであるリチウムイオン電池事業を拡大し、これらと社会・産業システムを一体化したソリューション提案も充実させることで、当社の産業分野におけるシステムソリューションはリチウムイオン電池を展開する他の民生機器メーカーに対しては、大きな差異化技術となると考えられます。

また、研究開発において、今後成長が期待される車載向け、産業・社会インフラ向け市場は、とりわけ当社の研究リソースを製品・サービスへと応用する機会が多く、対象者及び当社の協業を具体的な業績成果へと結実させ易い分野であるため、両社の一体となった運営に基づくより緊密な技術協力により、大きな相乗効果が発揮されるものと考えられます。

さらに、成長が期待されるリチウムイオン電池事業においては、競合企業も経営資源を集中投下してくることが想定されますが、当社は、当社と対象者との資本関係を強化することにより、対象者が、当社の強固な財務基盤を活かしたさらなる信用補完を受け、より大規模な投資に向けて機動的な判断を実施できるようになることにより、激化する競合企業との競争にも十分に対応することができるものと考えられます。

加えて、対象者と当社との資本関係を強化することにより、車載用の大型リチウムイオン電池の製造を担う日立ビークルエナジー株式会社等の他のグループ会社と対象者との間で、製造ラインの共用による投資負担の軽減やコスト競争力の強化など、日立グループ内の経営基盤をこれまで以上に活用したより抜本的な対応が可能となると考えられます。

また、当社が対象者を完全子会社化し、より安定した資本関係を構築することは、「電池」事業以外の対象者の事業においても有益と考えられます。

具体的には、対象者が高いマーケットシェアを誇るコンピュータテープや放送用ビデオテープと、当社の情報通信システムグループが注力しているストレージや放送通信機器について、これまでは機器とメディアを両社が別々で開発していましたが、今後、対象者及び当社が連携し、お互いの専門性を活かしつつ開発リソースを集中させることで、製品開発力のスピードアップやさらなる顧客獲得が期待できるだけでなく、これまで以上に顧客にとって価値ある最適なソリューションの提供が可能と考えられます。また、対象者が注力している光学部品事業の主力製品であるカメラレンズや光ピックアップレンズについても、日立グループが製品化している指静脈認証システム、防犯監視用カメラシステム、車載用カメラ、BD/DVD/CD全互換ドライブなどと、開発段階から協力することにより他社との差別化を図ることができ、製品競争力強化が期待できます。さらに、対象者の機能性材料事業における粘着テープや粘着技術は、日立グループが展開する自動車分野、エレクトロニクス分野においてさらなる競争力強化が期待できるほか、血液測定器などの医療機器やDNA解析用のバイオビーズなどのバイオ材料・部材についても、医療分野での相乗効果が発揮でき、新しい市場の開拓が期待できます。加えて、対象者がこれまでワールドワイドで培ってきた「マクセル」ブランドや販路を活用することにより、日立グループの民生機器の販売力強化も大いに期待できます。

このように、当社と対象者との資本関係を強化することにより、対象者が行う「電池」事業を含めた全ての事業において、事業の一体運営により全体最適化が図られ、当社あるいは対象者が単独で実施し得る研究開発、設備投資等の経営資源の投下を上回る大規模かつ効率的な投資が可能となるものと考えられます。

なお、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の自主性・独立性を尊重し、対象者の事業の特性や、運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、対象者の事業の強化を図っていきます。

当社は、対象者の完全子会社化後、対象者が日立グループとの連携強化及び経営資源の有効活用を通じて研究開発力や生産性の強化などを実現することで、対象者の重点領域における事業の成長の安定化を図って参ります。当社は、このように、対象者と日立グループとの連携強化により対象者の事業基盤及び経営基盤を強化することが、対象者、ひいては日立グループ全体の企業価値向上につながるものと考えております。

また、対象者公表の平成21年8月19日付「剰余金の配当に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合で、かつ、その後に予定されている当社による対象者の完全子会社化が実施される日が平成22年4月1日以降の日となることを条件に、平成22年3月期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）の期末配当を無配とすることを決議したとのことです。対象者公表の平成21年8月19日付「剰余金の配当に関するお知らせ」によれば、当社による対象者の完全子会社化が実施される日が平成22年4月1日以降の日となる場合には、平成22年3月31日を基準日とする期末配当を行うと、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、上記決議をしたとのことです。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本公開買付けの公正性を担保するために、主として以下のような事項を考慮いたしました。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本買付価格の公正性を担保するため、本買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法、DCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成21年7月28日に当社算定書を取得いたしました（なお、当社は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。）。

上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 920円から1,214円

類似会社比較法 1,280円から1,463円

DCF法 1,498円から1,923円

まず市場株価平均法では、平成21年7月24日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の基準日終値、直近1週間平均、直近1ヶ月平均、直近3ヶ月平均及び直近6ヶ月平均を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を920円から1,214円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,280円から1,463円までと分析しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を1,498円から1,923円までと分析しております。

当社は、野村證券から取得した当社算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の普通株式の市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成21年7月28日の執行役社長の決定によって、本買付価格を1株当たり金1,740円と決定いたしました。

なお、本買付価格である1株当たり金1,740円は、平成21年7月24日（注1）の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の普通取引終値の1,214円に対して、43.3%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成21年6月25日から平成21年7月24日まで）の普通取引終値の単純平均値1,171円（小数点以下四捨五入）に対して48.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成21年4月27日から平成21年7月24日まで）の普通取引終値の単純平均値1,104円（小数点以下四捨五入）に対して57.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成21年1月26日から平成21年7月24日まで）の普通取引終値の単純平均値920円（小数点以下四捨五入）に対して89.1%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります（注2）。

（注1） 上記執行役社長の決定の日の前日である平成21年7月27日に日立グループの事業再編に関する報道があり、同日の対象者の株価が上昇したことを踏まえ、同日の前営業日である平成21年7月24日を基準としてプレミアムを計算しております。過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値に対するプレミアムの計算についても同様です。

（注2） 上記平成21年7月27日の日立グループの事業再編に関する報道及びその翌日である平成21年7月28日の当社による本公開買付けに係る公表の後、対象者の株価が上昇し、本書提出日前日に至るまで、対象者の株価は本買付価格に近接する価格にて推移しております。そのため、本買付価格である1株当たり金1,740円は、本書提出日前日である平成21年8月19日の東京証券取引所市場第一部における対象者の普通株式の普通取引終値の1,728円に対して、0.7%（小数点以下第二位四捨五入）、過去1ヶ月間（平成21年7月21日から平成21年8月19日まで）の普通取引終値の単純平均値1,610円（小数点以下四捨五入）に対して8.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成21年5月20日から平成21年8月19日まで）の普通取引終値の単純平均値1,293円（小数点以下四捨五入）に対して34.6%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成21年2月20日から平成21年8月19日まで）の普通取引終値の単純平均値1,059円（小数点以下四捨五入）に対して64.3%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっております。

他方、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した財務アドバイザーである日興シティグループ証券を第三者算定機関に選定し、本買付価格の妥当性を検討するための参考とするために、対象者の株式価値の算定を依頼し、日興シティグループ証券より、対象者算定書を平成21年7月21日に取得したとのことです（なお、対象者は、本買付価格の公正性に関する評価（フェアネスオピニオン）を取得していないとのことです。）。

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者算定書では、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき、一定の前提及び条件の下で、対象者の株式価値につき分析されているとのことであり、同社は、市場株価法、類似公開企業乗数比較法、類似公開買付事例におけるプレミアム分析法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行ったとのことです。

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者算定書における各手法における対象者の株式価値の算定結果は以下のとおりであるとのことです。

すなわち、市場株価法では、平成21年7月17日を基準日として、対象者の東京証券取引所市場第一部株価終値の1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月平均を基に、1株当たりの株式価値の範囲を909円から1,150円までと算定しているとのことです。類似公開企業乗数比較法では、対象者と類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を1,066円から1,782円までと算定しているとのことです。次に類似公開買付事例におけるプレミアム分析法では、平成19年9月以降に公表された公開買付事例のうち、親会社による上場子会社株式に対する公開買付事例を抽出し、公開買付前一定期間の株価終値の平均値に対するプレミアムの状況を分析した結果、1ヶ月平均、3ヶ月平均及び6ヶ月平均に対するプレミアムは、それぞれ約53%、約42%及び約32%となり、かかるプレミアムを対象者の該当期間の株価終値の平均値に適用し、1株当たりの株式価値の範囲を1,151円から1,820円までと算定しているとのことです。最後に、DCF法では、対象者の将来の収益予測や事業投資計画等を前提とし、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を評価し、1株当たりの株式価値の範囲を1,544円から1,788円までと算定しているとのことです。

また、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、平成21年7月22日開催の取締役会において、日興シティグループ証券より、対象者算定書の説明を受けているとのことです。

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者取締役会は、財務アドバイザーである日興シティグループ証券及び法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言を踏まえて、対象者算定書の内容、本公開買付けの諸条件、当社の有する経営資源の活用可能性及び対象者が当社の完全子会社となることにより対象者に生じうる業務面及び財務面のシナジー効果等を考慮しつつ、対象者取締役会が設置した特別委員会の答申内容を尊重して慎重に検討した結果、本公開買付けを通じて当社の完全子会社となることが対象者の企業価値向上及び株主共同の利益の観点から有益であり、本買付価格その他の条件は妥当で、少数株主の利益保護に十分留意されており、対象者の株主の皆様に対して適切な価格により合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断し、以上の理由により、対象者取締役会は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨を決議したとのことです。

#### 対象者における独立した第三者委員会の設置

加えて、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者取締役会は、平成21年6月26日、本公開買付けの公正さを確保し、取引の透明性及び客観性を高めるために、特別委員会を設置し、本公開買付けに対して表明すべき意見の内容の検討にあたって、特別委員会に対し諮問することを決議したとのことです。そして対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者はその特別委員会の委員として、当社及び対象者からの独立性を有する、川又良也氏(弁護士、京都大学名誉教授)、山本裕二氏(公認会計士、株式会社ヒューロン コンサルティング グループ代表取締役社長)、平成21年6月まで対象者の社外取締役に就任していた三吉暹氏及び吉川照彦氏、並びに対象者社外取締役である堀内哲夫氏の合計5名を選定しているとのことです。

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、特別委員会は、平成21年7月1日より、対象者の少数株主の利益保護に十分留意しつつ、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益に資するか否かの観点、並びに従業員を含む全てのステークホルダーの利益に資するか否かの観点から、対象者取締役会が本公開買付けに対して表明すべき意見の内容について検討を行ったとのことであり、また、特別委員会は、かかる検討にあたり、対象者の財務アドバイザーである日興シティグループ証券が対象者に対して提出した対象者算定書を参考にするとともに、日興シティグループ証券から対象者の株式価値評価に関する説明を受けているとのことです。対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、特別委員会は、かかる経緯の下、対象者取締役会からの諮問事項につき慎重に検討した結果、平成21年7月22日に、対象者取締役会に対して、本公開買付けが、対象者の企業価値向上及び株主共同の利益に資すると判断することは合理的であり、また本買付価格は、対象者の少数株主の利益に一定の配慮がなされており、妥当な価格の範囲内に収まっていると判断することが合理的であるとの答申を全会一致で行ったとのことです。

#### 独立した法律事務所からの助言

さらに、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者取締役会は、当社及び対象者から独立した法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を選定しており、本公開買付けの諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について法的助言を受けているとのことです。

#### 取締役会に出席した取締役全員の承認

対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けについて賛同の意を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議を行っており、かかる取締役会においては、中村道治氏及び内ヶ崎功氏を除く取締役全員が出席し、出席取締役の全員一致で当該決議を行ったとのことです。なお、対象者公表の平成21年7月28日付「株式会社日立製作所による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」によれば、対象者取締役のうち、当社の取締役を兼務している中村道治氏及び当社の子会社の取締役を兼務している内ヶ崎功氏については、利益相反防止の観点から、対象者取締役会の本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において当社との協議・交渉に参加していないとのことです。

#### 買付け等の期間を比較的長期間に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間を比較的長期間である33営業日に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、本買付価格の公正性を担保しております。

## 第5 【対象者の状況】

### 1 【最近3年間の損益状況等】

#### (1) 【損益の状況】

決算年月	平成19年3月期 (第61期)	平成20年3月期 (第62期)	平成21年3月期 (第63期)
売上高	115,223百万円	120,902百万円	100,723百万円
売上原価	80,618百万円	88,125百万円	81,751百万円
販売費及び一般管理費	29,230百万円	30,350百万円	24,112百万円
営業外収益	3,320百万円	3,503百万円	2,834百万円
営業外費用	1,943百万円	4,126百万円	1,498百万円
当期純利益(当期純損失)	3,489百万円	949百万円	23,680百万円

決算年月	平成22年3月期 (第64期)第1四半期
売上高	34,116百万円
売上原価	26,644百万円
販売費及び一般管理費	8,274百万円
営業外収益	454百万円
営業外費用	290百万円
四半期純利益(四半期純損失)	878百万円

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 上記(注1を含みます。)は、対象者が平成19年6月21日、平成20年6月19日、平成21年6月26日にそれぞれ提出した第61期、第62期及び第63期有価証券報告書並びに平成21年8月6日に提出した第64期第1四半期報告書に基づいて作成しております。

(注3) 平成22年3月期(第64期)については、上記第64期第1四半期報告書に記載された第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書に基づいて作成しております。

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	平成19年3月期 (第61期)	平成20年3月期 (第62期)	平成21年3月期 (第63期)
1株当たり当期純損益	36.33円	9.88円	246.51円
1株当たり配当額	20.00円	20.00円	20.00円
1株当たり純資産額	1,826.53円	1,814.18円	1,557.78円

決算年月	平成22年3月期 (第64期)第1四半期
1株当たり四半期純損益	9.14円
1株当たり配当額	
1株当たり純資産額	1,701.63円

(注1) 上記は、対象者が平成19年6月21日、平成20年6月19日、平成21年6月26日にそれぞれ提出した第61期、第62期及び第63期有価証券報告書並びに平成21年8月6日に提出した第64期第1四半期報告書に基づいて作成しております。

(注2) 平成22年3月期(第64期)については、上記第64期第1四半期報告書に記載された四半期連結財務諸表に基づいて作成しております。

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 市場第一部						
	平成21年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高株価	802	741	1,014	1,167	1,266	1,726	1,733
最低株価	671	634	705	899	1,033	1,051	1,722

(注) 平成21年8月については、8月19日までのものです。

### 3 【株主の状況】

#### (1) 【所有者別の状況】

平成21年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 100株）								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	0	48	34	178	196	6	10,063	10,519	
所有株式数(単元)	0	159,510	9,145	528,309	147,275	58	150,628	994,867	45,433
所有株式数の割合(%)		16.03	0.92	53.10	14.80	0.01	15.14	100	

(注1) 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が20単元含まれております。

(注2) 「個人その他」の欄に34,706単元、「単元未満株式の状況」の欄に46株、合計3,470,646株の自己株式を含んでおります。

(注3) 上記(注1及び注2を含みます。)は、対象者が平成21年6月26日に提出した第63期有価証券報告書に基づいて作成しております。

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成21年3月31日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	51,132	51.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	8,418	8.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,682	4.70
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O. BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	1,400	1.41
シーピーエヌワイ ディエフエイ インターナショナル キャップ バリュポートフォリオ (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	1,001	1.01
タム ツー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	P.O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	954	0.96
野村信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	800	0.80
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番12号	752	0.76
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	616	0.62
アールピーシー デクシア インベスター サービス バンク アカ운 トルク センブルグ ノン レジデント ドメスティック レート (常任代理人 スタンダード チャータード銀行)	14, PORTE DE FRANCE, L-4360 ESCH-SUR-ALZETTE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	608	0.61
計		70,366	70.70

(注1) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	4,306千株	日本マスタートラスト 信託銀行株式会社	4,177千株
野村信託銀行株式会社	767千株	資産管理サービス 信託銀行株式会社	733千株

(注2) 対象者は自己株式を3,470千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合3.49%)有しております。

- (注3) ソシエテジェネラルアセットマネジメントインターナショナルリミテッド、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びソシエテ ジェネラル エス アーから平成20年6月20日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成20年6月13日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、対象者として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ソシエテジェネラルアセットマネジメント インターナショナルリミテッド	3,426	3.44
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社	490	0.49
ソシエテ ジェネラル エス アー	128	0.13

- (注4) 上記(注1ないし注3を含みます。)は、対象者が平成21年6月26日に提出した第63期有価証券報告書に基づいて作成しております。
- (注5) 対象者が平成21年8月6日に提出した第64期第1四半期報告書によると、対象者は、第64期第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

【役員】

イ 取締役

平成21年6月26日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(百株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
内ヶ崎 功	取締役会長	取締役会議長 指名委員 報酬委員		
角田 義人	取締役	指名委員 報酬委員	246	0.02
千歳 喜弘	取締役		159	0.02
松本 彰	取締役		121	0.01
和田 誠文	取締役		97	0.01
神谷 國廣	取締役	監査委員	113	0.01
中村 道治	取締役	指名委員 監査委員 報酬委員	28	0.00
堀内 哲夫	取締役	指名委員 監査委員		
計			764	0.08

(注1) 内ヶ崎功、中村道治及び堀内哲夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

(注2) 対象者は、委員会設置会社であります。

(注3) 上記(注1及び注2を含みますが、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合を除きます。)は、対象者が平成21年6月26日に提出した第63期有価証券報告書に基づいて作成しております。

(注4) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注5) 対象者が平成21年8月6日に提出した第64期第1四半期報告書によると、第63期有価証券報告書提出日(平成21年6月26日)後、第64期第1四半期報告書提出日までにおいて、取締役の異動はありません。

□ 執行役

平成21年6月26日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(百株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
角田 義人	代表執行役 執行役社長	全体統括	「イ 取締役」参照	「イ 取締役」参照
千歳 喜弘	代表執行役 執行役専務	経営戦略担当	「イ 取締役」参照	「イ 取締役」参照
松本 彰	執行役専務	グローバル 営業担当	「イ 取締役」参照	「イ 取締役」参照
和田 誠文	執行役常務	経理担当	「イ 取締役」参照	「イ 取締役」参照
勝田 善春	執行役常務	二次電池 事業担当	52	0.01
荒木 立夫	執行役	光学部品 事業担当	42	0.00
中山 雅視	執行役	総務担当	32	0.00
角谷 賢二	執行役	研究・開発 モノづくり基盤 担当	73	0.01
岡藤 雅夫	執行役	情報メディア 事業担当	19	0.00
梶井 修	執行役	一次電池 事業担当	41	0.00
計			882	0.09

(注1) 上記(ただし、発行済株式の総数に対する所有株式数の割合を除きます。)は、対象者が平成21年6月26日に提出した第63期有価証券報告書に基づいて作成しております。

(注2) 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注3) 対象者が平成21年8月6日に提出した第64期第1四半期報告書によると、第63期有価証券報告書提出日(平成21年6月26日)後、第64期第1四半期報告書提出日までの執行役の異動は、次のとおりです。

- (1) 新任執行役  
該当事項はありません。
- (2) 退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
執行役	光学部品事業担当	荒木 立夫	平成21年6月30日

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

#### 4 【その他】

また、対象者公表の平成21年8月19日付「剰余金の配当に関するお知らせ」によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、本公開買付けが成立した場合で、かつ、その後に予定されている当社による対象者の完全子会社化が実施される日が平成22年4月1日以降の日となることを条件に、平成22年3月期（平成21年4月1日～平成22年3月31日）の期末配当を無配とすることを決議したとのことです。対象者公表の平成21年8月19日付「剰余金の配当に関するお知らせ」によれば、当社による対象者の完全子会社化が実施される日が平成22年4月1日以降の日となる場合には、平成22年3月31日を基準日とする期末配当を行うと、本公開買付けに応募する株主の皆様と応募しない株主の皆様との間に経済的効果の差異が生じる可能性があることから、上記決議をしたとのことです。